

グリーン「共創」マーケティング

齋 藤 實 男

ABSTRACT

Why shall Green Prosumerism Marketing be done in an ecological society constituted of A=B=C (Administration=Business=Consumer) by B=C? Why shall B=C be built up by themselves, sharing the product planning, designing, material checking, producing, distributing and the other factory management? Why shall the ecological society be made by the concept, LC (Life Cycle: P-D-C-W-R) or the Circulation of products?

Because Green Prosumerism Marketing shall realize the 3 things, economic function, organization and culture. Green Prosumerism Marketing and the 3 things works interactively. The first one is the environmentally friendly LC (LIFE) through the heavy connection (LINE) between Businesses and Consumers to check and reduce the poisons (ex. EDC or POPs or pesticide contaminating foods, lands and air) input or output to or from LC. The second one is the environmentally friendly community, particularly LIVE community through it and green money or Worker Co-operatives (workers collectives). The third one is the environmentally friendly paradigm=thought=concept

through the community's activity. The 3 things realized by the Green Prosumerism Marketing shall make the administration green and realize green A=B=C. This realization with 3 Li (Life, Line, Live) shall be supported by IT (Information Technology) which is Life Line network web communication and computer.

This paper shows how to realize the LC oriented society through the Green Prosumerism Marketing and how to realize the Green Prosumerism Marketing by B=C community, using key words, 3 Li (Life, Line, Live), prosumerism (prosumer+consumerism: cf Toffler A.).

Keyword: A=B=C (Administration/Business/Consumer) • LCA (Assessment of P → D → C → W → R → WOW → P': Production/Distribution/Consumption/Waste/Recycle/Waste-Out Washing) • Prosumerism (Producer+Consumerism) • 3Li (Life/Line/Live) • 3S (Span/Space/Species) • PIMA Communication (Presence/Interaction/Multi-Sensory/Autonomy [Ishii]) 4P: Product (from 4B to 4A [Concept/Construct/Communication/Org.]) Price (Synchronization of the past labour [cost] with the present labour [cost]/from Public to Private/from Possession to Use) Place (Disintermediation/Green Distribution) Promotion (Permission), Take Part In • IT (4S: Separate • Slight cost=economical • Speed [Takenaka] • Share)

序

生産と「消費」が描く、生態系・食物連鎖準拠の循環型経済社会を形成するために、わたしたち「消費」者・地域住民は、何ができるか？わたしたちは、今までのように、社会内分業によるヒトとヒトの断絶を容認し、生産管理をヒト任せにし、ほとんどの「消費」財をヒトに作ってもらい、自己の賃金労働に基づく所有権を当たり前のように行使し、その「消費」財をただ「消費」するだけの「消費」者のままであって良いのか？わたしたちは、生産者と逆「生産管理」順「生産管理」の知恵・エコデザイン情報を共有し、循環型製品・サービスを共創しなくても良いのか？今ままの非分解性素材を投入し続け、「環境倫理⁽¹⁾」「地球全体主義⁽²⁾」「環境犯罪⁽³⁾」「環境正義⁽⁴⁾」「環境人種差別⁽⁵⁾」についてラディカルな問い合わせなしに、惰性で生きて、今まで眼の前の大量生産・流通・消費の使い捨て文化を反省しないまま、自己満足的リサイクル文化をそれに上乗せしても、環境負荷を増長するだけではないのか？

ケネディーにヒントを得て、受動的に、生産者が「消費」者のために何ができるか、ではなく、もっと能動的に「消費」者が生産者のために、生産管理のために何ができるか、を問え。わたしたちにも、拡大「消費」者責任（加藤）、拡大「消費」者主権があるのではないのか？

本稿は、このような問題提起の下に「消費」者としてのわたしたちが、循環型経済社会形成へ向けて、その一つの方策として、分業と「所有」を超える、企業と順・逆「生産管理」情報を共有し、順・逆「生産管理」に参画し、生産物を共創してゆく必要性のあることを訴える。つまり、わたしたちが世の人々と共有してきた「所有」と分業を巡る常識を打破し、従来

の発想を転換し、新しい発想に基づく循環型経済社会のシミュレーションを創り、その可能性を探るものである。その発想の転換の大きな課題が、生産と「消費」の在り方のコペルニクス的転換である。本稿は、その発想の転換の実現可能性を多方面から探るものである。

キーワード：A=B=C（行政・企業・消費者）・LCA（LC 査定：生産→流通→「消費」→廃棄→リサイクル→浄化→再生産）・グリーンプロシューマリズム（生産参画主義・生産者+「消費者」共創主義）=共創のマーケティング・3Li（生命&LC・e-Line：インターネット Web・ライブ：生身/実演/体感/発汗/臨場感）・サシスセソ（Live：猿/知らせ/スマート/世代未来：生態系/相互依存：相互連関の生態系）所有から利用へ・循環型社会形成基本法・LCA・順/逆「生産管理」・「循環型社会の生産参画」・未来労働現在化・見えざる負の価格・拡大「消費」者責任・共創のインターネット・自給志向の「生産管理」・プロとアマチュアの情報共有・ISO14001・IT（「個・安・速 [竹中平蔵]」+共 [情報共有]）

第1章 所有と循環：所有概念の転換

拡大「消費」者責任（加藤）という概念は、なぜ必要なのか？それは、いかなるものなのか？本章は、そのことを、所有者責任と関わらせて、問いかながら、この概念が循環型経済社会建設のための発想の転換の一つになりえることを述べたい。発想の転換は、容易に実行できるものではない。しかし、まず思わなければ、長い間、実行を続行できるものでもない。そこで、まず思うこと、思想を持つことから始めよう。

近代市民社会の「自己労働に基づく所有」の所有に、モノの「消費」後

の処分権が含まれており、使い捨ての権利も保証されてきた。この使い捨てを止めてゆくために、我々は所有概念・所有者責任概念に関わる公私（A=B=C）のコスト負担・実行責任の分担と LC（産業連関【生産】から「消費」リサイクル循環）の時点と代替技術との3つの組合せをいかにすれば良いのか？本節では、この所有者責任の3つの組合せ問題を環境政治⁽⁶⁾的・政策的に熟慮したい。

換言すれば、所有概念の3つの組合せ問題とは、公・私、A=B=Cの内の誰（Who）・どれ（Which）が、LC上、いつ（When）から、どんな種類のもの（What）を所有し、環境負荷削減修復コスト・リサイクルコストをいかなる形（How）で負担するか、という問題である。

この問題の解決のために、とりあえず公と私について、第1に共産主義批判を行い、第2に所有権を「使用・収益・処分権」に分解した2つの接近方法とLC上・公私上の所有主体の設定に関わるいくつかの接近方法を提起することにしたい。この第2の方法が、市場経済を活かした環境保全政策、特に環境税に絡んでくる。

第1節 「共産」VS.「共創」

共産主義か資本主義か？地球環境問題を解決するためには、共産主義と資本主義のどちらが良いのか？そのような2者択一が間違っているのか？

我々の立場は、基本的に共産主義の公有の失敗を認め、私有の成功を認め、資本主義的市場経済を認め、それに対する国家的国連的環境NGO・地球市村民による環境経済政治・政策と規制などの介入を組込み「消費」者=市村民と生産者=企業が「共創」する修正資本主義である。だから、答えは資本主義のほうが良い、ということになる。それでは、この「共創」と「共産」は、どう違うのか？

マルクスが明確にした「共産」は、2つの大きな意味を持っており、第1に土地・機械・原料等の生産手段=「資産」の共有と第2に各異業種の経営者と労働者・労働者同士が社会内分業・工場内分業を超克し共同して「生産」する、という意味を持っている。我々の「共創」は、私有を前提した分業の超克であり、マルクスの批判した空想的社会主义や協同組合思想に近い。

我々のこの点に関するキーワードは、欲望と巨大文明・巨大組織であり、既に次のように述べている。

「既存の資本主義社会のハイテクの無政府的生産に基づく寡占的市場・自由市場も既存の社会主义社会のローテクの計画生産に基づく統制市場・配給市場も、生産レベルでの巨大技術に基づく重化学工業化・情報化・都市化などと消費レベルでの人口増や私的欲望／組織的欲望の肥大化多様化などを、相互媒介させ増幅させ、イナーシャ(慣性)にさせて地球環境を破壊している。

私的欲望／組織的欲望が、社会体制のいかんを問わず、私的な一族の子孫グループや現在世代グループの小さい枠を超えて、次世代社会と共に存する持続可能な欲望を追求することは難しい。社会主义社会の公害はローテクの生産技術に問題があり生産過程から生じるところが多く、資本主義社会の公害は流通過程における市場原理・短期決戦型の価格／非価格競争原理に問題があり資本の総過程から生じている。世界共産主義社会という理想像は幻想であった。ソ連崩壊による幻滅のときが来る。我々は、現実の社会主义国の大失敗を理解し、ポルポト政権の虐殺を通してみても、その失敗を実感することができる。

マルクスの共産主義像の追求そのものが、人間の欲望・エゴ、官僚・組織のエゴといった問題を後天的な素質とみなしてDNA的(先天的)

深刻さを不間にしてゐるが、その不間に基づく世界共産主義思想が、いたらない人間の後天的責任を追求・糾弾するあまりに、彼／彼女らの抹殺につながるところの世界全体主義・スターリン主義に陥らざるをえないことを理解し、マルクスの夢をそのままドグマとして実践するポルポトのような共産主義と決別すべきである。

地球環境問題は、市民運動を通してしか解決しないだろう。市民運動は、水俣の運動・反食公害の運動・有機農業運動などを盛り上げてきた。現在社会の矛盾は、資本主義を前提にした上での市民運動・コンシューマリズムとそれに対応する福祉・環境行政や企業の社会貢献にしか解決の糸口が見つからない。

たしかに…死の商人という巨大財閥が平和産業をも形成しているが、この運動やそれが促す企業の社会貢献としてのグリーンマーケティングを手段としてしか、企業エゴ・血族エゴ(DNA的欲望の論理)をコントロールできる世界修正資本主義市場は生れないだろう。結局、企業の社会貢献としてのグリーンマーケティングにその解が求められなければならなくなる。

資本主義的市場原理も、私的・組織的（企業・官僚・党派・国家など）エゴを衝突させ競争させ調停させながら、物質代謝・情報循環を司るターボポンプとなっている。このポンプの原動力は、過去の自己労働に基づく現在もしくは未来の私的所有の論理（＝労働「価値」説など、またそれにに基づく年金制度など）である。それは、地球の自然環境の中の生命系・自給自足経済を、強引に商品の生産・流通過程に包摂し、その過程における社会内分業を社会的協業として連結させるポンプであり、個々の人体・人間生命を最終的商品の流通・消費過程に包摂し、個人の労働力商品を社会内分業の担い手として工場・オフィ

ス・市場に汲み出すポンプである。このようなターボポンプは、分解不可能なほど大量の石油を汲み上げ、石油文明の開花後にゴミ問題・環境破壊問題を深刻にさせた。」([Sai·J-2] pp.13-4)

私的所有に基づく分業を超克するはずの共産主義=「科学的社会主义」の第2段階（平等能力・労働→平等分配）は、実現せず、「プロレタリア独裁」のままであった疑似社会主义の第1段階（格差能力・労働→労働証書→分配）は、第2次世界大戦中の1917年11月7日に、後期資本主義・自由主義を経由せず初期の半資本主義的半封建的ツアーリズムから、2月革命のケレンスキーのブルジョア革命成立直後、永続革命的にプロレタリア独裁国家ならぬ官僚独裁国家となった旧ソ連では、スターリン主義として開花し、生産手段の共有とその管理主体を国家官僚とし、官僚の私腹を肥やす収奪機構になり、対資本主義の名目の下にその機構死守のための軍隊を使って、収奪に反対し、欲望を追求する労働者・人民や反対派官僚の虐殺に走ったのみならず、私物化された国家は、それら官僚自身と民衆の近視眼的な欲望の充足のために、放射性廃棄物・排気ガス・土壤水質汚染などの環境負荷を生みだし、公害被害者を見捨て、その修復を省みることさえしなかった。共産主義には、その国・地域の歴史的発展段階・文化・地理的条件に応じた種々様々な類型が、考えられるので、キューバ・中国・北朝鮮・東欧などやインドの社会主义も配慮しなければならない。また、1980年代までのニュージーランドや今日のスウェーデン等の社会主义的福祉政策や戦時中の国家社会主义的なナチ・日本軍国主義等も引合いに出すべきである。また、もし後期資本主義・自由主義をかいぐったフランス・イギリスで共産主義革命が成功していたら、ということを考えなければならないのかもしれない。

しかし、これらのどの国の社会主义・共産主義の実験も、そこから得ら

れた教訓は、生産手段の共有が、公害・地球環境問題を解決する手段になりえなかつたばかりか、管理責任について、中心になり痛みをもつて責任を持つ人格主体・組織を喪失し，“Every Body's Business is Nobody's Business”の無責任社会を創出した、という皮肉な事実にこそあった。

マルクスは、性善説的に、「存在が意識を規定する」と考え、資本主義社会という存在、この悪い仕組みが能力格差による配分格差を生み、私利私欲に人間を走らせているのであり、共産主義社会という存在、この良い仕組みは能力に応じた労働と平等な配分をもたらし、相互利己利他心・個と社会の利益を調和させる、と考えた。マルクスは、人類史は、三段階で構成され、必然の王国である封建的依存関係（生産手段の農奴による所有と封建領主による暴力的支配）と自然収奪の資本主義的物的依存関係（生産手段の資本家・地主による所有と自由な賃金労働契約）を経て、増強された資本主義的生産力の遺産の上で自然史と調和する自由の王国へ至り、自由な人格による主体的結合（生産手段の共有と全人民的生産・流通管理）のユートピア社会＝共産主義社会を創造する、とも考えた。

しかし、人間は、今ここで、直接的個人的にその責任が降りかかるってこない社会の仕組みの中では、3軸の長い公的利益と矛盾する私利私欲に走る性を持っているのである。ゆっくり熱くなる電気ヒーターの上のゴキブリや茹で蛙が逃げ出さないと同様に、先の危機は肉感できないのである。

この資産共有の「共産」に対して、我々の「共創」は、生産物の種別に応じて、LC 上のどの時点かに所有者責任を設定し、その所在を明確化し、たとえ組織や国家規制を媒介にしたものであるにせよ、直接的個人的に「自由であるべく呪われた」人間のその責任を、実存主義的に追及するような私有制を前提にしている。

そこで、次に資本主義が共産主義に勝ったものとして、「共創」の所有者

責任について、考えてみよう。

第2節 所有から使用へ

直接的個人的な所有者責任を定め、循環型社会を築くには、どうすれば良いのか？所有権・使用権をキーワードにこのことを考えてみよう。

循環と所有者責任の取り方については、とりあえず大きく生産財である機械・土地などと最終消費財の2種の財、公的所有と私的所有の2つの組合せが考えられる。第1に、生産財について、企業・経営者個人等が、最終消費財について「消費」者個人等が、一旦私的に所有したら、使用後も所有責任を負う、という方法がある。第2に、生産財についても最終消費財についても、最初から共産主義的に所有権の内の処分権を認めず、使用・収益権しか認めず、公的に国家が処分権を持ち、国家がLC上、その都度使用者に、管理責任を負わせるという方法がある。第3に、第1と第2の折衷、範囲を決める方法、つまり生産財か消費財か、衣食住・移動・通信生活に関わる耐久消費財・設備か、最寄り品・日用品・短期消耗品か、等の区別に応じて、LC上、産業連関上のどこかに所有権を負わせ、そのどこかから後には使用権のみを認める、という方法がある。

所有主体については、企業B=国家A=人民Cのいずれか、さらにそれらのサブ組織・個人のいずれか、という設定の問題がある。このサブとは、企業については、メーカーか流通業者か、さらにメーカーについても素材・部品・組み立てメーカーのいずれか、という問題のことである。また、耐久消費財か、日用品か、生産財か中間生産財（部品）か等の所有・利用対象の相違によって、これら3つの方法も異なってくる。

図表 1-1 所有・利用主体と LC

	耐久消費財	日用	生産財	中間	社会資本	外部経済	ヒト
所有	P : (B)	C : (C)	P : (B)	P : (B)			
移転	D (B)	D (B)	D (B)	D (B)			
利用	C・A	C・A	B	B	A		
ミックス	P→D→ C→R						

LC: P → D → C → W → R → WOW → P'

この第1の方法は、市場における商的流通、つまり所有権の移転をどの時点で認めるか、あるいは認めないか、という産業連関上の問題に発展する。生産における、部品と素材の製造業者、組立て業者、さらに流通における、流通加工業者、それを担ったり担わなかつたりする卸・小売り、最後に最終「消費」者の誰が所有責任を負うべきなのか、という問題に発展する。言うまでもなく、我々の拡大「消費」者責任主義は、最終「消費」者責任を重視する志向であり、我々がしなければならない循環型社会へ向けての取組みとともに企業や国家に対する要求、我々の権利と義務の執行を重視する志向のことである。全ての責務が我々最終責任者に、直接的、間接的に掛かるがゆえに、企業や国家が直接為すべき責務を決定しよう、というわけである。

第2の方法は、共産主義のように処分権を全く認めず、限定的収益権と使用権しか認めないので、根本的に、生産に必要な原料栽培・資材採取から部品・完成品とその「消費」リサイクルに至るまでのLC総過程における個人的な廃棄処分は、不法行為となる。使用権のみについても、時間、つまり土地や機械などの生産手段は、長くて最長一世代の使用権かそれとも次世代への使用権を認めるか、などの使用時間の問題が出てくる。

この方法では、民間活力のリサイクル責任者は、育ちにくい。また、公

的セクターが国家・自治体予算を得て、リサイクルするにしても、よほど強い権力で、使用管理者責任を問い合わせ、国家が公的所有権を最大限駆使しない限り、リサイクルや解毒・浄化は行なわれない。そもそも、生産活動を初めとする経済的インセンティブが働かない。

ただし、最終消費財の内特に車・住宅等の耐久消費財については、最終「消費」者が、現世代・未来世代人類とそれらのモノを共有するリースの精神，“Receive and Serve (染谷氏)”の精神でモノを取り扱うことになり、プラス面がある。その場合、消費財のモノの性質による使用時間の問題が生じる。また、リデュースしての自己使用後のリユース・リサイクル責任の問題も生じる。このような経済社会的な所有問題は、ただ単に、それのみならず、深層に宗教的な天地の神からの施し・恩恵の分配の問題を孕んで来る。

第3の方法は、その「共創」理念の基に、財の種類に応じて、公と私・組織について、LC上のどこまでに処分権・収益権を認め、どこからが使用権のみ許されるのか、という問題に発展する。

以上第1，2，3の方法は、民法の所有権自体を根本的に問い合わせ直す、明治以来の革命的非連続に、資本主義の法律的前提を問い合わせ直すものである。

これら第1，2，3の方法とも、拡大「消費」者責任という概念に関わる。第1の方法について、もしLC上の全ての過程におけるモノの所有権が、「消費」者にあるとすれば、「消費」者の使用するモノの全ての産業連関上の生産過程における環境負荷が、「消費」者責任に帰すことになる。第2の方法については、その産業連関上の生産過程において何人も環境負荷をもたらすモノを勝手に処分できないことになる。自然と人類の共生・協創関係を最も円滑に築く所有・使用関係は、この第1と第2の折衷の第3の道にある。

我々の「共創」における「所有から使用へ」というスローガンは、特に家電・自動車などの耐久最終消費財についての最終「消費」者の拡大「消費」者責任を糺すものであり、そのメーカーの拡大所有者責任をも併せて糺すものもある。

第3の方法を対自己・対国家・対企業と LC に適応して，在るべき使用関係を、次項で考察することにしよう。対自己のこれらの方法の適応を試みてみよう。

第3節 拡大「消費」者責任：家庭内循環と「消費」者運動

わたし達は、家庭内に限定した場合にさえ、従来の所有権行使したままであってよいのか？「消費」者・コンシューマーのままであって良いのか？家庭内循環や自給の責務はないのか？その答えの一つが「消費」者運動史を紐解くことによって見いだせる。上の第3の方法を特に対自己への適応を試みてみよう。

日本の1950年代から60年代末にかけての「消費」者運動は価格志向が前面にでており、60年代末以降のコンシューマリズムは告発型で「アヒル」風の食の安全性などを問うものであった。これが空間的に地球環境問題にまで思考を拡大するのは、1986年4月26日のチェルノブイリ原発事故のことである。その拡大の中での足元の活動が提案型のグリーンコンシューマリズムであった。

このグリーンコンシューマリズムは、イギリスの『グリーンコンシューマーガイド』(1989年)、アメリカの『世界を良くするための買い物』(1989年)、日本の『有力企業の社会貢献度』(1990年)などの出版や4R運動を通して、小売業や製造企業をグリーニングしてゆく。この対企業の提案型の運動を、さらに一步踏み込んで参画型の運動に発展せざるをえなくしたの

が『奪われし未来』(1996年)で周知の事実となった環境ホルモンの脅威であった。

併せて、食における遺伝子組換え食品・狂牛病・O157問題や住環境におけるインドアポリューション（室内汚染）・ダニアレルギー・電磁波問題なども、それまでの食についてのポストハーベスト農薬・食品照射・放射能汚染食品、住についての排気ガス、衣類についての農薬や化学染料・蛍光増白剤で汚染された纖維などの問題を含めて、大きくクローズアップされるようになった。そこで、日本では、生協運動などを中心に、脱環境ホルモンのための容器の脱塩ビ・脱ノニルフェノール・脱ビスフェノールA・脱スタイレンダイマー（発泡スチロール）へ向けて、生産管理にまで参画する運動が起こっていった。

この運動こそ、「消費」者が自己の殻を破り、社会内分業と産業資本の私的所有を超える思考を伴ったグリーンプロシューマリズムと呼ぶべき運動である。コンシューマー（消費者）は、プロシューマリスト（生産参画使用者）へ自己発展した。プロシューマリズム（生産参画使用主義）の語源は、トフラー・Aの日曜大工・家庭菜園などロビンソン・クルーソー的なイメージの強い未組織・個人のプロシューマー（Prosumer=Producer+Consumer：自給的生産=消費者〔『第三の波』第20章〕1980年）である。プロシューマリストとは、このプロシューマーに成りきれないものの、「消費」の枠を超えて、生産一流通企業組織・企業内分業や生産者個人の生産活動に直接的間接的に関与する運動の担い手のことである〔含むIT利用のデザインなどへの「消費」者個人の生産参画=アウトサイドイン〕。グリーンプロシューマリストは、食の5S（参画・産出・算用・讃歌・晚餐）運動を中心にRefuseから、A=B側との協創の7R（Role—Play・Return・Research・Regain・Ring・Region・Receive & Serve）への転換、とり

わけ生産との Ring (輪) を Region (地場) で築き (地場生産一地場消費), 特に食については, 生産者と共創すること, 生産者の私有に限定的な共有の立場から迫って, 安全食を Receive & Serve (「拝受&奉尽」[染谷]) へ転換する運動家である。

要するに, グリーンプロシューマリズムとは, C 「消費」者側のサシスセソ運動である。つまり, 肉体労働復権・生産活動奪還・非市場経済回復を目指す進化猿 (サ) となって, 脱環境ホルモン問題・脱遺伝子組換え食品などのために, 社会内/企業組織内分業によって, 漆喰に閉ざされた生産→流通現場に関与し, その情報=知(シ)らせ (=情報→IT革命)を活用し, “Small(ス)is Beautiful”の等身大のグリーンA=B=Cコミュニケーション社会を目指し, 未来世(セ)代のこと, 持続可能性を考え, 生態系面からの相(ソ)互依存 (=食物連鎖) の復活を図る, 1996年以降のソシオエコロジカルな運動である。

現在, IT革命が, 環境ホルモンに無頓着でグレイな消費主義者を脱環境ホルモンのグリーンプロシューマリズムに誘いつつある。グリーンプロシューマリズムについて, その頂点のC=C:トフラーの個人的・直接的な, あるいは集団的なプロシューマー型 (C to B:典型的なC側のB側の変革運動型, B to C: B側のグリーンプロシューマリズムマーケティング便乗型の2類型は次章) を考察したい。C=Cは, 環境保全・脱環境ホルモンを目指してのプラスティックの小道具の脱塩ビを目指し, 自らの収穫物を自ら利用したり販売したりするワーカーズコレクティブ連合会 (<http://member.nifty.ne.jp>)・釣り・山菜採り・アウトドア生活交流会・天水利用同好会・家庭菜園市民農園・エコ住宅デザイン・ガーデニング園芸クラブ・工芸/陶芸同好会などのC=Cの情報受発信に見られる。「エコマネー」ネットワーク (<http://www.ecomoney.net/ecoHP>) は, それを媒介

に集団で、生態系維持（空き缶拾い・ドブさらえ・森林下草刈り間伐・植林・草刈り・野焼き・援農・援漁など）のみならず、福祉介護・種々な作業・地域のサービス小売り業（食堂・パン屋・八百屋・小道具屋・浴場・映画館など）・イベント等々の回転に活かしたものであり、各集団（エコミュニティー）が相互にネットワークをもつたものである。ITの情報共有がこのプロシューマリズムを加速させる。

これらの自給的活動は、さらにリユース・リサイクル運動や生ゴミコンポスト化などの家庭内循環・地域内循環・NPO活動へと発展する。家庭内循環を初めとするプロシューマリズムは、空間的には地球環境問題を射程に入れたものであり、時間的には未来世代への責任、種については食べるものの命への責任を配慮してなされるものである。それは、足元ができる拡大「消費」者責任の遂行であった。

次に、拡大「消費」者責任について、その理念を、「消費」者による対国家、対企業の権利行使、特に参加権の行使と関わらせて論じてみたい。まず、対国家の運動の成果でもある態系を守り、ゴミ問題の深刻化・環境ホルモンに対処するためにも生まれ、持続＝循環・未来世代を考慮した循環型社会形成基本法を紹介しておきたい。

第2章 循環型社会形成基本政策（対A：国家）

生態系準拠の循環型経済社会即リサイクル社会なのか？経済の要求する地球環境面積を表す「エコロジカルフットプリント」($[R_{oe} \cdot W-1]$)が、このままだと地球面積の1/3増を必要とする、と言う。地球市村民が、このような巨人の足に乗ったまま、Bの大量生産、AのGNP振興、Cの「more and more のエントロピー増大型生活」（高辻正基）やそのパラダイムの基

盤の巨大石油・原子力文明を反省せずに、リサイクル社会に至れば、大量リサイクル社会を創出するだけではないのか？

グリーンプロシューマリズムが目指す循環型社会における拡大「消費」者責任と国家・自治体との関連はどうなっているのか？LC 上の全ての環境負荷の責任と未来世代のための環境保全の責任は、本当にプライベートな「消費」者にのみ帰すべきなのか？間接的に国家に、その責任を委託すべきパブリックの局面があるのではないか？

本章では、第 1 に、まず法律的な規制について、我が国の憲法など主権在民を参考し、次に「循環」と「リサイクル」の「区別と連関」を問い合わせ、第 2 に未来の外部経済を内部化し未来労働を現在化するためのグリーン税に言及しつつ、この問について考えてみたい。

第 1 節 循環型社会とリサイクル（規制）

循環型社会を形成するためには、B=C の連携によるグリーンプロシューマリズム連鎖のみならず、それをバックアップする環境法による規制が必要ではないか？果たして、2000 年施行の循環型社会形成推進基本法は、その意図に叶ったものなのか？それは、単なるリサイクル法に堕落してはいないか？

1. 循環型社会形成基本法（規制）

国家の環境法は、循環型社会形成に寄与できるか？この法制定と遵法について、わたしたちには、どのような責務を負うべきなのか？

詭弁のように聞こえるかもしれないが、「消費」者拡大責任は、一方的に自己責任のみを追及するものではなく、他者と責任=義務を分かち合い、他者の責任を追及する責任=権利でもある。

日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」には、まず未来世代のための環境保全の責任に関連する条文がある。「健康で文化的な最低限の生活を営む」(第25条)べき生存権は、地球環境保全を前提条件としている。この生存権を含む第11条「国民の基本的人権の享有」については、「永久不可侵」であり、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」。したがって、その前提として「将来の国民に」地球環境も「与えられ」なければならない。

そして、この権利は企業や国家に対しても、行使される。この行使のために、「消費」者は、「不断の努力」をしなければならない。

フランス革命の根本精神と同様、憲法第12条は、「自由及び権利の保持責任・濫用禁止・利用責任」について、こう記述されている。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」

第25条「国民の生存権」の前提である地球環境を保全するために、「消費」者たる国民全てが、「国の社会保障的義務」の執行を追求し、そのために国家・自治体に地球環境保全行政を追求してゆかねばならないのである。

この地球環境保全活動が、たとえマイノリティーであっても、それは、保証されるべきである。憲法第13条「個人の尊重」には、こう記述されている。

「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り…最大の尊重を必要とする。」

要するに、憲法の条項を援用すれば、第25条「国民の生存権」の前提である地球環境を保全するために、「消費」者たる国民全てが、国家に対して

「社会保障的義務」の前提としての環境行政執行を追求する権利を有す、ということになる。

この憲法の基本的人権と国民の参加権（＝「不断の努力」=拡大「消費者責任」）を配慮して、国家は、環境基本法（企業・国家・人民の責務）を93年に施行した。

その第1条には、次のようにA=B=C（「国、地方公共団体、事業者及び国民」）の責務A=B=C（「国、地方公共団体、事業者及び国民」）の責務を唱えている。

「この法律は、環境の保全について、基本理念を定め…国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに」環境政策を立案決定推進し、現世代・未来世代（「現在及び将来の国民」）「の健康で文化的な生活の確保に寄与する…ことを目的とする。」

この環境基本法の「基本理念にのっとり」循環型経済社会形成推進基本法が2000年6月公布即施行された。その第1条は、環境基本法第1条と同様にA=B=Cの責務を唱っている。次の第2条が「循環型社会」の概念規定であり、包括的にゼロエミッショナ化（第5条）・リユース（第5条）・マテリアルリサイクル・サーマルリサイクル（第6条）を促す「基本原則」（第7条）理念を明らかにしたものとなっている。

「循環型社会」とは、製品等が廃棄物となることが抑制され…製品等が循環資源となった場合においては…循環的な利用が…促進され…循環的な利用が行われない循環資源については適性な処分…が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が…低減される社会をいう。」

第1条のA=B=Cの責務の内、A to B のB（事業者）の循環型社会形成の責務について、第11条は、原材料が廃棄物になることの抑制、循環資源になった場合のリサイクルの責務が唱われている。同第2項は、製品・

容器製造業者に対して、それらのグリーンプロダクト化、つまり「耐久性の向上…修理の実施体制の充実…廃棄物等となることの抑制…措置」を図るよう求めている。同第3項は、リサイクルについてのA=B=Cの分担責務とプレリサイクルデザイン(DFD)・プレリサイクル原料選定などについて述べている。この分担こそが、第1章の3つの所有・使用の方法に関わってくる。「循環的な利用(の)ためには国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要」である。特に、2001年4月施行の家電リサイクル法の基本理念にもなるものとして、業者の所有責任を永遠に問う第1の方法にも近い理念が出てくる。

「当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点から…重要であると認められるものについては…事業者は…当該分担すべき役割として、自ら…引き取り…引き渡し…適正に循環的な利用を行う責務を有する。」と唱えられている。

DFD (Design For Disassembly) については「当該製品、容器等に係わる設計及び原材料の選択」が唱われている。

A to C の国民の責務については、第12条で 4R の責務が唱えられている。

国家の自己責任については、第13条で法制上の整備や財政上の措置の必要性が唱えられており、これが家電リサイクル法などの整備に関連していく。また、第14条で国会への政府による「年次報告」や立案施策の提出の義務に言及している。

そして、この法律が理念に終わることのないよう、そのアジェンダとして、第2章「循環型社会形成推進基本計画」と第3章「循環型社会の形成に関する基本的施策」についてタイムスケジュールや具体的措置が明らかにされている。

同基本計画については、2002年4月1日までに「中央審議会」が具体的

指針を環境大臣に提出し、環境大臣は2003年10月1日までに「循環型社会形成推進基本計画」案を作成・閣議決定できるようにしなければならない。

このような循環型社会形成推進基本法に基づいて、2001年にGP(グリーン購入)法・食品リサイクル法・家電リサイクル法・PRTR法・建築資材リサイクル法が施行され、廃棄物処理法(改正)・容器包装リサイクル法が実効あるものとなる。これらのリサイクル法とその循環基本法は、循環型社会へ向けた一步前進である。

しかし、基本法は、大量生産パラダイムを根本から批判し、生態系準拠・「浄化系」重視の循環型社会形成に力点を置いたものになっていない。このままでは、武田氏も指摘するとおり、大量リサイクルの矛盾を生むのではないか?次項では、このことを考察することにしよう。

2. 「循環」と「リサイクル」

「循環」は「リサイクル」を内包するのか?それには、矛盾する面があるのではないか?本項では、それらの「区別と連関」を解明し、もって前項のリサイクル法の建設的批判に代えたい。

武田邦彦『リサイクル幻想』([Tak-K-1])は、マッチポンプ風に、リサイクルを叫びながら増産 ([Tak-K-1] p.27) してしまう「環境主義の両価性矛盾」を批判した。そして、適正規模の真の循環型社会における「活動系の流れ」「回生系の流れ」「浄化系の流れ」を図示し、これら3系のバランスが壊れ、「浄化系の流れ」が追いつかない「循環」と「リサイクル」の矛盾について、それらを「リサイクルの矛盾」と呼んで「リサイクル」信仰を警告・批判している。

そもそも、現在の石油文明では、次の「リサイクルの矛盾」等によって、花嶋正考氏(北九州資源循環・環境システム研究所長)も指摘するとおり、

どうしてもゼロエミッションにはなりえない、と言われている。

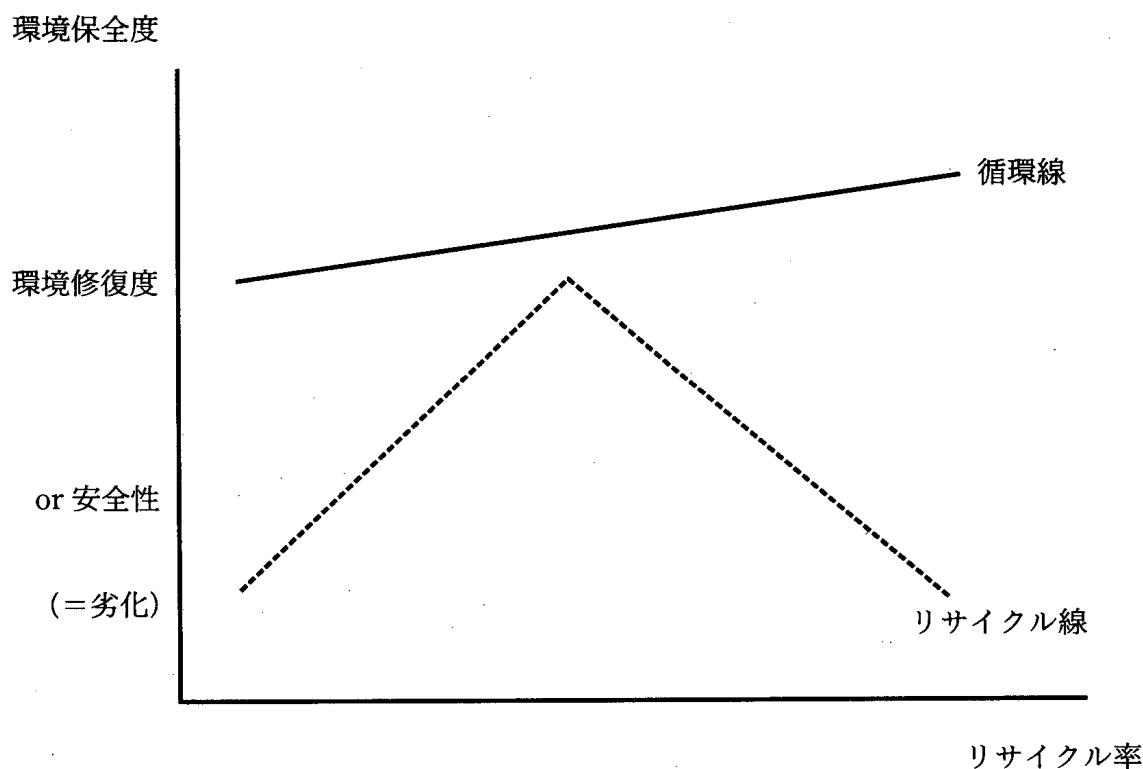
環境庁の1997年の「図：我が国の物質収支（単位億t）」([K_{an}・C-1₁₉₉₉] p.96)によれば、全インプット21.6（生産過程上の投入水分・CO₂ [農業]等2.81は含まず）の内、2.1がリサイクル投入で残りは輸入資源7.0、国内資源11.8、製品輸入0.7となっており、全アウトプット224.41（水分・CO₂含有）の内、2.1がリサイクル利用、残りは製品輸出1.01、新規蓄積112.0、食料1.3、エネルギー4.2、産廃2.6、一廃0.5、散布・揮発0.7となっている。貿易金額は、輸出約45兆円、輸入約38兆円で出超であるが、国際物質収支は、輸入7.7、輸出1.01（除く廃棄物輸出）で圧倒的入超＝物質赤字になっている。また、国際労働時間収支についても、賃金の低いアジア諸国からの輸入量を考慮すれば、圧倒的な入超になっている。例えば、対中国の輸入4.4兆円対輸出2.4兆円は、日本の対中貿易赤字は2兆円に過ぎないが、日中労働賃金格差を平均10：1とすれば、对中国輸入労働時間44：对中国輸出2.4となり、日本の対中労働赤字は、膨大なものになる。発展段階格差ゆえに、中国は日本に国際収奪をされているのである。雁行形態的に、日本もかつて、アメリカに対してそうであった。保護→自由→公正貿易政策ゆえに、山河を荒らした日本。環境NGOが提唱するように、「エコロジカルフットプリント」や農業の多面的機能と同時に、時間軸を長くとり環境ODA・観光文化交流等媒介の心理的距離修復等も内包し、かつ地球環境問題・ゴミ問題と関わる物質収支や労働時間収支も加味した「重層的貿易・サービス政策」を展開すべきである。国際物質収支をこのままにして、WTOの自由貿易路線を歩みながら、日本のリサイクルを促進しても、その延長線上に、生態系循環型日本社会は築けない。

日本国内の廃棄物だけとっても、一廃（家庭系+一部事業系廃棄物：通称ゴミ）約5,000万t（1996年5,115万t [K_{an}-1] p.257）は、その内現在

の10%（1996年550万t）リサイクル率を25%（2010年1,200万t：花嶋）にまで高めるのが限界と言われている。産廃（産業廃棄物+実質上大部分の事業系廃棄物）約4億t（1996年4億500万t [K_{an}・C-1₁₉₉₉] p.260）は、未だその内80%を占める「汚泥・動物の糞尿・建設廃材」を中心に、約45%の1億8,000万t（1996年1億8,100万t）しかリサイクルされていないといえ、これにも約60%の2億3,000万t（2010年2億3,200万t：花嶋）という限界がある。

「リサイクルの矛盾」とは、武田氏によれば、図表2-1のリサイクル線に表されるような「安全性矛盾【*生物濃縮・毒物混入矛盾+PL法上の安全矛盾】」「(カスケードリサイクルの)劣化矛盾」「持続性矛盾」「増幅矛盾」「需給矛盾」「貿易矛盾」のことである。「持続性矛盾」「増幅矛盾」とは、自然界が物質代謝によって循環させてるので「持続」できる「月給型資源」

図表2-1 環境修復とリサイクルの一一致と矛盾



を不可逆で自然界が再生できない「遺産型資源」を使ってリサイクルする矛盾のことであり、このようなリサイクルをすればするほど「遺産型資源」の浪費を増幅してしまう矛盾のことである。分離工学からも説明できる「持続性矛盾」「増幅矛盾」等の問題は、ヴァージンの物的資源の希少性のみならず、エネルギー支出量・地球環境負荷/地域環境負荷（公害）・安全性（人体への直接間接的影響）・地域経済の特殊性・最終処分場確保の問題等を現実的にバランス良く配慮するよう、我々に警告している。

武田氏は、循環型社会へ向けた解決策として、「人工鉱山」「長寿材料・長寿設計」「日本風土活用」「物質一情報当量」の4点を挙げている。「人工鉱山」とは、分離工学上の純度を高くするために産廃を燃焼し、金属の含有した灰や貿易黒字で輸入したレアメタルを貯蔵した倉庫のことである。これは、資源国の資源枯渇や円安・戦争などのリスクマネジメントである。ちなみに、レアメタル資源の偏在について、「Crは南アメリカ・ジンバブエ・旧ソ連に97%，Nbはブラジル・カナダ・ナイジェリアに98%，REは中国・アメリカ・インドに93%」（花嶋氏資料）が偏在している。武田説は、東京大学の非鉄金属学者のヴァージン鉱山よりも金属純度の相対的に高い「都市鉱山」にヒントを得たものと思われ、花嶋氏は神岡鉱山等廃山の坑道を倉庫に活用すべきであり、活用可能なように法改正すべき、と提唱している。「長寿材料・長寿設計」は、後述のReuseし続けられるグリーンプロダクトである。「日本風土活用」とは、モンスーン温帯であり四方を海に囲まれ、川流れ、水・森林の豊富な日本の農林水産業、衣食住生活の伝統的工夫、特に保湿保温・空冷効果のある日本家屋の建築材料などの知恵を活かして循環型社会を築こうとするものである。「物質一情報当量」とは、ムダな物質移動等を情報のネゲントロピー効果によって削減し、我々の言うネットワークの経済性を達成しよう、というものである。

リサイクルを超えた循環型社会は、リサイクルを無理矢理しなくて済む環境保全度の高い図表 2-1 の循環線が示される「長寿材料・長寿設計」に負うところ大であり、企業 B のグリーン共創マーケティングを期待するところ大である。メーカー B を自社主体 (Company) としたグリーンマーケティングミックスの 4P (マッカーシー : Product/Price/Place/Promotion) • 4C (コトラー : Customer/Company/Competitor/Channel) に即して言えば、A = B = C 一体となって、主体 B はグリーンネットワークを構成する C や川上の Channel 内の下請け部品メーカー B' や川下の Channel 内の流通業者 B' (卸・小売り) とプロダクトプランニング段階から IT 等駆使しつつ、リレーションシップ・マーケットインより積極的に共同でデザインし、エコテクを開発し、できるだけ分解可能なエコマテリアルとグリーンエネルギーを投入し、長寿命の「文化的価値 [intrinsic value]」のあるグリーンプロダクト (Product) をオーダーメイドで、ゼロエミッション型で生産し、グリーンの志なきグレイな「消費」者 C' へのプロダクトアウトや競合他社 B (Competitor) を恐れず、その押しつけ・孤立をソリューションしつつ、たとえ Niche 市場であろうとも、持久性・安全・健康志向ゆえに、またデポジット制度採用、未来コスト現在化ゆえに比較的高めの価格 (Price) なることについてプロシューマリストの理解 (Promotion=Communication) や Channel 内の B'B'' の理解を得つつ、IT 活用のロジスティクス・SCM をもって、できるだけ省エネ・ゼロエミッション無公害・無振動/無騒音/無事故の地場流通・Disintermediation の産直 (Place=Channel) を行い、その一部始終をプロシューマリスト・流通業者に one to one で情報公開・PR (Promotion) し、カスタマー (Customer : 顧 [個] 客=プロシューマリスト) のコンセンサス・インフォームドコンセントを得た上で、これら C にリース (家電・自動車・住宅等耐久消費財) • 販売 (日用

品最寄品・衣食生活用消耗品・芸術作品等) し、グリーンネットワーク連鎖の中で、共創し、共に分配し、かつリース品等については、自ら所有者責任をとり続ける、そういうメーカーになるべきなのである。我々プロシューマリストもそれに参画すべきである。

このような A = B = C のグリーン共創による循環志向を前提にしてこそ、第1節で紹介したリサイクル法が一手段として生きてくるのである。特に B に「長寿材料・長寿設計」を促すには、A の法規制のみならず、市場経済準拠の環境税制等の経済政策も必要になる。次節では、このことを考察することにしよう。

第2節 環境税とグリーン「価値」(市場経済準拠)

「孫の脛をかじる」(梶田敦) な。子孫に外部不経済・環境負荷修復のつけを回さないようにするには、どうすべきなのか? 我々の現世代が、未来に渡る外部不経済を内部化し、この修復を行うには、どうすべきなのか? この未来労働を現在化するために、市場経済の仕組みを活かした環境税は有効であろうか?

1. 未来労働現在化のグリーン「価値」

グリーン「価値」とはなにか? それは、未来労働現在化「価値」である。グリーン「価値」も、グリーンプロダクトや代替技術によって生産・流通された製品 A (Alternative) と環境に悪い製品 B (Bad) との対比を通して定義される。グリーン「価値」は、未来の環境負荷削減まで射程にいれ、その未来コストの現在コスト化に対応する。グリーン「価値」は、グリーン GNP (通常 GNP - 環境負荷削減コスト) と同様の概念である。グリーン「価値」は「価値」から未来の環境負荷削減コストを現在化しマイナス

図表 2-2 グリーン「価値」_{II}（負荷加速度なし）

労働製品	T : 生産・流通労働 = 過去労働 (t 期)	T+1 : 環境負荷削減 = 未来労働 (t+1 期)	T-(T+1) : グリーン「価値」 & グリーンプライス (t 期)
製品 A			グリーンプライス： (消費受益者負担) $3+1=4$ (生産者負担) $3-1=2$ <u>グリーン「価値」: $3-1=2$</u>
製品 B			グリーンプライス： (消費受益者負担) $2+5=7$ (生産者負担) $2-5=-3$ <u>グリーン「価値」: $2-5=-3$</u>

したものであり、グリーン「価値」_{II} は、「価値」_{II} から未来の環境負荷削減労働を現在化してマイナスしたものである。

いま、図表 2-2 のように、製品 A の過去の LC 上の生産・流通 (P-D) 労働が 3 単位でとなり、廃棄 W・リサイクル R の LC 上の未来の環境負荷削減労働が 1 単位になるとしよう。他方、製品の B は、過去の生産・流通労働が 2 単位で、未来のそれが 5 単位になるとしてみよう。

図表 2-2 が示すように、製品 A のグリーン「価値」_{II} は、 $3-1=2$ となり、製品 B のそれは、 $2-5=-3$ となる。グリーン「価値」_I は、コストレベルの「価値」であり、「価値」=価格ならば、相対的なグリーン「価値」_{II} の単位量と一致することになる。

製品 A, B を比較した場合、地球環境負荷削減労働としての未来労働 (t+1 期) の格差 ($A-B=|1-5|=4$) は、現在労働 (t 期) の格差 ($A-B=|3-2|=1$) に相当し、機会損失費用論的な未来労働の現在化係数は $1/4$ となる。製品 B を生産したがゆえに必要となる明日 (t+1 期) の余分な労働 4 は、きょう (t 期) 製品 A を生産していたならば、きょうの余分な 1 の辛労・煩苦で済んでいたのである。逆の機会損失費用論的な現在労働未來

化係数は $|1-5|/|3-2|=4/1$ となる。現在社会が1余分に労働しておけば、未来の余分な労働4はしなくて、済むことになる。

細田氏は『グッズとバッズの経済学』([H_{os}・E-1] 1999年)でゴミというバッズについて「マイナスの価格」というコンセプトを公表したが、我々は、既に『グリーンマーケティングII』([S_{ai}・J-2] 1997年)にゴミというバッズのみならず、普通の製品が、マイナスの「価値」を有し、生産者側が、消費者側に逆にお金を支払って引き取ってもらうべき、農薬たっぷり野菜などがあることを示した。今、直接的製品についてのマイナス財の分かり易い例を示せば、森永砒素ミルク事件・スモン・煙草・汚染土地等が挙げられる。過去の出来事になったが、森永製菓は、「未来コスト現在化」理論では、お金・賠償金支払って、お母さん方に1950年代時点で、森永ミルクを売った=引き渡したことになる。また、アメリカの煙草の例では、煙草メーカーは、肺病になったその消費者に賠償金をくっつけて売ったことになる。このようなことが、アメリカで既成事実となり、アメリカのスタンダード・人権が日本を席巻しようとしている現在、日本の煙草メーカーは、1箱¥270-等ではなく、将来の賠償金、例えば1箱当たり¥1,000-といったお金を箱にくっつけて販売しているのと同じことである。汚染土地の例では、マンション中途建設・解体・土壌シアン除去等の環境負荷修復コストとして、野村不動産に30億円請求されている業者は、その販売を30億円くっつけて行ったことになる。野村が環境負荷修復を怠り、マンションを完成し、住人を募集・販売し、シアン公害が被害者を生んだ場合は、30億円では済まなくなる。バブル崩壊後、外資系が日本の土地を買い進む今日、アメリカのスーパーファンド法並の「厳格・連帶・遡及」責任・当事者が広い・賠償金を取れるところから取る主義では、よほど地歴を調べて土地を購入しないと、買ってやがて転売する側もお金を支払って土地を

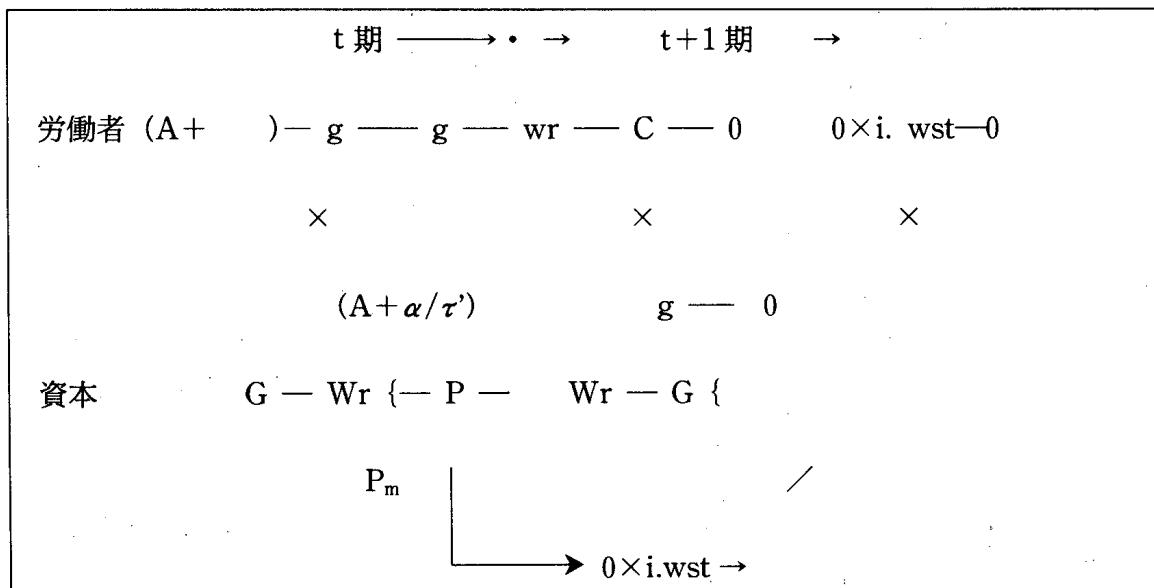
購入するような羽目に陥ることになる。

初期消火論⁽⁷⁾については、企業側の、米国のスーパーファンド法(契機はラブカナル事件)成立後唱えられ始めた3M社の‘Pollution Prevention Pays’やダウ・ケミカル社の‘WRAP (Waste Reduction Always Pays)’、それにシェブロンの‘SMART (Save Money And Reduce Toxics)’などにも、法規制による賠償金の問題は別にしても一面の真理がある ([O_{tt}・J-1] pp.60-1参照)。

初期消火を、企業内の賃金労働者が行う論理は、次の図表2-3で表される。

図表2-3では、G₁₁(グリーンプロダクト／グリーン技術)，つまり未来の環境負荷削減コストがゼロ=0×wstのモデル、つまり消費c後も、環境負荷を一切かけない製品wrとその製造技術を想定している究極の理想的

図表2-3 未来労働現在化に基づく「価値」体系
G₁₁ (グリーンプロダクト／グリーン技術)



α : 事前環境負荷防止コスト (価格表示),

α/τ' : 事前・環境負荷予防のための労働時間 = 未来労働現在化

モデルであり、環境負荷削減のための未来労働が完全に現在化しているモデルである。だから、労働者は、事前に α/τ' だけ余分に労働し、今までどおりの賃金 g に耐えれば、未来や子孫に負の環境遺産をバトンタッチしなくとも済むという単純なモデルである。このプラスされるべき α/τ' ぶんの労働は、例えばグリーンな等身大の技術 (G_{11}) など、手間暇のかかる技術による生産のために必要になる労働である。

この α/τ' ぶんの労働は、機会損失費論にヒントを得て言えば、グレイな巨大技術 (G_{22}) など便利だが、後に環境負荷というツケが回って来て、その負荷を削減するために必要になるであろう α/τ' ぶん以上の膨大な未来コスト = 未来労働 ($= \alpha/\tau' \times (1+v)^n$) を現在化した労働だ、とみなすことができる。 G_{11} 技術と G_{22} 技術を機会損失費論的に比較して、未来労働 = $\alpha/\tau' \times (1+v)^n$ を $(1+v)^n$ で除したものが現在労働 = α/τ' である。これが未来労働現在化の核心であり、狭義のグリーンプライスの構成部分になるものである。

以上、我々は未来労働現在化理論による新「価値」論の必要性について論じてきた。我々は、次にこの新「価値」論を背景にした、企業のグリーンプライス算定について次項で論じてゆこう。

2. グリーンプライス算定

我々はここで、前の第2章の図表2-2で示した、グリーン「価値」とプライスについて想起しておこう。我々はここでは、単純に「価値」 = 価格方式を採用し、グリーン「価値」とグリーンプライス算定についての2つの負担方式（消費者受益負担方式と生産者負担方式）について述べておこう。

グリーンプライス算定の際、それは C_1 ：製品Bの消費者の受益が大であり、未来 ($t+1$ 期) の環境負荷を受益者負担すべきものと考えられるケー

スと、 C_2 ：製品Bの消費者の受益が小であり、また製品Aを生産すべき責任があるにも拘らず、生産者がそうせず製品Bを生産しつづけており、未来($t+1$ 期)の環境負荷を生産者・企業側が負担すべきものと考えられるケースとに区分されなければならない。製品Aについて、 C_1 ：消費受益者負担のグリーンプライスは、 $3+1=4$ となり、 C_2 ：生産者負担のグリーンプライスは、 $3-1=2$ となる。製品Bについて、 C_1 ：消費受益者負担のグリーンプライスは、 $2+5=7$ となり、 C_2 ：生産者負担のグリーンプライスは、 $2-5=-3$ となる。

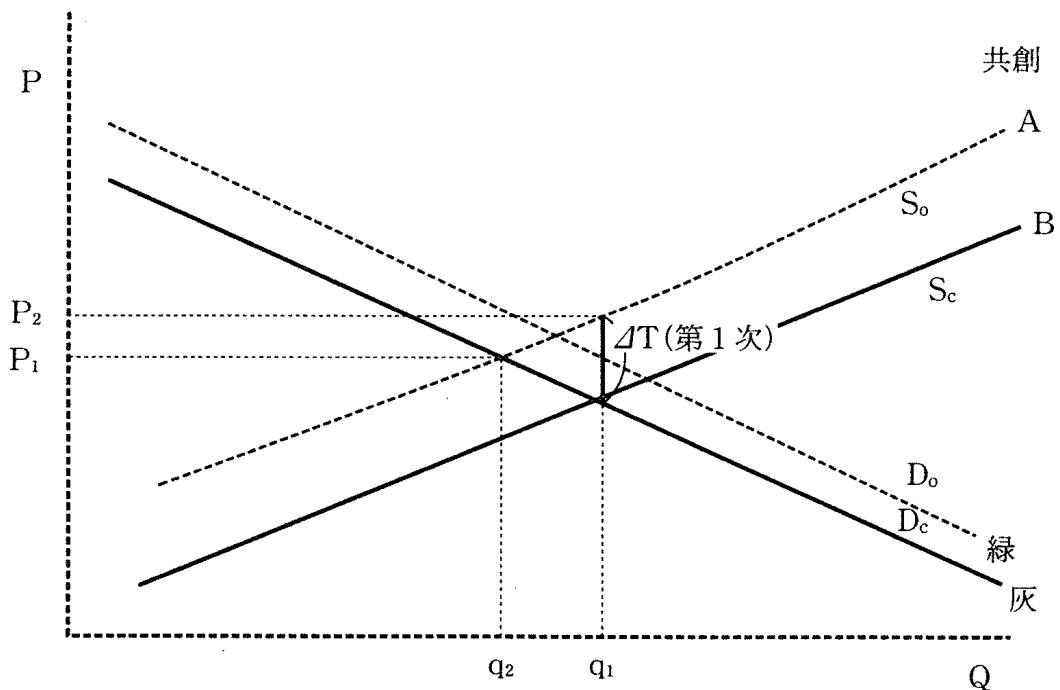
最後の $2-5=-3$ は、消費者に2ほど支払って、製品Bを引き取ってもらうような、新しいゴミ受け渡しのモノ主体・需給(グリーンGNPコンセプト)のルールである。マイナスになるのは、製品のゴミの要素が強いからである。そこには、従来の過去労働に基づくプライシングでは、ありえない未来のマイナスの効用・未来の外部不経済の内部化のルールがある。それは、いま $t+1$ 期のみを考慮すれば、我々に向かって需給曲線コンセプトの転換を迫るものである。

さて、B=C間の自主性に任せっていても、 $2-5=-3$ のような未来コストの現在コスト化は進行しない。そこで、代替効果・所得効果に期待して、Bad需要をAce(Alternative)需要に誘導するための図表2-4の ΔT のような環境税(ピグー税)が必要になる。

さらに、BをAに誘導するのみならず、共創に上げ、未来労働現在化を達成するためには、この ΔT (第1次環境税)に上乗せされる $\Delta T'$ (第2次環境税)が必要になる。

未来労働現在化するための環境税($\Delta T+\Delta T'$)によって、未来の外部不経済などが初期に内部化される。マイナスの「価値」、マイナス財の概念が重要である。環境税の活用法は、上の図表の一番上の曲線が示すように、

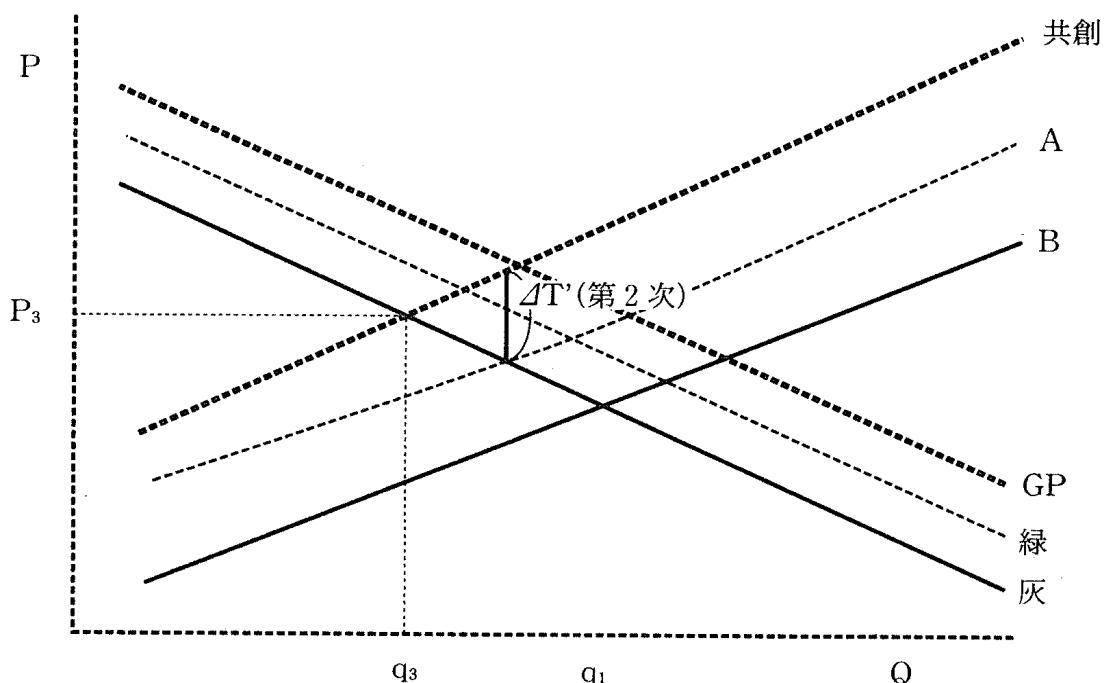
図表 2-4 第1次環境税：グリーンプロダクトとグレイプロダクトの需給曲線



S_o ：有機農産物の供給曲線, S_c ：慣行農産物の供給曲線,

D_o ：有機農産物の需要曲線, D_c ：慣行農産物の需要曲線

図表 2-5 第2次環境税：グリーンプロダクトとグレイプロダクトの需給曲線



生ぬるい総量規制ではなく、ラディカルな現在化による、オータナティブ生産の育成にこそある。価格に対する需要の弾力性の高いものほど有効である。

本節では、グリーン「価値」論の上に立って、従来の地球環境破壊型の「価値」概念の上に立つグレイプライスを超克するグリーンプライスについて説明してきた。この未来労働現在化コンセプトは、地球環境問題の3S面への拡張と深刻化から、初期消火が必要になっているがゆえに、重要になっている。汚れの拡張を楽観的に見積もったこの第2項の想定のもとでは、AB比較・未来労働=コストは、1対3であり格差は2(=3-1)にすぎなかつたが、3Sを拡張させれば、その格差は拡大することになる。

国家的な資源の有効活用やゼロエミッションの理想・総量規制・個別規制、循環型社会形成は、既に明らかになっているように、企業の積極的取り組みなしに実現しない。そこで、次に対企業の拡大生産的「消費」者責任に言及することにしよう。

第3章 共創の「生産管理」（対B：企業）

「消費」者にとって、企業は、ただ「循環型社会法」などの遵法精神の実行だけを目指していればいいのか？「消費」者は、企業とのコミュニケーション・参画を求めているのではないか？循環型経済社会（対企業）の構築を促すグリーンプロシューマリズムは、消費者こそ、生産管理する責任ありと促すものではないか？

第1節 市場から生産過程へ

対企業のグリーンコンシューマリズムは、コンシューマリズムの進化に

よる。コンシューマリズムは、食生活における 3Y (安・猶・易) を 3T (高・遠・手) へ転化させつつあったものの、4W (Wrong の Want・Whiten・Wallow・Waste) の大量消費生活一般の悪の克服をあまり意図してはいなかつた。グリーンコンシューマリズムは、それを意図し、“4R”(Right) 生活 = “Refuse・Reuse・Reduce・Recycle” を目指した。最も、B=A にインパクトを与えたのが、89年の CERES の①エコロジーへの毒物混入禁止を訴えるバルディーズ10原則運動であった (②資源活用③ゴミ削減④エネルギー効率⑤健康⑥商品の安全⑦環境損害賠償⑧ディスクロージャー⑨環境部署設置⑩環境報告書・外部監査)。この10原則運動と 4R 運動に対応したのが B 側のグリーンマーケティングであった。

グリーンマーケティングとは、この C 側の 4R と A 側のリオサミット準備・環境行政強化にグリーンマケットインで対応した 4Ace 戦略 (Alternative・[A] mend [ment]・Appropriate・Assessment [LCA]) と C 側へのグリーンマーケティングコミュニケーションを根幹とする「売れる仕組みづくり」である。4Ace 戦略は、グレイな消費主義 = 4W に迎合したグレイマーケットインの 4Bad 製品・サービス戦略 (Bargain・Breakdown・Babble・Burying) のことである。4B の反省は、VOLVO 社のネガティブ広告，“Our products create pollution, noise and waste” (『日経新聞』1990年5月17日) に表された。(2) C to B の Manufacturing については、C 側の NPO である生活協同組合は、脱環境ホルモン・非遺伝子組み換えなどのグリーンプロシューマリストのニーズを代弁し、OEM や契約農家食品メーカーなどにインターネットで C to B の通信をいままざに行わんとしている。さらに、B が、NPO アウトソーシング生産などに役立つ B to B のインタラクティブなエクストラネットを応用し、C 側の特定の NPO などと接続してオンデマンド受注生産 (BTO: Build To Order) すれば、

C側もこのエクストラネット (=B内 LAN の部外秘イントラと特定の他企業 B'との間にセキュリティー・ファイヤウォールつきで接続されたインターネット) を活用し、グリーンデザインなどのニーズを迅速・確実に B 側に反映させることができる。そこまでの発展はないにしても、既に C 個人 (One) がブランドロイヤリティーをもって特定の個別企業 (B) に自分だけの注文製品サービス (One) を注文する One to One マーケティングでは、インターネットが活用されている。この発想でグリーンプロシューマリスト個人やグループ (NPO) が B 側の HP などから一点突破全面展開して、自分の使用する製品サービスの環境ホルモン混入についての問い合わせやグリーンデザインを個人的に通信している事例は、相当数見られることがであろう。

カネと C to B については、株のインターネット売買もカネ=資金面で生産の一端に参加する一種のプロシューマリズムである。モノのグリーン企画を動かすグリーンファンドにもインターネット売買がこれからは普及してゆくであろう（河口真理子「脚光！エコファンド」『日本工業新聞』1999 年11月22日）。

ここで、グリーンを捨象して C to B 一般として取り上げれば、インターネット One to One マーケティングはプロシューマリズム一般型の可能性を広げた。『インターネット時代の「マーケティング戦略』』(1996年) で星野氏は、流通 ME 革命後、従来の M (メーカー) → W (卸売) → R (小売) → U (エンドユーザー) が、U→注文→M→物流→U に変わる、と言った。同氏は、Interactive Planning (p.155) によってダイレクトマーケットインが、加速するとし、こうも言っている。

「今の消費者は…豊富な情報力や消費体験をもつ「プロシューマー」(定義としては、トフラーの超市場のロビンソンクルーソー的な直接的・個人

的な「自給的生産＝消費者」概念を敷衍したアウトサイドインの生産参画者：齋藤）となっている…そうだとすれば、商品企画のプロセスにも消費者の参加を得て、生の声を聞き、そこから得られるダイレクトな情報にもとづいて商品企画を進めるべき（だ）。」(p.154)

設計参加について、阪本氏は、本人訳の Godin S.『パーミションマーケティング』(1999年 [Permission : 許容 vs. Interruption : 土足]) で「顧客生涯価値の追求」の実践例としてネットエイジのオプトイン（参加）・メール（＝Vmail）を挙げている。これは「生活者」参加（プロシューマリズム）設計へと進化してゆく可能性を秘めている。オプトイン・メール（M : Media）は、グリーンな「生活者（C : ユーザー）と企業（B : クライアント）」の間の媒体として、C側に C to Media でグリーンな「①カテゴリーを選択」してもらい、B側に B to Media でグリーンな「②情報提供」をさせ、Media to C で C のグリーン関連の「③カテゴリー」を配信し、Media to B で C のグリーンに関する「④反応（の）フィードバック」システムを構築することもできるからである。

そもそも、インター/イントラ/エクストラネット活用の B=B 協創の GPN (Green Purchasing Network) = グリーンなモノの調達＝川上とのグリーン連鎖=GPN 加入の PR (B to C) もグリーンプロシューマリズムマーケティングを活性化する。

(3) B to C 便乗型は、B側の有機農家（水俣茶組合・反農薬連合等多数、
参照：農文協『インターネットで自然な暮らし』1997年）・そのグループ（南部生産組合を初めとするグリーンネットワーク <http://member.nifty.ne.jp/green-net> 等）などが、HP を通して受注するとともに、環境ホルモンに
関わる質問や援農・宿泊希望などを C側の要望を受信している。南部生産
組合を初めとするグリーンネットワークは、生産者（B）側の自分達同士

(B and B) のネットワークであるのみならず、使用者 (C) 側の農産物注文、さらには脱環境ホルモンなどの要望も受け入れ、C側の参画を促している点がすばらしい。

これら(1)(2)(3)の IT 媒介のプロシューマリズムについては課題として、IT のデジタル化・ペーパーレス化によるライフサイクルコストの低減効果の有無、携帯インターネット・PC・衛星による電磁波などデジタル化公害、光ファイバー網・PC プラスティック材質の環境ホルモン問題、PC の機能的陳腐化によるそれらの使い捨て、ゴミ問題、直接面談機会の消失、デジタルデバイドなど多々問題が残る。また、C = B 協創、C側のマーケットイン一本槍が、石井氏（神戸大）ご指摘のように、B側のグリーンな専門性を脆弱化・剝奪したりする恐れもある。その場合、B側は「頑固に」グリーンでC側を説得して欲しい。

これらの IT によるメリット・デメリットとは別に、ライフサイクルコストの低減効果を初め健康・環境面について最も真剣に考えていると思われるタイプが(1)(2)(3)の中の非一般市場的コミュニティー形成型である。(1) C = C は、主として非一般市場的コミュニティー形成型ネットであり、(2) C to B 及び(3) B to C 便乗型は、一般市場経由型ネットと非一般市場的コミュニティー形成型ネットに分かれる。その典型が、個別的な C = C タイプの有機農業運動である。

有機ネットとグリーンコミュニティーについて、IT は JAS 有機表示 (A = B 側のグローバルスタンダード、地球環境保全、アグリビジネスの高付加価値型経営やC側の健康志向の所産) にどのような影響をおよぼすのか？有機ネットはどのように進化してゆくのか？有機ネット活用の有機農業運動 (=グリーンプロシューマリズム) は、ソシオ生態系に、市場・非市場、組織・非組織の観点から、どのように組込まれているのか？A側の

JAS 有機法（2000年6月施行）は、そのソシオ生態系内の運動にどのような影響を及ぼすのか？

そもそも、C側の有機農業運動は、その対象が第1次産業＝農業の生産する自然内農畜産物である。その農畜産物は、ソシオ生態系内の人肉・人体システム内にインプット（食事）され、エネルギー・肉体に加工され、負のエン（ネゲン）トロピー作用の働きによって、アウトプット（排泄・セックス・人間社会活動エネルギー放出）される相互依存＝食物連鎖の直接的対象である。その生産・流通においても、排泄物においても有機ならば、ソシオ生態系を保全する。だから、ここで特に有機農業運動を取り上げたい。

さて、一方のグリーンコンシューマリズムの成果とも言われるA側のJAS 有機とは、「多年生作物」（果樹）は収穫前3年以上、「それ以外」は播種又は植え付け前に2年以上無農薬・無化学肥料で栽培された農産物、加工食品は95%以上がこの有機原料のもの。「転換期間中」は、収穫前に1年以上（農水省[A] ガイドラインでは、有機農産物：収穫前に3年以上、転換期間：収穫前に6ヶ月以上）。ガイドの有機表示は「経過措置」として来年3月末までの猶予期間（本年12月からJASとガイドラインのダブルスタンダードになる）が設けられ、特別栽培は、それ以降も残るが、おってJAS細則に発展解消。「1 規制表示：有機表示シール、容器・包装・送り状に付された有機表示、POPなど陳列の有機を知らせる表示」「2 規制の対象外（産「消」提携運動における）：①メディア（新聞・雑誌・インターネット等）、②チラシ・パンフレット・ニュースレター・看板、③注文案内チラシ、④注文書、⑤野菜ボックスの中のニュースレターでの説明文・写真・イラスト」（『土と健康』2000年6月号）となっている。

ITは、デジタルなJAS有機表示管理面で、生産者→流通加工業者→流通

業者内バックヤード加工（小分け）などの一連の生産・市場流通過程におけるバーコード設定・添付と有機シール添付の対応管理の整備を可能にし、ニセ表示防止・シール枚数管理に寄与する。認証機関派遣の検査員も、有機農業知識をもつ農業研究・経験者のみならず、流通加工とPOS/EOSのデジタル管理システムに精通した人材が必要になる。現在、ISO14001、新90001の記録・内部/外部監査、特に遠隔地からの外部審査の一部がデジタル化によって時空間の壁を超えるようとしているように、ITによるJAS認証のスピードアップも図られ、特に2000年秋の認定ピークにはこの速さと認定量が重要になることであろう。

ITは、一般流通市場を目指したJAS有機表示のみならず、C=CとB（有機農家）を繋ぐ産「消」提携=「相互プロデュース」型の有機農業運動の武器にもなる。有機ネットの進化は、グリーンマネーの介在・電子認証・直行直帰援農・インターネット作付け会議などによって、(1)C=Cの非一般市場的グリーンコミュニティーを活性化させるであろう。この活性化が、輸入有機の膨張下で、重要なっている。

現在、海外、特にアメリカ・中国・オセアニアの冷凍・加工食品など海外認定機関認証の有機農畜産物が、日本有機市場（2000年度販売額予測4000億円以上）を目指して、商社（三井物産・イトウチュウ・ニチレイ〔98年約50億円〕など）によって大量に輸入されつつある。この傾向は、アトピー・アレルギー・環境ホルモン（その大半が農薬）作用のある通常の農産物を避け（Refuse）、海外認証を信頼しオルタナティブの有機を求め、かつ一般市場流通に依拠したグリーンコンシューマーが、もたらしたものである。その傾向は、JAS有機法下、このコンシューマーが、日本国内の農水省認定の認定機関が認証した有機農畜産物・加工食品のJAS認証シールに信頼を寄せ、生鮮農畜産物を求め入手し、次にもっと安いポストハーベスト問

題を解決した中国等近接アジアからのそれらが輸入されることによって、拍車がかかるであろう。そうなれば、農村の高齢化・過疎化・婦女子化・後継者不足・嫁不足問題にも拍車がかかる危険性がある。

そこで、前項のグリーンプロシューマリズム(1)(2)(3)の非一般市場的コミュニティ形成型の有機農業運動、特に C=C のグリーンコミュニティ型有機農業運動が大切になる。このタイプは、グリーンマネーによって活性化する。それは、グリーンマネーが、小さくともコミュニティ内での循環型社会構築のための回転力となること、有機農産物の一般流通市場（一般市場流通—一般通貨）に対して非市場の有機農產物流通を通したヒトとヒトとの交わり/連結強化の媒介環・接点となること、その中のグリーンネットワーク COOP 間協同（生産＝「消費」）の強化の媒介環となること、一般経済社会における失業者を登録メンバーにし、グリーン雇用対策の誘引になること、などによる。

改めて、グリーンマネーとは広義にはグリーンコミュニティ形成・維持のための地域通貨（「地域通貨信託制度 “LETS: Local Exchange Trading System”」）である。この LETS, time-dollar は、「世界的に…2,500(以上)もの類似事例」がある。日本では2000年4月現在エコマネーネットワーク加入団体20余りが2000年に事業化調査、もしくは実施予定である。

狭義に、グリーンマネーとは、86年以降、一定のコミュニティ、つまり地域・共同体・グループ内の制度的信用を背景に、その内部の無償労働に終わっていたコミュニティ内外のメンバー・訪問者の環境保全のためのボランティア活動に対して、労働時間が出来高か稀少技能か、など一定の尺度・基準に基づいて登録・発行され、原則としてコミュニティ内部で流通する地域信頼のシンボル=信用証明書（証書）もしくは信用証明貨幣（含む鑄貨）である（加藤敏春『エコマネー』日本経済評論社、1998年）。

グリーンマネーは、有機農業運動においても、提携「消費」グループの中のボランティア活動（収穫・除草・仕訳・連絡などの援農や作付け会議などの運営）ができる人とできない人との間の溝を埋めるソフトなおカネ＝潤滑油になりえる。ゾレンの運動は止めるべきであり、かといってビジネスライクなドライなカネで片づけるべきでもない。グループと農家の共同管理によってグリーンマネー g を発行し、それを潤滑油にして、援農・有機農産物とグリーンマネー g を交換すること、つまり「消費」者個人：援農→g の受け取り→有機農産物（グループのファンドで購入したもの）、グループ：ファンド→有機農産物（農家から購入）→g の回収など g 活用の半市場的工夫が必要に思われる。市場の海に浮かぶ半市場のコミュニティーを g が支える。

第 2 節 生産管理

本節では、グリーンプロシューマリズムと地場生産流通管理について、組織規模・情報管理・LCA 情報公開（EMAS：環境影響評価報告）・インプットアウトプット情報公開＝インベントリー公開・情報共有・NPO（COOP）/法人企業・ISO14001：4.4.3内外コミュニケーションと地域内循環・ISO9001等をキーワードにして、考察してきたい。地場生産・流通管理参加について、「消費」者 C（P）は、なぜ国家・自治体 A（S）に生産の中身を知らせるような法律・条例を求め、企業 B（E）の生産流通管理に参加しようとしているのか？企業（E）任せの生産流通管理には地球環境問題、特に環境ホルモン（EDC）について問題があるからである。本節では、P 側から見たその生産流通管理の問題点とそれを克服せんとする P 側のグリーンプロシューマリズムについて論じる。

1. 地場生産管理

なぜ「消費」者は、使用対象である生活必需品、特に加工「食品」などについての生産流通管理の情報を入手し、生産流通システムの P-D-C-A (Plan-Do-Check-Action) に自分たちの意見を反映してもらわなければならぬのか？なぜなら、生産流通管理の不適合で「食品」加工中に超微量 (pico) で多大な効果の環境ホルモンが混入する恐れがあり、工場災害・エミッショնなどで地域が環境ホルモンによる大気・土壤・水質汚染などを被る可能性があるからである。

「消費」者は、脱環境ホルモン・未来の子孫のために、モノやサービスをただ「消費」するのではなく、グリーンデリシューマリズム→グリーンプロシューマリズムを起こし、上のように生産流通管理に参加し、管理者と顔と顔の見える地場的関係を構築しなければならなくなつた。本項は、その参加のための今後の生産・流通管理から地場生産・流通管理=リサイクル管理=IM (Inverse Manufacturing) LC 内生産的「消費」管理への理想像を描くものであり、併せてその地場生産流通管理を支援体制支援インフラとしての企業 (E) 一国家・自治体 (S) 一人民・「消費」者 (P) の三位一体のグリーンプロシューマリズムについて述べる。

生産・流通管理の問題点について、「消費」者 (P) 側にとって生産流通管理の現在的課題・問題点はどこにあるのか？

従来の生産流通管理は、より良いモノをより安く、国家・自治体 (S) の後手に回る環境法(それに沿っていれば許される「ppm 神話」[〇〇 ppm までなら OK] に基づく) 遵法 (compliance) の品質保証を目指して、コスト減を計り、さらに遵法の労働災害ゼロを目指して QC・5S 活動を中心に、TQC の効率のため競争優位に立つための計量機器開発・マンマシンシステム構築、FA [CAD/CAM, CIM, Robot]・OA・CAP (Planning)・

VAN/SA・SIS・IntraNet構築など社内外（販社・関連企業：チャネル／部品下請け）の情報ネットワークシステムの活用などを通して行われてきた。そこには、企業（E）自身の問題として、地球環境問題（製品の製造過程と「消費」中/後のエミッション・廃棄物など）・「消費」者の遵法基準より厳しい健康問題などが抜け落ちていた。

また、EとPとの関係の在り方の問題として、営利・効率優先でPの健康志向を欠いた生産流通システム設計・生産流通管理は、企業秘密の下にPには、ほとんど知らされてこなかった。そこには、社会内分業の固定化の問題、Pの知る権利のE側からの抑圧もしくはP側からの放棄の問題、E-P双方の生身の人間の抽象化（one of them）の問題などが存在している。これらの問題が昨今では食品・玩具など口にするものへの環境ホルモンの混入問題の一つの大きな遠因になっている。

思えば水俣病などの公害は、高度経済成長を物質的に支えるためのアセトアルデヒドなどの中間財の化学物質などの生産のための生産とPの基本的人権の無視と並んで、生産流通管理についての企業秘密、生産と最終「消費」の懸隔を遠因としていた。そして、公害原因究明後も改善されなかつたのは、このような生産流通管理へのPの関与の否定を遠因とする。また思えば、ウソの情報で塗り固められ、「消費」者の主体的な情報接近を阻止しているウソつきインチキ食品も同様である。

P（利害関係者）はその解決のために、特に自分の住んでいる地域=地場に工場などを持つEとの間に生産・流通システムについての情報公開・見学・説明会などのコミュニケーション（ISO14001 [4.4.3コミュニケーション]）を通して、そこに参画し、P-Eの親密なコミュニティを形成しなければならない。ここでは、地場の領域について、空間的距離から捉えて、元々の村市町県・流域などの狭い属地的な地域を中心に、広義には

社会的・心理的距離から抽象的に捉えて、「消費」者の使用対象となる製品を生産・加工・流通管理に濃密に参画し、当管理者と人的交流を成し遂げた場合における、その工場現場をも含めておきたい。属地的に自らの「消費」に直接無関係なモノを生産するすぐ隣の工場よりも、地理的に遠隔地だが、自ら「消費」するモノを作っている工場のほうが地場的だ、というわけである。

以上のような生産管理の現在的問題は、地場生産流通管理支援体制構築とグリーンプロシューマリズムが解決する。

地場生産流通管理への「消費」者参画について、生産・流通への「消費」者参加志向がグリーンプロシューマリズムであり、その機は熟している。グリーンプロシューマリズムは、地場生産流通管理にどこまで肉薄できるか？

グリーンプロシューマリズムとは、「消費」を超える運動である。グリーンプロシューマーとは、自給的に環境負荷・害毒のより少ないやり方で自ら生産したグリーンな（環境負荷の少ない）モノ・コトを自ら使う、生産＝「消費」者であり、プロシューマリズムとは、かつて自給体制の家庭から外部化・市場化したものを、家庭・組織内分業・協業を含めて内部化する変化・運動を含む。プロシューマーから派生させれば、個人的あるいは組織内協業的にプロシューム（Prosume 自給：生産＝「消費」）する志向を持つ運動のことである。P側のグリーンプロシューマリズムは、豊かな社会・「分衆」化（博報堂）時代等々の変容する「消費」者行動からも盛り上がっている。

ここに、E側の地場生産流通管理への「消費」者（P）側迎え入れの条件が整った。つまり、田村正紀氏のサービスマーケティング論のように、「個」客「接触度」大で、個性への触れ合いを重視し、かつ「過程工業化」

大でコスト減をはかる「個」客満足度大の「サービス shop」→ excellent service へ、 という「消費」者行動の変化対応の、 あるいは和田充夫氏の上の「general → special」対応の P 側迎え入れ=地場生産流通管理参加の条件=深い関係性マーケティングの素地が生まれた。この関係性マーケティングは、 さらに一步進んで関係性プロシューマリズムになり、 地球環境問題・健康問題を意識したとき、 関係性グリーンプロシューマリズムになる。その地場のグリーンプロシューマリズムに対応した関係性マーケティングが地場「エリア／市場 (customer-channel-competitor) 特性」(米田) を擋んだ地場関係性グリーンプロシューマリズムマーケティングになる。

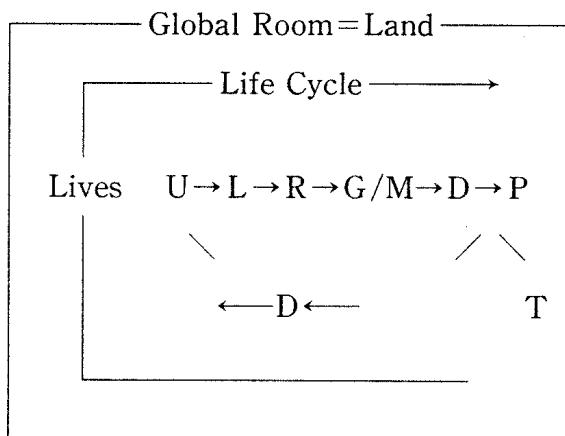
次に我々は、「消費」者 C (P) 側が、 以上の「消費」と離れ過ぎた生産流通管理の問題点を克服しようとするときに生まれる B (E) 側の地場生産流通管理・関係性グリーンプロシューマリズム対応について IMLC をキーワードに考察したい。

2. 地場生産流通管理連鎖

地場生産流通管理連鎖体制への参画=グリーンプロシューマリズムは、 参加・管理すべき生産流通の LC (→ IMLC) の中における位置づけを変え、 [P] 生産から始まり、 [R] リサイクルで終わる LC の IMLC への変革を迫るのではないだろうか？我々は、 グリーンプロシューマリズム連鎖に、 地場生産・流通管理へのプロシューマリズムユーザーの参画という観点、 とりわけ ISO14001 の「4.4.3 コミュニケーション」という切り口からメスを入れる。

我々は、 まず最終「消費」と生産的「消費」の在り方を、「消費」から使用へ、 資本主義的消費経済からプロシューマリズム的使用経済への転換をキーワードにして、 グリーン IMLC (インバースマニュファクチャリング

図表 3-1 グリーン IMC



グ生命循環) の中の地場生産流通管理監査、地場生産流通管理のグリーン連鎖について述べておこう。

地場IMLCは、使用Uとともに、逆生産＝加工プロセスが開始しており、図表中の矢印→総体がIMCである。この循環(IMLC)は、産業連関と地球の生態系や環境変化を通じて、地場(ムラ)と地場(ムラ)とを結びつける。

IMLC (Inverse manufacturing Life Cycle) = 産消不二 使用U (Use) → 潜在資源 L (Latent Resource) → R (Recycle = 流通D [卸W] = 回収 + 再資源化) → 栽培G (Grow) / 資源採掘M (Mining) → 流通D (Distribution : 卸W) → 加工P (Process : in put → out put) → 流通D (Distribution : [卸W + 小売りR]) → 使用U … T (Trade) 3L → 異/同時点身/種水気土不二 = 産消不二 3L: Land = Global Room (Global Village and Land : 空間 Space = 社会・自然環境 = 種などの水平的関係) Life Cycle (時間 Span = 垂直的関係, 種の母系, Load, Length) Lives (種 Species = 主体) IMLC ←→ グリーンプロシューマリズムの相互補完は、組織論的には産消混合(プロシューマー)型協同組合やその前の段階の人民一企業のグリーン連鎖によって実現する。協同組合ではなく、現存企業を所与とすれば、

現実妥協的な産消（加工・流通企業+ユーザー）の関係性プロシューマリズムが、そのグリーン連鎖を実現する。

C (P) 側の関係性グリーンプロシューマリズムは、E 側に対して、IMLC の重要部分=産業連関をグリーン購入ネットワークに彩る産業連関上の原料・補助材料→中間財→完成財のメーカー・ディーラーの関係性マーケティングの創造を求める。

この C (P) 側の IMLC 内の生産への参加=地場生産流通管理構築=関係性プロシューマリズムへの要望を受けて、E 側もインターネットなど駆使して、製品計画・生産流通管理への迎え入れ=マーケットインマーケティングを行う B (E) が出始めている。SIS における「分析 (Research) 目標—システム計画—全体設計—細部設計」「関連企業のマンマシンシステムとユーザーフレンドリーマシンによる関連企業社員の情報処理スキル向上」「関連企業と情報共有」(石川昭氏) を、さらにエンドユーザーを迎えて「環境」優先=競争優先の SIS へ発展させる企業が出始めている。

マーケットインマーケティングは、元々その迎え入れを前提にする。それは、4C ([Customer → Company <vs. Competitor> → Channel] Kotler P.) の中に位置づけた Customer (含む internal customer) の Needs という市場情報の自社 Company への吸入 [Market in] に基づいて、マーケティングミックスのドラフトを描いて、製品計画を立案し、Seeds [4M: Money, Manufacture, Man/Woman, Marketing] 力を複合して、生産・流通計画、生産流通管理を行って、市場創造の売れる仕組みをつくることだからである。グリーンプロシューマリズム対応のマーケティングはグリーンマーケットインマーケティングになる。

地場生産管理のグリーン連鎖について、関係性プロシューマリズム=C (P) 側参加のB (E) 側のグリーンマーケットインマーケティングのため

の地場生産流通管理はどのように組織されるべきなのか？Bは、Cのブランドロイヤリティーの強い社内外の顧客とのコミュニティー（B+C）形成→地場生産流通管理組織、情報公開、株式会社のCOOP化を求められているのではないだろうか？地場生産管理におけるグリーン調達は、現在どのように行われているか？その一つの試みであるグリーン購入ネットワーク（GPN: Green Purchasing Network）の役割について論じたい。グリーンプロシューマリズムの目指すグリーン連鎖＝循環型経済に対して、GPNはその一手段としての役割を果たすのか？

GPNとは、環境庁の指導下でエコマーク事業（1999年発行予定のISO14024 [タイプI：エコマーク外部機関＝日本環境協会認証]）などを行ってきた日本環境協会内に事務局を置いて、96年2月に設立されたNGOである。GPNの構成員は、企業・自治体・消費者、これらの組織や個人である。99年3月現在で約1,800組織が加入し、内企業約1,300社、自治体約250 [含む36都道府県]、環境NGO・生協・消費者団体などのNGO約200組織となっている。

GPNの目的は、グリーン購入・調達によるグリーン企業の活性化。つまり、グリーン購入に取り組むことによって「環境保全型製品の市場形成に重要な役割を果たし、市場を通じて環境保全型製品の開発を促進」することにある。

文字通り、原料から生産・販売・消費・リサイクル・廃棄とつながる産業連関上の調達（＝仕入）→生産的消費（＝加工・サービス提供のための使用）→販売（＝卸売り・サービス提供）→調達（＝仕入）→…→販売（＝小売り・サービス提供）の一連のライフサイクルにおける、経済主体である企業間・企業と自治体間・企業と最終消費者間を結ぶ経済財の物流のネットワークであり、企業・自治体・消費者の間の半無償財・文化財としての

環境情報流通・環境教育のネットワークである（グリーン購入ネットワーク『はじめましょう、グリーン購入』1998年）。

以上がGPNの問題点は、GPNが日本環境協会内に事務所を置き、GPN加入メーカーの多くが日本環境協会のエコマーク事業によってエコマークを得ており、残りのそれを得ようとするメーカーとの間に癒着が生じはないか、という懸念である。この問題点は、1999年発行予定のISO14024（タイプI：エコマーク外部機関＝日本環境協会認証）によって加速するのではないか、と思われる。

またGPN神話ができ、例えば詰め替え容器やリサイクルなど、以前よりちょっとましなグリーン度でもって、合成洗剤がエコマーク認証を受け、GPN洗剤メーカーがGPNに入り、それがメーカーの環境免罪符になるとともに最終消費者に、合成洗剤が完全グリーンの印象をもって受け入れられはしないか、という問題点も生じかねない。逆に、GPNに加入せず、エコマーク認証を受けていないメーカーの石鹼がイメージダウンする、という問題点も生じかねない。

これらの問題点を克服するためには、グリーンプロシューマリズムとそれへの自治体のサポートが必要になる。例えば、自治体によるGPN加入と正しい情報の提供は、ISO14001の自治体内部での認証取得や市長村民への指導、LCA（ライフサイクルアセスメント、ISO14040=LCA原則が97年6月に発行、JIS化[JIS-Q-14040]は97年11月）やPRTR（Pollutant Release and Transfer Registers System 環境汚染物質排出・移動登録制度）の実現に結びつき、それらとシナジー効果をもって、グリーンプロシューマリズムのサポートにつながる。

第3節 ISO14001と生産管理

地場生産流通管理システムへの利害関係者の参画（グリーンプロシュー
マリズム）は、ISO14001⁽⁸⁾については、公開性・透明性原則（序文）の下
での「4.4.3コミュニケーション」の要求項目の活用が重要になる。なぜ活
用か？なぜなら、ISO14001はEMASのように環境影響評価の情報公開の
義務がないからである。

1. コミュニケーション

地場生産流通管理への「消費」者参画はISO14001 [4.4.3] communicationをテコにどのように行われるべきなのか？1) ISO14001 [4.4.3] communicationは、EMASのような環境影響評価の情報公開義務がなくなった代償なのか？2) communicationについて利害関係者の質問にサ
イト側が答えない場合のペナルティーはあるのか？3) 利害関係者、特に「消費」者は、どのように質問し、関与してゆけば良いのか？などの疑問が湧いてくる。ここでは、[4.4.3]を赤裸々にしながら、3)に主として答
えてゆこう。

ISO14001の序文・要求項目4.4.3及び「EMS原則及び要素」は、次のよう
にサイト・企業の内外の利害関係者（Interseted Party→ステイクホル
ダー）からコミュニケーションを受け付ける手順を確立するものである。

「（序文）環境マネジメントシステムの普及は、…環境問題に対する利
害関係者の関心の高まりを背景としている。…環境マネジメントに関する規格…をうまく実施していることを示せば、組織が適切な環境マネジ
メントシステムをもつことを利害関係者に納得させることができるであ
ろう。」（[Y_{os}・T-1] pp.19-21）

4.4.3 コミュニケーション

組織は、環境側面及び環境マネジメントシステムに関して次の手順を確立し、維持しなければならない。a) 組織の種々の階層及び部門間での内部コミュニケーション、b) 外部の利害関係者(1)からの関連するコミュニケーションについて受け付け、文書化し及び対応すること。([N_{1h}・SK-1] p.894, 英文 [Y_{os}・T-1] p.40) <1> interested parties (定義) : individual or group concerned with or affected by the environmental performance of an organization ([Y_{os}・T-1] p.100).

我々は、この要求項目4.4.3と手引きを根拠にして、地域住民・商品購買者・地域自治体などは積極的に情報公開を地域のISO14001認証取得サイト・流通企業に求め、特に環境影響評価項目中にダイオキシン等のEDCを盛り込むように、またその基準を厳しくするように求め、納得のゆく参画=グリーンプロシューマリズムを展開する必要がある。サイトの門は「叩け、さらば開かれん。」

C側の未来志向のグリーンプロシューマリズムは、「消費」を超えるために、対Bのグリーンな消費（使用）一生産の連鎖=IMLCの中に地場生産流通管理・環境監査を位置づけ、自らアンガージュし、脱EDCの生産/加工一流通を求める。その条件は、豊かな社会のP側には整っている。E側がグリーンマーケットインマーケティングの地場生産管理・地場流通管理でそれに応える期が熟した。

本章で留意したダイオキシンなど環境ホルモンについては、グリーンプロシューマリズムユーザーによるISO14001の要求項目「4.4.3 コミュニケーション」などを活用した生産流通への関与・参画・チェック活動が必要になる。今後ISO14001のシステムに環境ホルモンについてのppt単位の数値目標を掲げるサイトが出てきて欲しいものである。改めて、

ISO14001のシステムのみでは環境は良くならないので、企業(B)－国家・自治体(A)－人民・消費者(C)の三位一体になったグリーンリビング社会構築努力が必要になること、特に国際的なCのグリーンプロシューマリズムとAのグリーンリビング立法・行政・司法が、ISO14001充実のために援護しなければならない、と考えるようになった。

2. ISO14001とOR

ISO14001(1)のP-D-C-A (Plan-Do-Check-Action) システムの構築にOR技法はどのように活かされるのか？その中のP-Dである環境負荷低減のための目的・目標の設定とその努力＝実行のためにOR技法はどのように活かされるのか？

* OR技法の応用部面

LP (リサイクル・リユース資源の最適配分)

PERT (P→D→C→A, 審査手順：申請→書類→予備→本

→登録→維持→更新

(cf. 藤森ペルー大統領の対ツパクアマル作戦) 大中小 PERT 数値化・定量化 (環境側面の洗い出し)

プロセス方式 (組立工場), マスバランス方式 (化学工場), 作業手順の明確化・情報公開・コミュニケーション

A ISO14001取得準備

A-1 「ステップ1：準備の準備」([K_{ok}・K-1] p.51) : DS (Decision Support)

(1) Initiative/DS (社内関連部署などのISO14001についての発案・動議) = Top の調査号令を誘導する (側近の進言・雑談・社長会からの刺激・納入先からの依頼・国際会議など) → Top の指示。

(2) Top/DS (ISO14001についての 5 の情報収集「分析 Analysis」・「調査 Survey」・ドラフト / 見積もり作成の了承)

(3) Budget/DS (臨時予算申請・了承)

特設スタッフ（「検討部隊」）の準備期間定期給与 + 残業手当，認証取得費用，研修費，サイト環境調査・化学物質検査費用，社内 PR 教育など（「認証取得費用なんて目じゃない。準備スタッフの張り付きのコストですよ」（東芝本社環境監査チーム代表））

残業についてはほとんどの企業がボランティア（環境に取り組む人は情熱がある。時間がたつのも忘れて議論→相当家庭を犠牲にしている）

(4) Committee/DS (ISO14001促進委員会，「検討部隊」[K_{ok}・K-1] p.51 結成)

「導入（準備）計画」の策定=PERT

「ステップ 1：準備の準備→ステップ 2：構築の準備→ステップ 3：構築→ステップ 4：システム運用（内部監査 + 審査登録）」（[K_{ok}・K-1] p.57）

(5) Draft/DS (意思決定のためのドラフト / 見積もり作成)

(5)-1 Analysis/DS (文献・ビデオ・レポートの読書・分析)

「BS7750の手順のほうが現実的で分かり易い」（キャノンH氏）

「「実施」→P（「初期 Review」→「方針」→「組織及び要因」→「環境影響の評価及び登録：規制の登録」→「目的及び目標」→「管理計画」→「管理マニュアル」→D（「運営管理」→「記録」）→C（「監査」）→A（「見直し」）」

推薦図書：[K_{ok}・K-1]

(5)-2 Survey/DS (見学・インタビューによる資料収集と現状調査分析)

九州であれば本社サイト、系列・グループサイト、コミュニティーのサイト（日田市・水俣市・北九州市）、その他見学を許可しているサイト（TDK/ワシントンホテル）

(5)-3 Training/DS (研修 [コンサルタント] → 内部監査人)

有能な代表を送り、普遍化する。本社のサポート。討論・委員会→Topへのプレゼンテーション (TopへのDraftの説明) → DM (Decision Making)

Top の決断

A-2 ステップ2：構築の準備：Try & Error

- (1) 要求項目 (Shall) に対するトップ・検討部隊 (EMS 設計組織者)・部門担当者・教育文書の対応について鳥瞰図を描く
- (2) マスバランスに Input Output フローと 1 のプロセス (部門) との対応
- (3) 環境側面・影響の洗い出し・評価

Adaptation/DS (一般システムの自社サイトへの応用)

予備調査 (Annex A [Informative Guidance] + 14004 [Initial Review])

予備：A 環境状況分析→B 環境側面（負荷原因）インベントリー→C 環境影響評価（負荷現象）

a 環境状況分析

a-1 時間的環境（自社サイトの時間 [過去→現在→未来]）

過去の土壤汚染の点検

a-2 空間的環境（地理・近隣）

排気・排水・事故・洪水・台風・地震時の気象（風向き）・地下水脈・勾配などの地形・近隣住宅・上水道・幼稚園/学校

a-3 サイトの操業・営業と投入・産出前後の物流（調達・納入・販売）

などによる空間への環境負荷

a-4 生産・環境負荷削減技術

産出製品・提供サービス

a-5 社会：遵法、2と関連するコミュニティーなどの Interested Party・その他の社会状況

b 環境側面→c 環境影響

排気・廃熱（大気汚染と温暖化）

職業病/廃棄物・有害廃棄物（→土壤・水質・大気汚染と温暖化）

室内汚染

水質汚染・廃熱→魚介類汚染

土壤汚染・地下水汚染

d 環境側面の絞り込み

マスバランス（物質収支、過去→現在）

A-3 ステップ3：システム設計・構築

(1) Top: Environmental Policy (4.2環境方針)

(2) Team=Committee: Training (4.4.2訓練 <環境方針の周知>)

(3) Committee+Function [各部署] : Planning (4.3計画)

(3)-1 Environmental Aspect (4.3.1環境側面)

<著しい環境影響を CP とする cf.4.3.3>

(3)-2 Legal and other Requirement (4.3.2法規制及びその他の要求項目)

(3)-3 Objectives and Targets (4.3.3目的及び目標)

(3)-4 Environmental Management Programme (4.3.4環境マネジメントプログラム)

(4) Function+Committee : Operation (4.4実施及び運用)

- (4)-1 Structure and Responsibility (4.4.1体制及び責任)
- (4)-2 Training (4.4.2教育・訓練)
- (4)-3 Communication (4.4.3コミュニケーション)
- (4)-4 EMS Document (4.4.4EMS文書)
- (4)-5 Document Control (4.4.5文書管理)
- (4)-6 Operational Control (4.4.6運用管理)
- (4)-7 Emergency (4.4.7緊急事態への準備及び対応)

(5) Auditor+Committee : Checking (4.5点検及び是正処置)

- (5)-1 Monitoring and Measurement (4.5.1監視及び測定)
- (5)-2 Nonconformance (4.5.2不適合及び是正・予防処置)
- (5)-3 Records (4.5.3記録)
- (5)-4 EMS Audit (4.5.4EMS監査)

(6) Review (4.6経営層による見直し)

OR応用については、1. 定量化、2. PERTの活用、3. マーケティングインフォメーションシステムの活用が考えられる。

1. 定量化

環境側面の絞り込み

調査

「環境側面抽出カード」

4R

事故の可能性

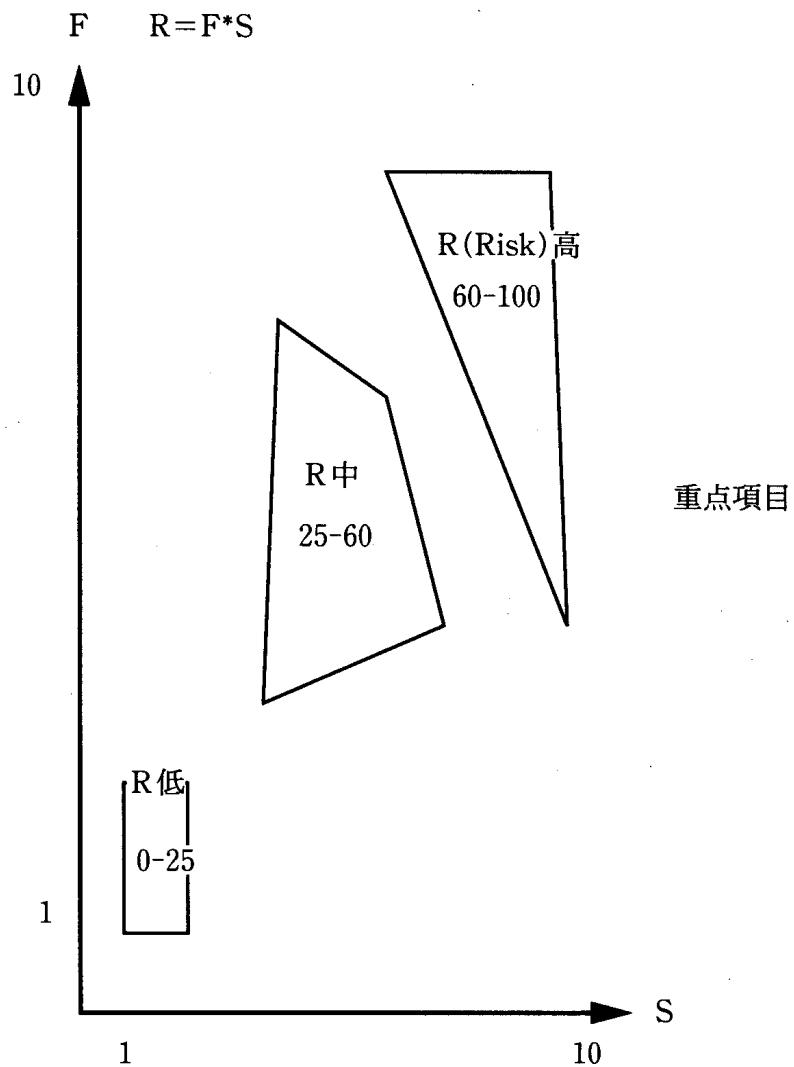
調査 COMMITTEE (ISO90001スタッフ・化学知識・内部監査人・
環境部署) 編成

現場立ち入り検査・インタビュー

著しい環境影響の発見

図表 3-2 RISK MAP

発生の可能性 (Frequency 確率)



影響の重大性 (Severe)・規模・未来永続性
OR 技法 (リスクインデックス)

Risk Index ($R = F \cdot S$) [$Y_{os} \cdot HV-1$]

図表 3-3 リスク指標

発生の可能性 (F=A+B)		影響の重大性 (S=C+D)		
	発生の確率(A)	汚染に至る可能性(B)	被害(C)	汚染の持続性(D)
5	非常に高い	汚染が発生後にしか分からぬ	非常に厳しい	5年以上
	高い	事前に察知可, But回避大変	厳しい	5年程度
4	中程度	汚染が発生後検知可, 対応可	中程度	1年程度
3	低い	汚染が発生後検知可, 対応容易	小さい	1週間程度
2	非常に低い	事前に察知可, And回避容易	非常に小さい	一過性

[Y_{os}•HD-1]

(C) 1 他に与える被害程度, 2 社会的責任, 3 汚染修復に要するコスト

2. PERT の活用

A 審査フローと内部のシステム構築対応への適用

審査フロー (認証機関側)

- 1 申請受付 → 2 契約内容確認 → 3 審査チーム編成 → 4 環境マニュアル審査 → 5 事前訪問 → 6 実地審査計画の作成 → 7 予備審査 → 8 実地審査 → 9 実地審査報告 →

図表 3-4 Structure and Responsibility (4.4.1体制及び責任) [Yos-TV-1]

要求項目	経営層	EMS 責任者	各部門	関連文書
4.3計画	環境方針	環境側面洗い出し 手順書作成 環境影響評価 ↓ 緊急事態準備 → 教育訓練 → ↓ 環境側面の登録	遵守 調査・分析	* 環境マネジメントマニュアル * 環境側面摘出手順書
4.3.2遵法		要求事項確認手順書 適用要求事項の登録		
4.3.3目的・目標		目的・目標設定		
4.3.4環境マネジメントプログラム		環境マネジメントプログラム作成 計画の実施・運用状況把握		
4.4.1体制整備 責任者指名				
4.4.2訓練		教育資料作成 環境情報管理センター		教育訓練
4.4.3コミュニケーション		コミュニケーション 受付・文書化 回答・記録	内部コミュニケーション ← 外部からの問い合わせ	
4.4.6運用管理				
監査結果報告		内部監査		監査報告書
4.5 点検				

3. マーケティングインフォメーションシステムの活用

利害関係者 (Interested Parties とコミュニケーション)

ISO14001のシステム構築・運用・見直しへの OR 技法の適用について、定量化・PERT・マトリックスを中心に考察した。OR 技法が鳥瞰図的手順の作成とシステム運用の作戦や個々の環境影響評価や目的・目標設定・内部監査などに活かされ、EMS 責任者のみならず各部門担当者に習熟されれば、より「科学的」具体的な EMS の実りある構築・運用につながる。TDK が行っている文書のデジタル化の意義や NEC のコンピューターによる環境側面・評価の管理と OR 技法との関連性 (例えば LP) については今後の課題である。

4. 環境影響評価項目の落とし穴を補うグリーンプロシューマリズム

環境影響評価についての ISO14001の要求項目には、個々の大気・水質・土壤汚染物質の細目も特定の環境パフォーマンスの基準も挙げられておらず、ただ遵法と目標数値や重大性・可能性関連数値とを可能な限り挙げれば良いように要求されているにすぎない。国際的南北問題としても、遵法であるから、基準の低い国へポリューションハイブンを求めた MNC が認証取得しているのも事実である。

そこで、遵法面で国際的な国家の法、自治体の条例の対応が求められるが、それらの施行と現実の問題との間には対策が後手に回るタイムラグやギャップが見られるし、遵法そのものにもかつての ppm 神話(緩い基準の ppm までは排出して良いと言うので、企業努力が損なわれた)と同様の ppt 神話が生まれる可能性がある。

例えば、ダイオキシン ([Y_{am}・H-1] pp.17-21) 合成界面活性剤 (合成洗剤・乳化剤・染色助剤など) 蛍光増白剤 (ユニホーム) クロルピリフィオス

(室内汚染、白アリ退治) 噫煙（室内ダイオキシン汚染）などについて、遵法ならば法的基準がないので野放しになる。サイト内の自動販売機で煙草や公害食品を売ったり、社員食堂でポリカーボネートの容器を使い、味付けにチャイニーズレストランシンドロームの味の素を使い、食材に遺伝子組み替え食品(4)・農薬づけ輸入食品を使用し、床をワックスできれいにし、合成インキ・塗料を使い、電磁波予防なしで、サイト内をジーゼル車が乗り回していても、ISO14001は認証取得できるのである。

グリーンマネーとIT駆使のグリーンネットを媒介にした産「消」提携のゲリラ型で等身大の有機農業運動やそれを囲む楽しいグリーンコミュニティー形成こそが、ゴリラ型の有機の輸入黒船に対抗するための大拠点になりえるだろう。

結

ないよりましむ循環型社会形成基本法をテコに、拡大「消費」者主権と対企業責任の促進、対国家責任の促進のための近代市民社会の所有論の根本的パラダイム転換を訴えることこそ、わたしがいま明らかにすべきことである。わたしが実践すべきは、その循環サポート・処分権廃止を目指す足元の家庭内循環・地域内循環・NPO活動である。

我々の目指すは、時間軸上の未来世代のこと、種軸上の人間以外の動植物のことを考えた「循環」であり、A=B=C一体となったそれぞれの生態系準拠の空間循環、つまり家庭内循環・職場内循環・地域内循環のリサイクルによる補完である。

ソシオ生態系を破壊する悪玉（グレイ）のA=B=C（Administration=Business=Consumer [→ User]）と保全する善玉（グリーン）のA=B=

Cを対比させつつ、IT革命の恩恵である「個・安・速」(竹中)情報共有・共創の情報を活用した、拡大「消費」者責任のグリーンプロシューマリズムこそが、グリーンA=B=C構築の牽引車になりえる。

国際的に貿易を通して、水平・垂直分業が拡大・深化し、地球上の各地域のソシオ生態系=地球公共財が破壊されている。この破壊をくい止める一つの方策が、自分の「消費」している食べ物、家電、自動車などの「消費」財の、まさにその原料・補助材料・組立工場・製造場所などを見学し、OA/FAの生産にHAから関与(プロシューマリズム)し、その環境負荷について改善を申し入れることである。

地球は一つ、地球規模の生産に地球規模で関与する国際的なグローバルグリーンプロシューマリズムこそが地球生態系の保全に必要不可欠である。そのグローバルな関与に果たすインターネットの役割についても評価したい。

本文で触れられなかったが、3S軸上の中宇宙大宇宙空間の循環型経済社会に貢献すべき、A=Bのエコテク開発、A側からの所有権を見直した循環リサイクル法以外の民法刑法やその他の行政執行/環境アセスメント/大店立地法の徹底充足、C=Bの憲法にある「不断の(環境)努力」4R運動/生産管理への自主参加/見学の責務/情報公開要求(SO14001以外のGPN・環境影響評価)/「ステイクホルダー」コーポレートガバナンスや次世代・南北問題・家畜の人絹・経済主体と責任などの課題は、別稿に譲りたい。

注

- (1) 環境倫理(Environmental Ethic)とは、近代文明批判を経て登場した、特定の人

間集団内の自他の自然環境についての善惡の価値基準、つまり行動規範・実践起動力の起源に、自然環境に対する保護・愛の有無を据えた自他共通の行動規範・道徳・道義・信念のことである。環境倫理学 (Environmental Ethics)は、この価値基準の「起源・発達・本質・規範」についての原理体系である。自然環境の保護基準は、1. 自然中心主義と人間中心主義、2. 時空間についての種の現在と未来、3. 国家史上・人類史上の発展段階格差に関わる南北間対立・地域国家間対立・環境先進後進グループ組織/個人間対立、という3つの対立の間を左右に動搖し、その動搖を通して、それらの対立を共生・相互依存へ向かって超える（アウフヘーベン）ものになろうとしている。具体的には、環境倫理は、「宇宙船倫理」たるべきであり、エコバランスの持続的経済社会構築のためのエコテク開発などを媒介にした、自然と人類の共生の方法を見いだすべき人間の道徳基準のことである。

学説史的法制度史的に、Nash は『自然の権利』において、「環境倫理」が、過去・現在から未来へ向かって、自己→家族→部族→地域→国家→人種→人類→動物→植物→生命→岩石→生態系→惑星（地球）→宇宙の順に進化・拡張する、という理念型を提示し、その過去から現在までの進化を自然権の法令の拡張に表現されていると考え、奴隸→女性→先住民→黒人の解放→絶滅危惧種保護法という発展を図示した。彼は、この理念型を基礎理論として、不明瞭ながら人類と自然と観察者の区別と連関を視点に、「環境倫理学」の語が人間中心・功利主義の近代文明批判を根拠に1960年代の初めから使われるようになったと述べ、その視点のない直観的内容を「生態学」登場以前の生態学者 Thoreau H. D. の1852年の植物にまで「拡大された共同体意識」や彼を英雄と崇めた Salt H. S. の1892年の『動物の権利』に求め、それと共に通する意識を Darwin C. の進化の所産と見る生き物への「同情」や1837年の動物=人間の「同胞」論にも求め、Evans E. P. の東洋の生命中心主義宗教の評価・人間中心主義のキリスト教批判や1894年の「人間と獣類との倫理的関係」における人間中心主義批判、それに1897年の『進化論的倫理学と動物心理学』における人間と動物の共通論にも求め、Moore J. H. の1906年『宇宙的な親族関係』1907年『新しい倫理学』における「倫理的共同体」にも求め、19世紀後半以降以降のアメリカの自然保护運動・動物虐待禁止運動の理念にも求めている。そして、環境倫理についての上の視点が未だ不明瞭ではあるけれども、より理性的な内容を、Leopold A. によって1923年に唱えられた地球を「生命ある存在」と見なす地球有機体説、さらに彼によって1930年代以降より確かなものにされ49年に提唱された「土地倫理 (Land Ethic)」観、つまり「人間」をランド・コミュニティーの一員に変えていく」倫理概念に求めた。最初の「環境倫理」を表題にしたものとしては、1973年の Barbour Ian 編の詩集、*Western Man and Environmental Ethics* を挙げ、この詩集が上の Evans と同様のキリスト教批判が見られる1967年の White Lynn の環境神学に関する論争を活発にした、と解釈している。

社会文化史的にも、動物好きのアメリカ人やドイツ人イギリス人などが大きく「環

「環境倫理」を課題にし始めたのは、戦後の開発による種の絶滅に危機感を持ち、人間以外の動物などにも法的権利を与え、人間が環境法廷で「もの言わぬ自然」の代弁者になろうとした人間 vs. 自然論争の中で、この倫理を映画・雑誌・新聞など大衆メディアに載せ、世論にした1970年代であった。日本は、上の3について雁行形態的に20年遅れ、やっと1992年地球サミットへの国際的視野に立った準備、奄美の黒兎・対馬山猫などの動物保護運動や環境アセスメントなどを通して、1990年代に「環境倫理」という語が自然保護運動を中心に浸透してきた。

「環境倫理」の基準は、ヘーゲルの『精神現象学』認識論における観察者・当事者の緊張のその当事者に人間のみならず自然が加わって来たこととその自然に認識能力・法的権利を認めるかどうかを配慮し、人類と自然と観察者の区別と連関を視点に、上の1, 2, 3について絶えず時空間的に誰・何のための何にとっての基準か、という認識論的公正に加えて植物人間も尊重する生命倫理的公正を判定基準にした上で設定されねばならない。つまり、基準裁定者は、当事者を観察する3の特定の人間であり、観察される人間 vs. 自然、現世代 vs. 未来世代、北側諸国 or 環境先進集団個人 vs. 南側諸国 or 環境後進集団個人など、上の3つの対立のただ中にある当事者の双方の立場に肉迫し、両者の利害・欲望・生命の対立を共生へ向かって現実的に調整する基準を設定すべきである。最終的には、観察者を人間に限定し、当事者たる自然の認識能力を人間当事者のそれと区別し、Feinberg J. の “The Rights Community” のように自然の法的権利を認めず、かつ彼に反して「植物人間」のそれは認めた上で、自然中心主義/地球全体主義/Deep Ecology・未来世代・南側諸国などをセカンドステップとしてかいくぐった Deep Ecology (非 Shallow Ecology) の「生物圏中心的な民主主義」・現世代尊重・北側の立場・生命倫理などを基準にせざるをえない。

この対立調整は、個々の人間の命を地球よりも重しとする生命倫理やあらゆる社会問題の解決方法の根底になる。例えば、生命倫理・女性問題と受精後の胎児についての人権問題に関わる妊娠中絶を巡ってのプロライフ vs. プロチョイス論争について、自然の権利や精子を命とみなすオナニー否定の旧約聖書のみを基準にし、かつ胎児の立場のみに立脚すればプロライフとなり、地球全体主義から個々の胎児が人口爆発に繋がるのでこの爆発を阻止するという立場に立てば、プロチョイス・聖を是とすることになり、南側諸国に対する避妊の勧め強制に繋がる。逆に人間の権利のみを基準にすれば、人口爆発自然破壊の問題抜きに、現在の人間の幸福・性愛 vs. 胎児の命・未来の対立、また南側諸国人権と避妊の是非に論争の階梯が上ることになる。最終的には、「天上天下唯我独尊」に行き着き、現在の母親という個の命と人権を尊重し、プロチョイスを選び、南側に避妊を勧めざるをえない。

この基準設定は、これらの対立を最適な共生関係に向かわせる基準になるべきであり、それはエコテクや循環型社会システム・生活などの方策・制度に逆規定される。身近には、この基準は生活からも逆規定され、理性的倫理が日常生活実践の感

性的な基準になったとき、大きな倫理的効用が生まれる。つまり、企業倫理・行政倫理に加えて、観察者であり当事者である市村民たる我々北側の人間が、この環境倫理をグリーンで参加型共創型の感的生活倫理に血肉化し、それを持って、衣食住の生活物資に供される大地・植物・家畜などの他方の当事者である自然の権利をも熟慮し、近代文明における所有論を背景にした飽食・使い捨て・エネルギー浪費などの一時的な過度の欲望を抑えた使用権重視の生活やプロシューマー的生活を楽しみ、かつ企業に対して大量生産を適正生産に変えさせるよう生産活動に参加し、国家・自治体に環境行政を促したときこそ、役に立つのである。

環境哲学の認識論が倫理基準の裁定に関連し、自然中心主義には環境神学など宗教学と生態学・生物学・地学・博物学が関連し、未来世代・南側諸国配慮については、企業・国家・市民が構成するところの経済社会を分析する人口学や環境社会学・環境政治学・環境経済学・環境行政学・環境経営学・消費者運動論・環境家政学が関連する。

21世紀には、環境倫理基準の相違が、環境保護運動を巡る対立に発展している事態を重視し、自然中心主義に立脚する過激な環境 NGO も穩健な NGO も国家・企業・市村民も相互に環境倫理基準を巡る提案型のプラス思考の対話を、ガンジーイズム・環境正義を胸に、IT を活かしながら、繰り広げてゆくべきである。また、この倫理をエコバランス・エコテク開発などを急ぐバネにすべきである。

(2) 「地球全体主義 (The Earth Holism [Wholism, Totalitarianism])」とは、人間中心主義である人類諸個人の利益よりも、また自然中心主義の内の個々の動物などの全体の構成要素の生命よりも地球・自然の生態系全体の保護を優先する倫理・生態系中心主義 (Ecocentric)・地球中心主義・「狂信的地球主義」のことであり、観念よりも実践に重きを置く行動規範、地球志向の実践的環境倫理 (Totalitarianism, Environmental Fascism)。現在のこの Totalitarianism は、地球を閉鎖系の「宇宙船地球号」と考え、人間中心主義と自然中心主義の対立を超えて、この乗組員に人類も含め、全ての生物の無生物と関わる食物連鎖を中心とする生態系全体を特定の人類・国家・地域・企業などの集団及び個人などの利益・生命などよりも最大限重視するラディカルな地球志向の実践倫理となっている。

Nash は、環境倫理の学説史『自然の権利』において、地球全体論の起源をアニミズムや Organicism の哲学にも求め、More H.(1614~87年)の *Anima Mundi*(世界の靈魂)やその友人の Ray J.(1627~1705年)の生物の楽しむ権利・生命権・神への賛美、それと類似した Spinoza B. (1632~1716年) の汎神論、さらに Thoreau H. D. の1852年の「拡大された共同体意識」や Muir J.の1867年の有機体論、Leopold A の1923年の地球有機体説と彼以降の生命中心主義の「部分よりも全体」を重視する宇宙的倫理哲学や Schweizer A.の1920年代以降の「神秘的な全体論」にも求め、1974年の Lovelock J. E. & Margulis L. の「適正な環境倫理は全体である（生きている）地球に価値を与えるように求める」「人類は（生きている）地球という共同体…「ガ

「ガイア」の脳細胞」という「ガイア（地球：ギリシャ語）仮説」と Clark S. R. L の1983年のその解説「「ガイア」の維持と生態系の存続（は）一つの種（含む人間）」より優先されるという主張及びラディカルなイギリスの NGO「ガイア」のガイアの生態系にとって不健康な人間の「地球有機体」からの排除を唱える主張にも求め、これらを「全体論的環境倫理学」と呼び、彼らを「全体論的思想家」「全体論者」と呼んだ。

その代表に、Leopold を「環境倫理学の父」「全体としての自然を含む倫理体系のパラダイム」創造者と呼んだ Callicot J. B. の1980年の “Ethical Holism (倫理的全体論)” の名を挙げている。Callicot の地球全体論こそ、ラディカルな “The Earth Totalitarianism” や後の過激な “Earth First” 運動につながるものである。

地球全体主義は、個と全体、人間と自然のバランス・共生を配慮しない場合、反人間中心主義・反生命個体主義の過激な生態系全体主義に陥り、極端な場合人類絶滅待望説に陥る。上の Callicot の地球全体論のこの過激な一面は、穩健な「全体論的環境倫理主義者」であり Salt の『動物の権利』をさらに深め *The Case for Animal Rights* (1983年) を著した Regan T. によってさえ、“Environmental Fascism” と呼ばれ、個人の利益・生命を犠牲にする20世紀のファシズムのようだ、と批判された。この動物・人間の固有性重視の「自然権自由主義」者 Regan は、同じ全体論者たる Singer P. と1976年に、*Animal Rights and Human Obligation* を著している。こうして、健全な全体主義は、ナティズムに対してレジスタンス運動で闘い、戦後「エコソフィ（生態学的英知）」を唱えた Naess A の1973年の「ディープ・エコロジー」概念のように、「生物圏全体の民主主義」生態系の中の全ての生命体の「生存・繁栄する平等権」を中心としたものになる。

環境哲学の認識論の立場論や環境政治学・民主主義におけるバランス感覚のある利害調節の自然界への拡張、環境神学を始めとする批判的宗教学やファシズムを体験した20世紀の歴史学を過激な地球全体主義批判の理論的な武器にする必要がある。特に、民主主義については、20世紀のファシズム・スターリン主義・ポルポト政権などの全体主義批判は、この批判に適用できる。

今後、“Earth First” 運動など過激な地球全体主義運動が正統性を持つことのないよう、特に北側先進国・多国籍企業・市民は、「生物圏全体の民主主義」を環境政治・環境経営・グリーンコンシューマリズム（→プロシューマリズム）などの活動に活かし、石油文明・開発・経済発展・浪費生活・効率優先の市場経済などを反省し、地球環境破壊型の国家エゴ・個人主義・自由主義・民主主義を自己抑制すべきである。過激な環境 NGO 側も、IT を活かしながら、穩健な NGO や国家・企業・市民との対話を続けるべきである。

- (3) 「環境犯罪（Environmental Crime and Sin）」とは、狭義には、法制度的にその国際間や国家内部の環境法や環境に関わる刑法等の法律や国際条約及び加盟している国連の取り決めに、法的判断能力を有したり一定年齢に達したりした国・組織・

個人が違反し、その責任をとってなんらかの刑罰・民事罰などの抑圧的制裁・処罰を受けなければならない行動、違法行為、法益侵害行為（Crime）のことである。

その逆の、過激な環境保護運動における運動家の違法行為ではない。

環境倫理に関わる道徳的側面を入れた広義の概念では、現在のある国家・集団・組織の環境に関する法律に抵触しなくとも、その国家・集団・組織内部でも将来制定・施行・取決め・規定がなされたりすると見られる法律・規則・コモンセンス、及び雁行形態的に環境保護先進国の保護法や他の一部の国の国際条約・国連の取り決めなどに反し、警告・忠告を受ける行為（Sin），さらにその集団・組織の内外から見た罪、つまり集団・組織・個人内の環境倫理・規定・常識等に反する罪（Sin）や他の特定の環境保護の優先国内の環境 NGO・消費者運動グループ・労働組合・協同組合など外部から見て、環境倫理・規定・常識等に反する罪（Sin）のこと。さらに広義には、未遂で行動にまで至らないとしても、国家・組織・個人が環境破壊思想を社会・集団・個人に向かって扇動・PRしたり、思索する観念的行為・営為も道徳的な罪（Sin）である。

最初は、上の広義の意味で、環境 NGO 等が自然主義などに立脚した環境倫理から、人間中心主義に立脚していると見なした環境破壊・動物虐待の開発・企業行動等を指した言葉であった。例えば、Earth Force 代表で、1977年の除名までグリーンピースの一員であった Watson P. (1951年生まれ) の1986年の「捕鯨は自然に対する犯罪」という言葉、1977年の毛皮を取るためにアザラシを撲殺する「無法者を阻止するには無法者が必要だ」という言葉等がそれである。元々、世界中の社会主義者・レーニン主義者等の左翼が、自分の党派内の日和見行為などを批判する際に、道義的な意味で自己の教条主義的思想や「革命に対する犯罪」と称していた表現が、社会主義運動の挫折後、その左翼運動と出自的にあるいは間接的に影響を受けた地球環境革命を目指す者を通じて伝染し、「環境に対する犯罪」という意味で使われるようになったもの、と思われる。日本でも、60年安保や60年代末期の全共闘運動を体験した世代の環境保護の市民運動家から、Watson P. と同様の表現、例えば「環境犯罪企業」等の表現が為されている。しかし、この表現は、ちょうどアメリカの環境 NGO の先住民の権利保護の意味の「環境正義」という語やイギリスの消費者運動から生れた「グリーンコンシューマー」という語が、やがて市民権を得ていったように、特に上の狭義の意味を中心に拡張し、市民権を得て、一般の慣用語になりつつある。環境について「非難するから犯罪」(Durkheim E.) になる。

1992年地球サミット以降、原因・発生源が明瞭な公害問題に較べて、それらが相対的に不明瞭な種・時間・空間軸の長い地球環境問題が国際的・社会的に重要視されるにつれて、かつて罪（Sin）でなかった環境破壊に繋がる観念的営為までも、特に環境 NGO によって、生態学と神学の融合・「宗教の緑化」・環境神学の原罪意識・天罰観・「生命共同体に対する道徳的責任」と結びついて、「環境犯罪（Sin）」と呼ばれ11番目の戒めとなり、環境法が雁行形態的に環境後進国にも整備・施行され、環

境グループ内から見て「犯罪」に過ぎなかった内容のものが、一国内の法律違反「環境犯罪 (Crime)」と見なされ、処罰対象になって来た。最近では、その国内犯罪を取り締まる警察の一部署を「環境警察」と呼び、環境テロなどの国際的犯罪に対決して創設すべき多国籍軍を「環境軍」「環境連合軍」(高橋1992年)と呼ぶようになってきた。

狭義の環境犯罪について、地球環境問題については、その発生源・原因者の特定問題、時間的な現象までの長期化・慢性化・複合化問題等があり、その国際的立法標準等について困難な面が多い。国際的な法律整備に当たっては、アメリカン・スタンダード、つまりスーパーファンド法の「過失の有無を問わない厳格責任主義・当事者の概念が広い・連帯責任・法律施行以前の過去にまで遡って犯罪を追及する遡及性」理念による標準化が望ましい。最近、日本でも産業廃棄物・土壌汚染等の環境犯罪が増加している。これは、Crime であるばかりか、「地球村」の高木氏が、オーム真理教に準え、かつて高度経済成長政策に同意し、反省しない日本を More & More 教のサティアンと称した点を考慮すれば、その More 教自体が道徳的な環境犯罪 (Sin) 宗教に根ざしていることになる。

絶滅危惧種保護の倫理がワシントン条約に結実・機能しているように、環境倫理・汚染者負担原則等の基準が、国際政治的に社会（国家・地域・集団・組織）空間的・時間的・知識的差異について考慮・協調された上で、国際条約に結実し、その条約が早急に同意・決定・遵守され、違法行為が全ての国内外の社会で「環境犯罪」として罰されるシステムに結実する必要がある。

物事を「環境犯罪」とみなす基準は、社会科学系の環境倫理学・法学・経済学・政治学・社会学のみならず、地球環境破壊の有無を判定する生態学・生物学・物理学・地学等自然科学に関連し、それが法律になるためには学際的なアプローチを必要とする。

国際条約についての同意・決定のためには、環境政治学のみならず、各国のその同意の素地のための環境教育や発展途上国の人口爆発・貧困ゆえの環境破壊に関する正しい環境 ODA 等が必要になり、かつ21世紀には、その条約の遵守・機能のための各国内の環境三権分立体制整備と UNEP の充実・環境国際法廷・環境国連警察などが必要になる。

(4) 「環境正義 (Environmental Justice, Eco-justice)」とは、狭義には、放射性廃棄物・有毒廃棄物等をアフロアメリカンやネイティブアメリカン等のマイノリティーの居住地区等に公害移出したり、発展途上国や南の島嶼国などに公害輸出したりするマジョリティーや先進国のエゴ・環境人種差別・欧米州人種中心主義を許さず、平等主義を達成する環境倫理。広義には、地球上の全ての生命体の人間中心主義からの解放を目指す「生態学的正義」。

この広義の「正義」の語源は、環境神学者 Santmire H. P の1970年の「社会的正義」(地球上の生命体の人間支配からの解放)，同じく環境神学者 Jorason P. N. の

1984年の「生態学的正義」（人間中心主義からの解放）に見いだすことができる。この広義の語に影響を受けた狭義の「環境正義」という名の運動の発端は、上のマイノリティー解放を唱えた1980年代からのアメリカの草の根市民運動に見いだすことができる。

この運動は、1991年の「全米有色人種環境運動指導者サミット」の自然・民族・文化・意思決定・労働・先住民等に関する「環境正義の原則」17項目採択に結実し、EPAに「環境正義」担当部署を設けさせることになった。

従来、白人側からの有色人種に対する「環境人種差別」は、憐れみ・同情等優位・上位のものが劣位・下位のものを見下す論理が強かった。しかし、この「環境正義」は、アメリカ等の西洋近代文明を根底的に自己批判した上の「環境倫理」南北間・異人種間の共生の論理に根ざしたものであり、環境NGOの実践・体感を通して白人が血肉化したものであり、南側の有色人種も信頼のおけるものである。

(5) 「環境人種差別 (Environmental (Ecological) Racism)」とは、主として放射性廃棄物等の有害廃棄物等（後に公害発生源の工場や公害製品さらにアメリカ等先進国一人当たりの多量のCO₂排出量等も含むようになった）が、アメリカ等の都市・白人の住宅街・工場から国内の発言力政治力の弱いマイノリティーの村・有色人種居住地に公害移出（公害物質移動）されたり、白人支配の先進国から南側の有色人種の住む旧植民地諸国であるアフリカ・南アメリカ・アジア等に越境輸送・公害輸出（公害物質移動）されて、埋立て処分されたり、野積み（公害現象の一時的隠蔽工作）されたりすること、それら国内外の現地で有色人種が土壤水質大気汚染（公害現象）され、被曝・中毒・発病（被害）させられていること、このことが長い間マスコミにも上げられず、告発・反対運動もなく、放置され見殺しにされてきたことの背後・根底に白人の有色人種に対する差別意識がある、という環境倫理的に反する意識内容のこと。この自己批判に拍車をかけたのが、地球温暖化を巡る1990年のAOSIS（小島嶼国連合：Association of Small Island States）結成であった。

当初、アメリカの環境NGO等が1980年代から、自己批判とともに、白人支配のアメリカ・ヨーロッパ等先進国政府に、差別についての告発と公害移出・公害輸出の即時停止・改善を求める運動に発展した。

そのNGO支援の成果が、1991年の「全米有色人種環境運動指導者サミット」であり、「環境正義」17項目（「自然・民族・文化・意思決定・労働・先住民」に関する）が採択された。

先進国の白人が、上のように自己批判した背景には環境倫理学やさらにその根底の近代西洋文明批判があり、その思想を環境NGOの提案型の運動で実践し、EPAに「環境正義」担当部署を設けさせた、ということは快挙であった。

地球温暖化・有害廃棄物の越境問題等の南北間・都市農村間の利害調節を必要とする国際条約の締結、環境行政が今後充実するためには、一部の環境NGOのみならず先進各国の「環境人種差別」民族排斥主義の反省の上に立った、白人と有色人種

の相互理解が必要である。

- (6) 環境政治を司るために、近年「環境政治学 (Environmental Politics)」が重要になってきた。それは、人類史を宇宙船地球史に位置づけた上で、将来あるいは現在の公共的利益になるはずの地球環境保全を政策目標・理想 (Sollen) として行われる主として国家・自治体等の当事者・主体の政治という名の種々の勢力(Sein)の現実的なバランス調整・妥協活動とヘゲモニーについて第三者から見て、研究・分析する社会科学である。地球環境保全を目的・理想に、主として国連・国家同盟・国家・自治体主体の予算（資金）・司法・国家権力・行政力などの現実のパワーを背景にした諸活動、つまり地球環境内の多元的重層的な社会経済主体間、すなわち多種多様な国家・企業・市（村）民・NPO・民族・宗教団体等の集団・個人など諸主体間の環境利害調整活動、環境政策立案・行政とそれらへの同主体からの同意を得る諸々の活動を、第三者的立場から考察する知の体系。

歴史的に、1. バイオと環境、2. 公害問題と地球環境問題、3. 環境政治経済学と環境政治学の異同とその分化の過程を見ておきたい。1について、Thorson T. L.『バイオポリティクス』(1970年)は、Masters R.『種・言語・進化』における「構造（存在）機能（行動）進化（生成）」概念の生物としての人間の自然環境・社会環境への文化遺伝子進化論的適応の理論を政治学に適用したものであり、1990年代以降の自然環境の保全を政策目標にする環境政治学とは次元を異にする。しかし、環境政治学はバイオポリティクスを摂取すべきである。

2については、日本でも、宇井純『公害の政治学』に見られるように、公害政治学は、当初国家・自治体による地域内の公害発生源・工場・公害被害・公害現象に対する利害調整・公害対策立案などの政治を考察対象にし、この政治がその政治過程に権力なき住民側から介入・参加する政治運動、つまり公害被害者集団の公害告発・反対・救済を政治目的とする住民運動などの政治運動によってどのように影響を受けるかを考察する社会科学であった。これに対して、環境政治学は、Porter G.『入門地球環境政治』(初版1991年)に見られるように、公害よりも時間軸・種軸・空間軸の3軸の長く大きい宇宙船地球号内の越境的地球環境問題について、主として国家間、つまり環境対策に積極的な国から消極的な国の序列となる「主導国・支持国・日和見国・拒否国」の間や南北・南南国の間の利害調節と共同行政を課題とする国際政治学に軸足を置いている。この傾向は、1992年リオの地球サミット以降、特に地球温暖化防止行動計画実施におけるアメリカ・日本・EU・アジア諸国・太平洋諸島国との間の利害調整などが重大になるとともに強くなっている。

3については、環境政治経済学が国家の経済政策とその経済学的根拠を純粹理論的に考察しているのに対して、環境政治学は、上記のように地球環境保全を公共的利益とし、その達成を政治目的とする国連・国家・自治体主体による、国家間国内自治体間企業国内市民間などの相互間の協調・利害調整とそれに基づく環境政策立案の過程を考察している。

倫理上の問題として、現在、人口問題・南北問題・国内の農漁村問題などに関する発展段階格差・貧富格差、情報インフラに関するデジタルディバイド、地形的条件に関する環境破壊の被害格差、衣食住生活文化などに関する文化的差異、一国内の圧力団体・支持政党の有無などに関する利益誘導力格差など種々の格差が、上の3軸を配慮する際の長短と余裕と関連しつつ、地球環境を巡る国内外の社会的摩擦に発展している。特に、国際的国内的に貧しく発言力の弱いマイノリティーの市村民が、開発・公害輸出・排出規制などによって一方的な不利益を被ったり、一部の国や集団の環境政策の強制や人口削減に繋がるエコファシズムの犠牲にならないように、マイノリティーの意見を環境倫理・人権上、反映させた国連・国家同盟・国家・自治体の政治が、公正な環境警察の力などを背景に、行われるべきであり、そのことをNPO・国際司法裁判所などはチェックすべきである。

国家の環境政治学は、それと利害の関わる企業の環境経営学、市村民の環境市民運動と環境倫理学上・公共福祉上の緊張関係を持ち、これらの社会現象の下部構造や相互作用を制度連関・経済法則面から捉える環境社会学・環境経済学・公共経済学を基礎理論にする。

21世紀に、環境政治学は、環境に関する利害が血生臭い暴力的衝突に至らないよう、利害調節・理想と現実のギャップを補完する平和外交の技術として、国内外で重要になる。例えば、アメリカの「予防（平和時）・抑止（緊急時）・勝利（戦時）」の環境軍事戦略を補完するように、日本は環境NPO主導で、特に21世紀に環境難民が生まれるであろうアジア諸国に対して環境平和憲法遵守で、予防の尺度を最大限伸ばし、「価値自由」の環境破壊についての現状認識・背後の南北間貧富格差の是正（環境ODA）・エコ技術提携等の平和外交の技術を提唱することになるであろう。環境政治学は、国際環境政治についての考察と並行して、その先駆的業績を基に、上記の環境倫理上の問題を念頭に、国内の環境政策立案へのIT活用によるNPO・市村民参加とその政策目的への同意を求めるPRなど市民との共創型の環境政治についての考察を行うようになるであろう。

- (7) 初期消火論は、環境破壊加速度係数法をキーワードとする。加速度性産出の一つの方法であるこの係数法は、初期消火最低コストの理論である。例えば水俣病公害の事後処理費が国立環境研究所の試算（1992年）で約126億円であるが、事前に1956年（36年前）にチッソが排水処理費1億円を投じていれば（1956年発覚以降も、姑息にも排水口を変えるなどして水銀との因果に科学的根拠なし〔疑わしきは罰せず〕、として約16年間に渡って垂れ流し続けた）、公害そのものが生じなかつた、という綻びの修繕についての A stitch in time saves nine. つまり The sooner, the better の原則を筆者が実感したことによる。

これを数式に描けば(1)式のようになる。

$$1 \times (1 + V)^{36} = 126 \quad \text{——数式(1)}$$

V：1年間の汚れの増大（自然的物質代謝）を金額表示したその増大率＝加速度

系数

ここで、 $V = 0.143782970751$ となり、(2)式のようになる。

$$1 \times (1 + 0.143782970751)^{36} \text{ 億円} = 126 \text{ 億円} \quad \text{——数式(2)}$$

加速度係数 $V = \text{約} 14.38\%$

もし、この36年間の年平均貸出利子率が10%ならば、36年前の環境投資1億円は、1992年には、30.91億円の資本になる過ぎない。

$$1 \times (1 + 0.10)^{36} = 30.91 \text{ 億円} \quad \text{——数式(3)}$$

未来労働現在化率 V は約14.38%となり、楽天的B/C法では通常の貸出利率10%となる。わずか4.38%の差であるが36年では、95.09億円に格差が広がる。

もし、その間に物価が10年間で2倍になるとすれば、フィルターなど環境財の物価1億円は、1992年には、環境財物価16億円に過ぎない。

$$1 \times 2^4 = 16 \quad \text{——数式(4)}$$

ところが、この方法でもまだ手温い。なぜなら無限の環境空間を想定しており、100年でも200年でもお金さえ払えばが自然環境回復するかのような錯覚を覚えさせるからである。我々は、シャボン玉地球号に住んでいるのであり、自然環境は有限・不可逆であるから、閉鎖系の水俣空間を考えなければいけない。

もし、金額換算1兆円まで汚れが拡大し、水俣の海の生物が死に絶え、人的被害など修復不可能になるとすれば、この加速度係数 $V = \text{約} 14.38\%$ では、放っておけば、70年もしない内にその破局的終末を迎えることになる。

$$1 \times (1 + 0.143782970751)^n \text{ 億円} = 10,000 \text{ 億円} \quad \text{——数式(5)}$$

$$n = 68.375 \text{ 年}$$

我々は、シャボン玉地球号の閉鎖系を想定すべきであり、プラスの自然環境の終末0、つまり外部経済0を想定すべきである。

そうすると、数式(5)は、(6)式のように改変される。

$$10,000 - 1 \times (1 + 0.143782970751)^n = 0 \quad \text{——数式(6)}$$

数式(6)から、我々は、後 n 年後に全滅という、切迫感を自覚できる。

$$1 - 1/10,000 \times (1 + 0.143782970751)^n = 0 \quad \text{——数式(7)}$$

閉鎖系1を想定すれば、数式(7)における1956年段階の汚れの初期値は、 $1/10,000$ となる。つまり終末の汚れ1に対する $1/10,000$ である。たった、56年の $1/10,000$ の汚れが、放っておくと、70年後の2026年には1の汚れになり絶滅のしらぬいの海になってしまう。

一般的に、シャボン玉地球号の閉鎖系を想定した上での加速度係数法においては、閉鎖系例えは、1が前提されており、利子率ではなく環境破壊加速度係数 V を使って、現在の外部経済を計量し、閉鎖系1の保持のために、 V を削減し、ネゲントロピー効果を持つ負の環境破壊加速度係数 N を最大化しようとする。

$$1 - A(V - N)^t = 0 \quad (A(V - N)^t = 1) \quad \text{——数式(8)}$$

$A = (\text{Closed Benefit : 閉鎖系外部経済})$, A : 初期値 (汚れの現在値, $A \leq 1$,

maximum value=1), V : 一定時間当たり環境破壊加速度係数, N : 一定時間当たりの負の環境破壊加速度係数, (V-N) : 修正環境破壊加速度係数, t = 時間 (t は (V-N) が最少のとき最大)

ここで、水俣以外の例を挙げてみよう。例えば現在、1年間に倍増 (V=2) する蓮の葉(汚れ)が池1を1/4(A)ほど占領しており、蓮の増殖をそれ以上削減する技術導入や現在労働が投じられない(負の環境破壊加速度係数N=0)とすると、池はt (=2)年後に蓮の葉で一杯になる([M_{ed}・D-1] p.17, [N_{lh}・K-1] p.7)。

$$1 - (1/4 \times (2-0)^t) = 0 \quad t=2 \quad \text{——数式(9)}$$

この蓮の例では2年後の蓮を除去する作業=未来労働コスト1を現在化すると1/4になる。

他にもCO₂のもたらす地球温暖化が誘引するキリバス島やオランダにとっての50cm海面上昇は、終末の1と捉えられる。また、日本にとって、もし原子力発電に関わる放射性廃棄物の保管場所が六ヶ所村・土幌しか存在しないとすれば、それらの許容量が終末の1となる。

これらの加速度は、オゾンホール・酸性雨・砂漠化・熱帯雨林破壊消滅・ゴミ問題などの加速度と複合して進む複合加速度であることも忘れてはならない。

上のような環境破壊加速度係数法は、市場経済を最大限活かしたグリーン「価値」の価格化を模索したものであるが、環境保全にとって、自然の不可逆性を考えれば、この価格化にも限界がある⁽³⁾。

つまり、次世代などが必要とするところの地球環境修復コスト=未来労働が、現世代の反環境主義的財貨・サービスの販売価格には、上乗せされねばならない。それは、広義の未来労働の現在化であり、新しい「価値」体系の構築である。

未来の外部不経済を削減するために必要とされる未来労働を現在化し、この現世代の財貨・サービスの販売価格に上乗せ・転嫁するためには、消費者Pのコンセンサス(4R: Refuse/Reuse/Recycle/Reduce)と行政一公Sの援助・介入・規制が必要であり、介入などに際しては、行政一公Sと私的分野(E-P)の責任分担を明確にし、また公Sの中でも国・県・市町村のそれぞれの責任分担を明確に分類していくなければならない。

加速度的に増大する汚れの増大・未来の外部不経済を削減するためには、その削減に必要とされる未来労働を現在化すること、この現世代の財貨・サービスの販売価格に上乗せ・転嫁することが必要である。そのためには、消費者Pのコンセンサス4Rと行政=公Sの援助・介入・規制が必要であり、介入などに際しては、行政=公Sと私的分野(E-P)の責任分担を明確にし、また公Sの中でも国・県・市町村のそれぞれの責任分担を明確に分類していかなければならない。

その分類について、私的民間レベルで環境対策をコスト化している例を挙げてみよう。ドイツでは3P原則に基づいて、ゴミ問題に関しても、メーカーが負担すべきものと見なされ、第1次包装(ビン・缶・紙パック等)第2次包装(紙箱・ビニー

ル袋等)などの回収・リサイクルコストをメーカーが自社製品の販売価格に上乗せし、その代金を第3者企業であるデュアルシステム社(DSD)に渡し、実質上リサイクル営業コスト(=未来労働)に当てている([O_{hh}・T-1] pp.54-63参照)。このドイツの静脈流通システムは、我々の未来労働現在化理論のヒントになる。

行政介入については、例えばオランダの地球温暖化⁽⁴⁾対策のための炭素税などが参考になる。環境税については、普通税一般からねん出される環境対策費、目的税として徴収される環境税(間接税〔生産・流通エネルギーを使用する企業等の生産的消費者や家庭での最終消費者など受益者・購買者が価格転嫁制度下で負担し販売業者などが納税する灯油税・炭素税=個別従量課税など〕)がある。私的分野が負うべきものについては、リサイクルのためのデポジット制度などがある。これらは、未来労働現在化理論として、未来コスト最小化のための現在時点での支払いと捉えるべきである。

- (8) ISO14001について、最近(20/July/99)訪問調査した熊本ワシントンホテルプラザの事例を紹介しておこう。

インタビュイー：副支配人 立石雅章様 ph 096-355-0410 fax 096-355-1010

〒866-0807 熊本ワシントンホテルプラザ(開業 10/December/96)

熊本市下通2-3-10 コンサルタント：トーマツ(鈴木・真瀬さん)

認証機関：JQA

- 1 簿記会計上のISO14001認証取得費用項目について(脱落)。

認証取得費用：現段階では公表不可

- 2 ISO14001の認証取得の必要性について

(1) 欧米市場での国際競争：なし、ただしアジアなど海外からの顧客が将来は理解してくれるかも。

(2) 納入先のグリーン調達：

ホテル内のレストラン三十三間堂(直営)で有機農産物の食材

GPNは今後検討

(3) 社内工場内環境意識の向上

従業員100人：

(1) 自覚教育(地球環境問題について教育、組織内に環境委員会設置、責任者立石氏)

「ああもったいない、と思う心がエコロジー」

「地球のためにできること一つずつ」

1年3ヶ月の間90分*4回=360分

(2) 手順教育

環境管理組織：総支配人—内部環境監査チーム—環境管理責任者—環境委員会—[フロント〈客室清掃・フロント〉・カフェドパリ〈ホール・キッチン〉・三十三間堂〈ホール・キッチン〉・営業推進室〈営業推進室・設備管理・立体

駐車場】

(4) 社会的責任遂行

「環境保全モデル事業所」に指定される（97年10月、熊本市より）。

同市が、自らの「環境管理・監査システムガイドライン（ISO14001が指針）」に基づいて、自主的EMS実践野企業を指定。

熊本ワシントンホテルは、「事業活動において、限りある資源やエネルギーを消費し、生活排水、廃棄物を排出して」いることを「認識し・継続的な環境保全活動に取り組み、地球のよりよい生活環境を守ることに貢献します」（環境方針）。

熊本県の「環境保全協議会（800社、月1回会合）」メンバーとして3ヶ月に1回は出席

4.3.3 コミュニケーション

「苦情要望受付票」配布（99年4月30日）

(5) 遵法・環境行政対応

国・県・市の法律・条例などを徹底調査した。

(6) グリーンコンシューマー対応

長期的戦略として、グリーンコンシューマーが増加してゆくことに対応。

3 PR（マーケティング・コミュニケーション）

PR：パブリシティ

1999年6月23日各紙上（読売・朝日・西日本・日経産業・日経・中部経済・日刊工業・熊本日日）でのパブリシティと『週刊 HOTEL&RESTAURANT』

16/July/1999でのパブリシティ

予約時の電話

環境方針と歯ブラシ・剃刀の持参（現在70%が持参）の希望について説明。

カスタマー：単泊97%（320室がシングル、20室ツイン、10室ダブル=350室）
オフィスワーカーロビーのポスター

歯ブラシ・剃刀について啓蒙（一種のPOP）

見学・問い合わせ

熊本大学（3回）、九州東海大学、熊本学園大学、京都大学、久留米医大

4 ISO14001認証取得までの経緯

開業（96年12月10日）当時より歯ブラシ・剃刀などについて啓蒙、全館で以下のような転換活動を実施：

「省エネスイッチ（81年3月一）、竹製割り箸（92年8月一）、省エネ自動温度調節装置（93年10月一）、節水ゴマ（客室シャワー）（94年11月一）、洗えるスリッパ（95年8月一）、再生紙トイレットペーパー（96年7月一）、再生紙・名刺（96年9月一）、粉茶の採用（96年9月一）、固体石鹼廃止→ソープディスペンサー

設置（96年10月—），生ゴミ処理機「ゴミサー」導入（96年12月—），ジェットタオル採用（96年12月—），歯ブラシ・剃刀廃止（97年4月—），手提げ袋をバガス紙に切り替え（97年10月—），ペットシュガー・バター・ジャムをポットに切り替え（97年10月—），制服をペットボトルの再生纖維（98年10月—）」（「環境活動・取り組み年表」[N_{ews}·R-1] p.7），廃棄物を14種類に分別，過剰包装廃止（レストラン），ツインフィラメントランプ設置，汚泥リサイクル磁器タイル（外壁），排石リサイクル磁器タイル（内壁），ガラス瓶リサイクル磁器タイル（ロビー床），エコクロス（ロビーベン・客室），グリストラップ清掃の徹底（ノルマルヘキサン油脂濃度180mg → 50mg/L），（名古屋ではリン酸型燃料電池設置）（「環境実践ホテル宣言」[N_{ews}·R-1] p.5），裸電球・廃油についてはマニフェスト管理，冷房は27℃。

「環境保全モデル事業所」に指定（97年10月），環境会計の必要性を早くから認識。

98年4月：方針策定（総支配人・渡辺泰介氏），プロジェクトチーム結成
トーマツがコンサルタント開始？年？月

*排水を重要項目に環境影響評価作成（例：（発生の可能性5 * 発見の可能性4）*結果の重大性3 = スコア27）。発生・発見の可能性について毎日5月1回3，年1回1。5000項目調査。特にエネルギー，水道，重油に重点（時間帯コントロール・漏水防止・クーリングタワー？？設置）。

ノルマルヘキサン濃度低減，

*責任一行動計画一覧表作成

*目的・目標値は客数を原単位（客数増→ゴミ・エネルギー増）。

5 9001とISO14001との関係

9001取得計画なし（加賀屋さんは9002を取得済み）

6 EMSマニュアルなど

ファイルにして各部署。責任者所持

7 水質浄化装置などエネルギー・廃棄物・リサイクルなどと関わる部所の見学 ゴミサー・個室（蛍光灯・ソープ・満杯表示・スリッパ）・厨房（足踏み水道）・ トイレ（手の乾燥機）ロビーのポスター・レストラン（メニュー有機農産物・ ペットシュガー・バター・ジャムをポットに切り替え）

8 LCAにおける国内外からの原料調達・製造と国内外への製品出荷・流通・消費の状況について？

9 メリット

省エネ（2.5% * 163万kw·h）だけで認証取得費用は回収，省資源によって生ゴミ処理だけで300万円？？節約？

リサイクル率44%（98年12月—99年5月）

ワシントン全体の従来の使い捨ての歯ブラシ139,500本/月，剃刀32,000本/月

の内約70%を節約、残りの顧客には申し出によって無料提供。有料化は今後の課題。

年々顧客数は増えている（取得によるかどうかはアンケート調査なし）

従業員の環境意識向上

10 問題点

石鹼から中性洗剤に切り替えたことによる合成界面活性剤の問題点は今後の課題（室内の消毒・殺虫剤については聞き忘れ）

当日訪問者3名 齋藤實男・橋川玄武/孔方正（ホテルのグリーンマーケティング）

[W_{as}・H-1] ワシントンホテル㈱「News Release」熊本ワシントンホテルプラザ、1999年6月。

引用・参考文献・ビデオ・インターネット

[A_{be}・F-1] 安部文彦『生活者志向のマーケティング』白桃書房、1995年。

[A_{be}・F-2] 安部文彦、岩永忠康編著『現代マーケティング論』ミネルヴァ書房、1998年。

[A_{be}・F-3] 安部文彦、岩永忠康編著『現代マーケティングと流通』多賀書店、2001年。

[A_{be}・K-1] 安部一成『安部一成論文選集4 [地域問題]』東洋図書出版、1987年。

[A_{be}・S-1] 阿部真也「社会経済環境の変化とマーケティング概念の拡張」日本商業学会『流通研究』第1巻第2号、1998年9月。

[A_{km}・T-1] 明峰哲夫『都市の再生と農の力』学陽書房、1993年。

[A_{da}・I-1] 安達生恒『百姓をやりたい』三一書房、1994年。

[A_{hi}・C-1] Allen Cliff (篠原稔和訳)『One To One Web Marketing』日経BP、1999年。

[A_{ma}-1] 天野慶之・高松修・多辺田政弘編『有機農業の事典』三省堂、1985年。

[A_{ok}・S-1] 青木辰司会「農のある暮らしをつくろう」[A_{sa}-1_{6/Dec.2000}〔朝〕]

[A_{ri}・S-1] 有吉佐和子『複合汚染』新潮社、1975年（朝日新聞掲載1974年～1975年）。

[A_{sa}・G-1] 朝日グラフ編『にっぽんコミュニケーション』朝日新聞社、1979年。

[A_{sa}-1_{6/Dec.2000}〔朝〕]『朝日新聞』2000年12月6日〔朝刊〕。

[A_{so}・H-1] 阿蘇百姓村「阿蘇百姓村牧場」1999年。

[A_{so}・H-2] 阿蘇百姓村「あなたも「牧場」作りに参加しませんか!!」1999年。

[A_{so}・H-3] 阿蘇百姓村『百姓村だより』阿蘇百姓村事務局、1999年6月。

[B_{ir}・J-1] Birchall Johnston, *Co-op: The People's Business*, Manchester University Press, 1994（中川雄一郎・杉本貴志訳『コープ：ピープルズ・ビジネス』大月書店、1997年）。

[C_{ar}・R-1] Carson Rachel, *Silent Spring*, Hamish Hamilton (London), 1964.

- [C_{ad}・D-1] Cadbury Deborah, *The Feminization of Nature*, Penguin Books Ltd., 1997 (古草秀子訳『メス化する自然』集英社, 1998年).
- [C_{cof}・1] California Certified Organic Farmers, *California Certified Organic Farmers 1992 Certification Handbook*, California Certified Organic Farmers, 1992.
- [C_{hi}・S-1] 地域社会計画センター『農村の女性起業家たち』家の光協会, 1994年。
- [C_{hf}・S-1] 調布市生活文化部産業課「農業体験ファーム説明資料」1990年代。
- [C_{hug}・S-1] 中国四国農政局『中国四国農業情勢報告』1997年
- [C_{hug}・S-2] 中国四国農政局「市民農園開設状況一覧表」1999年3月。
- [C_{hug}・S-3] 中国四国農政局「特定農地貸付実施状況一覧表」1999年3月。
- [C_{hug}・S-4] 中国四国農政局「あぐねっと」第13巻, 1999年4月。
- [C_{hug}・S-5] 中国四国農政局「ライブ農業」第21巻, 1999年7月。
- [C_{hug}・S-6] 中国四国農政局『味わいふれあいめぐりあい広島県』
- [C_{od}・W-1] Coddington W., *Environmental Marketing*, MacGraw-Hill, 1993.
- [C_{o1}・T-1_o] Colborn Theo, Dumanoski Dianne & Myers John P., *Our Stolen Future*, Plum Book, 1997 (first 1996) ([C_{o1}・T-1_t] 長尾力訳『奪われし未来』翔泳社, 1997年)。
- [C_{or}・B-1] Corson Ben and others, *Shopping for A Better World*, Council on Economic Priorities, 1990.
- [C_{ro}・R-1] Crowder Robert, "IFOAM: Compromise becomes reality of organics movement?", [S_{o1}・H-1_{04/05/1996}].
- [D_{ob}-1] Dobson A. 編 (松尾真他訳)『環境思想入門』ミネルヴァ書房, 1999年。
- 〈E_{co}・NE-1〉 エコマネー・ネットワーク事務局 <EcoMoney Network> wysigwyg://6/http://www.ecomoney.net/ecoHP/top.html/2000年6月5日。
- [E_{ga}・S-1] 江上哲『なぜ日本企業は「消費者の満足」を得られないか』日本経済新聞社, 1999年。
- [E_{gu}・T-1] 江口傳『労務管理の理論と実際』中央経済社, 1995年。
- [E_{reU}・U-1] Erckenbrecht Ulrich, *Das Geheimnis des Fetischismus: Grundmotive der Marxschen Erkenntniskritik*, Europaische Verlagsanstalt, 1976.
- [E_{ga}・N-1] 在開津典生『農業経済学』岩波書店, 1997年。
- [E_{ga}・S-1] 江上哲『なぜ日本企業は「消費者の満足」を得られないか』日本経済新聞社, 1999年。
- [F_{un}・S-1] 船瀬俊介ほか『買ってはいけない』週刊金曜日, 1999年。
- [F_{uj}・K-1] 藤森敬三『環境監査』NECクリエイティブC&C文庫, 1994年。
- [F_{ur}・K-1] 古沢広祐『共生社会の論理』学陽書房, 1988年。
- [F_{ur}・T-1] 古野隆雄『合鴨ばんざい』農文協, 1992年。
- [F_{ur}・T-2] 古野隆雄『アイガモ水稻同時作』農文協, 1997年。

- [F_{ut}・S-1] 二木季男「元気なファーマーズマーケット」[N_{ik}-1_{26/Sep.2000}]。
- [G_{od}・S-1] Godin Seth (阪本啓一訳)『パーミションマーケティング』翔泳社, 1999年。
- [H_{ai}・J-1] Hailes J., Elkington J. and Makower J., *The Green Consumer*, Penguin Books, 1988.
- [H_{ai}・J-2] Hailes J., Elkington J., Makower J. and Hill D., *Going Green*, Penguin Books, 1990.
- [H_{ar}・S-1] 原修吉「体験型市民農園のあり方について」『農政調査時報』第490号, 1997年7月。
- [H_{ar}・T-1] 原剛『日本の農業』岩波書店, 1994年。
- [H_{at}・T-1] 波多野豪『有機農業の経済学』日本経済評論社, 1998年。
- [H_{ay}・Y-1] 林雄二郎『情報化社会』講談社新書, 1966年。
- [H_{eg}-1_o] Hegel G. W. F., *Phänomenologie des Geistes*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main 1970.
- [H_{eg}-1_u] ヘーゲル・G (金子武蔵訳)『精神の現象学』(上), 岩波書店, 1971年。
- [H_{eg}-1_u] 同(下) 1979年。
- [H_{en}・K-1] Henion K. E., "Ecological Marketing" Aaker D. A. and Day G. S., *Consumerism*, 4th ed. The Free Press, 1982.
- [H_{ig}・R-1] 東廉『緑と人がふれあう市民農園』家の光協会, 1991年。
- [H_{ig}・K-1] 樋口恵子『女性の〈食〉業おこし』農文協, 1995年。
- [H_{ir}・W-1] 廣松涉『マルクス主義の地平』勁草書房, 1969年。
- [H_{ir}・W-2] 廣松涉『資本論の哲学』現代評論社, 1974年。
- [H_{ir}・W-3] 廣松涉『存在と意味』岩波書店, 1982年。
- [H_{ir}・K-1] 広島県農業会議『市民農園開設事例集』1997年3月。
- [H_{ir}・C-1] 広島市「広島市三田市民農園」1999年4月。
- [H_{on}・M-1] 本田雅和他『環境レイシズム』解放出版社, 2000年。
- [H_{oi}・R-1] Holloway R. J. and Hancock R. S. ed., *The Environment of Marketing Behaviour*, 2nd ed., 1969 (1st ed. 1964).
- [H_{on}・S-1] 本間慎ほか『これでわかる農業キーワード事典』合同出版, 1995年。
- [H_{os}・W-1] 星野克美『消費の記号論』講談社新書, 1985年。
- [H_{os}・K-2] 星野克美『インターネット時代の「マーケティング戦略」』プレジデント社, 1996年。
- [H_{os}・E-1] 細田衛士『グッズとバッズの経済学』東洋経済新報社, 1999年。
- [I_{ke}・K-1] 池崎喜一郎「有機農産物の認証と海外を含めた今後の流通動向について」1999年8月5日。
- [I_{ma}・ZV-1] 今岡善次郎監《実践! サプライチェーン経営》日経ビデオ, 1998年。
- [I_{so}・A-1] 磯谷明徳・海老塚明・植村博恭『社会経済システムの制度分析』名古屋大

出版会, 1998年。

- [I_{sh}・S-1] 石井慎二『すばらしき田舎暮らしの本』光文社, 1983年。
- [I_{sh}・S-2] 石井慎二『田舎暮らしの本』(毎月3日発行) JICC。
- [I_{sh}・TV-1] 石井威望《2000年の産業科学技術》1990年代。
- [I_{to}・S-1] 伊藤滋他編『地方の時代への模索』清文社, 1980年。
- [I_{to}・S-1] 伊藤重行『システムポリテックス』勁草書房, 1987年。
- [I_{wa}・K-1] 岩井克人「差異化」「経済セミナー」日本評論社, 1986年2月。
- [I_{wa}・K-2] 岩井克人『貨幣論』筑摩書房, 1993年。
- [I_{wa}・T-1] 石見尚『日本型田園都市論』柏書房, 1985年。
- [I_{wa}・T-2] 石見尚監『いま生活市民派からの提言』お茶の水書房, 1988年。
- [J_{KA}-1] (社)日本農林規格協会・有機食品検査指導要領検討委員会「有機農産物の生産工程管理者の認定業務マニュアル」(MAFによる関係団体への説明会[於: 文京シビック・センター] 資料) 2000年6月29日。
- [K_{ad}・R-1] 嘉田良平『農政の転換』有斐閣, 1996年。
- [K_{ak}・V-1] 柿木村『柿木村総合振興計画』1999年。
- [K_{an}・N-1] 神奈川県農政部農地課『市民農園利用実態調査』神奈川県農政部農地課, 1999年3月。
- [K_{an}・S-1_o] Kanamaru Saburo, *The Present Allotment Gardens in Japan*, Association for Japan Allotment Garden, Aug. 1998.
- [K_{an}・S-2] 金丸三郎「豊かな地域社会を求めて」『環境緑化新聞』2000年1月1日。
- [K_{an}・K-1] 神戸賀壽朗『低成長下の都市農業論』富民協会, 1979年。
- [K_{an}・M-1] 神田三亜男『人間尊重農園』広島郷土選書編さん委員会, 1979年。
- [K_{an}・C-1] 環境庁編『環境白書(総説)』大蔵省印刷局, 1999年5月。
- [K_{an}・K-1] 環境管理システム研究会(福岡トーマツ内)『市町村の環境行政に関する調査』環境管理システム研究会, 1996年5月。
- [K_{an}・K-2] 環境管理システム(EMS)研究会『自治体におけるマネジメントシステムの対応動向: 平成9年度ヒアリング調査(福岡県)』環境管理システム研究会, 1998年6月。
- [K_{an}・K-3] 環境管理システム(EMS)研究会『自治体におけるマネジメントシステムの対応動向: 平成10年度ヒアリング調査(福岡県)』環境管理システム研究会, 1999年6月。
- [K_{an}・K-1] 環境管理システム研究会『市町村の環境行政に関する調査』環境管理システム研究会(事務局: トーマツ環境管理チーム), 2000年5月。
- [K_{an}・K_e-2] 環境・経済政策学会『アジアの環境問題』東洋経済新報社, 1998年。
- [K_{at}・N-1] 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』筑摩書房, 1991年。
- [K_{at}・T-1] 加藤敏春『市民起業家』日本経済評論社, 1997年。
- [K_{at}・T-2] 加藤敏春『エコマネー』日本経済評論社, 1998年。

〈K_{at}・TE-1〉 加藤敏春 〈エコマネー〉 <http://www.ecomoney.net/ecoHP/Katou2/sld003.html> /2000年6月5日。

[K_{at}・F-1] 勝原文夫『農の美学』論創社, 1979年。

[K_{at}・F-2] 勝原文夫『村の美学』論創社, 1986年。

[K_{ei}・R-1] 経団連「経団連地球環境憲章」経団連, 1991年4月23日 ([K_{ei}・R-1_e] KEIDANREN, KEIDANREN GLOBAL ENVIRONMENT CHARTER, April 23, 1991)。

[K_{ei}・R-2] 経団連「経団連環境アピール」経団連, 1996年7月16日 ([K_{ei}・R-2_e] KEIDANREN, KEIDANREN APPEAL ON ENVIRONMENT, July 16, 1996)。

[K_{ei}・R-3] 経団連地球環境グループ「企業による環境問題への取り組み状況に関するアンケート調査集計結果」1996年8月15日。

[K_{ei}・K-1] 経済企画庁経済研究所『環境・経済統合勘定』1995年。

[K_{ei}・K-2] 経済企画庁経済研究所『あなたの家事の値段はおいくらですか?』大蔵省, 1997年。

[K_{ei}・K-3] 経済企画庁経済研究所「持続可能な消費生活に向けて」1998年。

[K_{ei}・K-4] 経済企画庁経済研究所「介護と保育に関する生活時間の分析結果のポイント」1999年。

〈K_{ei}・KE-1〉 経済企画庁経済研究所〈無償労働の貨幣評価について〉 <http://www.epa.go.jp/j-j/doc/unpaid-j-j.html>, 1999年5月。

[K_{en}・J-1] Kennedy John F., "Consumers' Protection and Interest Program," Holloway R. J. and Hancock R. S. ed., *The Environment of Marketing Behaviour*, 2nd ed., 1969 (1st ed. 1964).

[K_{it}・T-1] 北原貞輔『人類絶滅からの脱出』勁草書房, 1992年。

[K_{it}・K-1] 北九州市環境局『北九州市の環境』1999年。

[K_{it}・K-2] 北九州市経済局農林部「北九州市内のファミリー農園設置状況」1999年。

[K_{ok}・C-1] 国民生活センター編 (多辺田政弘・榎鴻俊子著)『日本の有機農業運動』日本経済評論社, 1981年。

[K_{ok}・C-2] 国民生活センター編 (榎鴻俊子・久保田裕子著)『有機農産物流通の多様化に関する研究: デパート・スーパーにおける取扱いの実態と問題点』国民生活センター, 1989年。

[K_{ok}・C-3] 国民生活センター編 (久保田裕子・浜谷喜美子著)『「食品の安全」とアメリカの消費者運動: 農薬「アラー」の残留問題をめぐって』国民生活センター, 1990年。

[K_{ok}・C-4] 国民生活センター編 (榎鴻俊子・久保田裕子著)『専門流通事業体による有機農産物取扱いの実態』国民生活センター, 1990年。

[K_{ok}・C-5] 国民生活センター編 (榎鴻俊子・久保田裕子著)『多様化する有機農産物の流通』学陽書房, 1992年。

- [K_{ok}・K-1] 国際環境マネジメント研究会『「ISO14000's」導入最短コース』日刊工業新聞社, 1996年。
- [K_{oh}・N-1] 河野直践『協同組合の時代』日本経済評論社, 1994年。
- [K_{oh}・N-2] 河野直践『産消混合型協同組合』日本経済評論社, 1998年。
- [K_{ow}・J-1] 小若順一『気をつけよう輸入食品』学陽書房, 1988年。
- [K_{ow}・J-2] 小若順一ほか編著『暮らしの安全白書』学陽書房, 1992年。
- [K_{oy}・T-1] 小山智士『21世紀を創る農業・農村』家の光協会, 1986年。
- [K_{ub}・R-1] 窪田立士『産消提携をどう伸ばすか』家の光協会, 1989年。
- [K_{ub}・T-1] 窪田武編『市民農園整備促進法の解説』地球社。
- [K_{um}・C-1] 熊本市「熊本市市民農園運営規定」1984年。
- [K_{um}・C-1] 熊本市「熊本市市民農園運営要領」1985年。
- [K_{um}・C-1] 熊本市「熊本市市民農園概要」1998年。
- [K_{um}・C-1] 熊本市「「熊本市市民農園」交流施設一覧」1998年。
- [K_{um}・C-1] 熊本市『熊本市農業振興計画』1997年。
- [K_{um}・C-1] 熊本市「市民農園アンケート結果について」1998年。
- [K_{un}・T-1] 国狭武己「環境問題と生産企業について」九州産業大学『経営学論集』第7巻第4号, 1997年3月。
- [K_{un}・T-1] 国狭武己・齋藤實男「ISO14000s」九州産業大学『産業経営研究所報』第30号, 1998年3月。
- [K_{un}・T-2] 国狭武己・齋藤實男「ISO14000s」九州産業大学『産業経営研究所報』第31号, 1999年3月。
- [K_{ur}・Y-1] 栗原幸夫・小倉利丸編『市民運動のためのインターネット』社会評論社, 1996年。
- [K_{ur}・S-1] 久留間鉄造『価値形態論と交換過程論』岩波書店, 1957年。
- [K_{ur}・Y-1] 栗原幸夫・小倉利丸編『市民運動のためのインターネット』社会評論社, 1996年。
- [K_{ai}・Y-1] 遠谷義治『生活の中の市民農園をめざして』
- [K_{an}・S-1] Kanamaru Saburo, *The Present Allotment Gardens in Japan*, Aug. 1998.
- [K_{yu}・K-2] 九州経済調査協会『分権社会と新しい主体』九州経済調査協会, 2000年。
- [K_{yu}・N-1] 九州農政局農政部農政課『九州における市民農園の普及推進に向けて』九州農政局農政部農政課, 2000年3月。
- [K_{yu}・N-1・1] 九州農政局「市民農園整備促進法に基づく市民農園開設状況一覧」[K_{yu}・N-1]。
- [K_{yu}・N-1・2] 九州農政局「特定農地貸付法に基づく市民農園の開設状況一覧」[K_{yu}・N-1]。
- [K_{yu}・N-1・3] 九州農政局「遊休農地解消総合対策事業の流れ」。

- [K_{yu}•N-3] 九州農政局『九州農業情勢報告』1998年。
- [K_{yu}•N-4] 九州農政局『わかりやすい農業Q & A〈九州編〉』熊本日日新聞, 1999年。
- [K_{yu}•N-5] 九州農政局『九州農業白書』九州農政局, 2000年7月。
- [K_{yu}•N-6] 九州農政局農政部農政課『アグリン』223号, 九州農政局農政部農政課, 2000年6月。
- [K_{yu}•NN-1] 九州農政局農産普及課『有機農業等推進状況調査報告書』九州農政局, 2000年3月。
- [L_{ai}•A-1_o] Laidlaw Alexander Fraser, Co-operatives in the Year2000 ([L_{ai}•A-1_t]) 日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合』日本経済評論社, 1989年).
- [L_{ov}•J-1] Lovelock J. E. (プラズッタ訳)『地球生命圏：ガイアの科学』工作舎, 1984年。
- [L_{uh}•N-1] Luhmann Niklas, Soziale Systeme, Suhrkamp Verlag, 1984 (佐藤勉監訳『社会システム理論（上）』恒星社厚生閣, 1993年).
- ⟨L_{ee}•TE-1⟩ LETS ⟨Frequently Asked Questions about LETS systems⟩ <http://www.gmlets.u-net.com/faq.html> 2000年6月5日.
- [M_{ar}•M-1] 丸山真人「循環型経済と地域通貨」『地域開発（特集=地域通貨による経済循環）』第411号, 1998年12月。
- [M_{AF}-1] 農水省『農政改革大綱・農政改革プログラム』1998年。
- [M_{AF}-2] 農水省『食料・農業・農村基本法のあらまし』1999年。
- [M_{AF}-3] 農水省「有機農産物の特定 JAS 規格（第19条の8に基づく細則）[案]」13/Sep/1999。
- [M_{at}•T-1] 松尾匡「地域「通貨」の二大目的間の矛盾と対策」『久留米大学産業経営』第40巻第4号, 2000年3月。
- ⟨M_{at}•TE-1⟩ 松尾匡〈クリーンアップ筑後川〉 <http://snk.catv.ktarn.or.jp/~yume/> 2000年6月5日（～は「～を・わ」から2番目=一番右端のBSから2番目の「へ」の字のキーで打ち出すこと）。
- [M_{arx}•K-1_o] Marx Karl, *Okonomisch-philosophische Manuskripte aus dem Jahre 1844*, Auflage des Marx-Engels-Instituts, Herausgegeben von V. Adoratskij, Erste Abteikung, Bd.3, Marx-Engels-Verlag, 1932 ([M_{arx}•K-1_t]) 城塚登/田中吉六訳『経済学・哲学草稿』岩波文庫, 1964年).
- [M_{arx}•K-2_o] Marx Karl/Engels Friedlich, *Die Deutsche Ideologie*, HRSG. von Hiromatsu Wataru, Kawadeshobo-shinsha Verlag, 1974 ([M_{arx}•K-2_t]) 廣松涉編訳『ドイツ・イデオロギー』河出書房新社, 1974年).
- [M_{arx}•K-3] Marx K., *Das Kapital-erster Band*, Band 23 der Werke von Marx und Engels, Dietz Verlag Berlin 1969.
- [M_{arx}•K-4] Marx K., *Das Kapital-zweiter Band*, Band 24 der Werke von Marx

- und Engels, Dietz Verlag Berlin 1969.
- [M_{arx}・K-5] Marx K., *Das Kapital-dritter Band*, Band 25 der Werke von Marx und Engels, Dietz Verlag Berlin 1971.
- [M_{as}・T-1] 桝潟俊子『企業社会と余暇』学陽書房, 1995年。
- [M_{as}・Y-1] 増原義剛編著『自治体・地域の環境戦略(1~7)』ぎょうせい, 1994年。
- [M_{at}・K-2] 松石勝彦編著『情報ネットワーク社会論』青木書店, 1994年。
- [M_{at}・Z-1] 松村善四郎, 中川雄一郎『協同組合の思想と理論』日本経済評論社, 1985年。
- [M_{at}・K-1] 松下和夫『環境政治入門』平凡社, 2000年。
- [M_{ea}・D-1_o] Meadows Donella H, Meadows Dennis L, Randers Jorgen, *The Limits to Growth: A Report for the Club of Rome's Project on the Predicament of Mankind*, Universe Books, 1972 ([M_{ea}・D-1_t] 大来佐武郎監訳『成長の限界』ダイヤモンド社, 1972年).
- [M_{ea}・D-2] Meadows Donella H, Meadows Dennis L, Randers Jorgen, *Beyond the Limits: Global Collapse or A Sustainable Future*, Earthcan Publications, 1992.
- [M_{ei}・M-1_t] Mellor M., Stirling J. (佐藤紘毅他訳)『ワーカーズ・コレクティブ』緑風出版, 1992年。
- [M_{ik}・T-1] 三上富三郎代表:環境主義マーケティング研究会編『環境主義マーケティング』日本能率協会, 1991年。
- [M_{iy}・H-1] 三宅均「海外のオーガニック農産物の現状」日本貿易振興会(JETRO), 1998年7月。
- [M_{in}・W-1] Mintu-Wimsatt Alma & Polonsky Michael J., *Environmental Marketing*, Haworth Press, 1995.
- [M_{in}・W-2] Mintu-Wimsatt Alma & Lozada Hector R. ed., *Green Marketing in a Unified Europe*, International Business Press, 1996.
- [M_{iw}・M-1] 三輪昌男『都市農協』家の光協会, 1971年。
- [M_{or}・T-1] 森川辰夫『生活者の創る農とくらし』筑波書房, 1993年。
- [M_{or}・F-1] 森下二次也監『現代日本の消費生活:講座・現代日本の流通経済(5)』大月書店, 1984年。
- [M_{or}・I-1] 森田勇造《グリーンアドベンチャー》(社)青少年交友協会。
- [M_{or}・Y-1] 森友裕一『内発的発展の道』農文協, 1991年。
- [M_{ur}・T-1] 村田武『農政転換と価格・所得政策』筑波書房, 2000年。
- [M_{iy}・K-1] 宮本憲一『環境経済学』岩波書店, 1989年。
- [M_{iy}・H-1] 宮田秀明『ダイオキシン』岩波新書, 1999年。
- [M_{iy}・T-1] 宮島喬『デュルケム社会理論の研究』東大出版, 1977年。
- [M_{iy}・T-2] 宮島喬『デュルケム理論と現代』東大出版, 1987年。
- [M_{iyo}・T-1] 宮尾尊弘『現代都市経済学(第2版)』日本評論社, 1995年。

- [M_{ly}・A-1] 宮脇昭『食のエコロジー』NHK 出版, 1992年。
- [M_{ly}・A-2] 宮脇昭『衣のエコロジー』NHK 出版, 1993年。
- [M_{lz}・Y-1] 水野葉子「オーガニック認証検査について」第一東京青果『青果旬報』第1321号, 1998年8月21日。
- [M_{oc}・S-1] 望月清司『マルクス歴史理論の研究』岩波書店, 1973年。
- [M_{oc}・S-2] 望月清司/森田桐郎『社会認識と歴史理論』日本評論社, 1974年。
- [M_{or}・F-1] 森下二次也監『現代日本の消費生活: 講座・現代日本の流通経済(5)』大月書店, 1984年。
- [M_{ur}・Y-1] 村井吉敬『エビと日本人』岩波新書, 1988年。
- [M_{ur}・T-1] 室田武『エネルギーとエントロピーの経済学』東洋経済新報社, 1979年。
- [N_{ak}・Y-1] 中川雄一郎『イギリス協同組合研究』日本経済評論社, 1984年。
- [N_{akj}・N-1] 中島紀一「有機農産物の基準・認証・表示法制化の動向と課題」『農業市場研究』第7巻第2号, 1999年3月。
- [N_{ag}・K-1] 長崎大学環境政策研究会編『環境政策と環境監査』長崎大学環境政策研究会, 1998年3月。
- [N_{ak}・H-1] 中村尚司『豊かなアジア, 貧しい日本』学陽書房, 1989年。
- [N_{ak}・K-1] 中村耕三『アメリカの有機農業』家の光協会, 1992年。
- [N_{ak}・K-2] 中村耕三編・訳『欧米における有機農産物に関する基準』農林中金研究センター, 1987年。
- [N_{ak}・K-3] 中村耕三『アメリカの有機農業』家の光協会, 1992年。
- [N_{ak}・M-1] 中尾訓生『資本主義社会の再生産と人権概念』晃洋書房, 1993年。
- [N_{ak}・O-1] 中村修編著『農家のための産直読本』農文協, 1993年。
- [N_{ak}・O-1] 中村修『なぜ経済学は自然を無限ととらえたか』日本経済評論社, 1995年。
- [N_{ak}・I-1] 中西一郎他「有機農業研究議員連盟設立趣意書」1987年2月。
- [N_{ak}・I-2] 中西一郎『地球が危ない』新人物往来, 1989年。
- [N_{ash}・R-1] Nash Roderick F. (松野弘訳)『自然の権利: 環境倫理の文明史』ちくま学芸文庫, 1999年。
- [N_a・A-1] Naess A. (斎藤直輔他訳)『ディープ・エコロジーとは何か』文化書房新社, 1997年。
- [N_{em}・E-1] 根元悦子『最新版第二次改定版まともな食べものガイド』学陽書房, 1997年。
- [N_{ew}・S-1] New Zealand Statistics, *New Zealand Official Yearbook* 1996, New Zealand Statistics, 1996.
- [N_{in}・C-1] 日本コミュニティ研究所『地域交流協議会ニュース』。
- [N_{in}・K-1] 日本経済新聞社『テラスで読む地球環境読本』日本経済新聞社, 1990年。
- [N_{in}・G-1] 日本国政府『官報(号外第9号)』大蔵省印刷局, 2000年1月20日。
- [N_{in}・N-1] 日本農業新聞社『日本農業新聞』各年月日(3/Jan/99は1999年1月3日発行)。

- [N_{hk}・V-1] NHK《生殖異変：しのびによる環境ホルモン汚染》NHK スペシャル, 1997年11月21日。
- [N_{ih}・V-1] 日本農村生活研究会東北支部『まちとむらとの生き生きコミュニケーション』1991年。
- [N_{ih}・S-1] 日本消費者連盟『消費者リポート』各年月(98/2/7:1033は1998年2月7日発行, 第1033号)。
- [N_{ih}・Y-1] 日本有機農業研究会編『土と健康』日本有機農業研究会(1971年9月号から毎月刊, たとえば [N_{ih}・Y-1₁₁₁] は『土と健康』No.111, [N_{ih}・Y-1₂₂₂] は『土と健康』No.222)。
- [N_{ih}・Y-2] 日本有機農業研究会編『消費者のための有機農業講座1, 2, 3』JICC, 1981~2年。
- [N_{ih}・Y-2] 日本有機農業研究会編『「有機農業に関する基礎基準2000」とJAS認証制度をめぐる動き』日本有機農業研究会, 2000年(¥1,200-)。
- <N_{ih}・Yhp-1> 日本有機農業研究会 HP <<http://www.jca.apc.org/joaa>>
- <N_{ih}・Ye-1> 日本有機農業研究会 email <joaa@jca.apc.org>
- [N_{ik}・1_{26/Sep.2000}] 『日経流通新聞』
- [N_{ik}・K-1] 日刊工業新聞社『日刊工業新聞』([N_{ik}・K-1_{15/Oct/97}] は1997年10月15日)。
- [N_{ik}・K-2] 日刊工業新聞社「特集動き始めたISO14000シリーズ」『工場管理』第42巻第7号, 日刊工業新聞社, 1996年7月。
- [N_{ik}・K-3] 日刊工業新聞社『地球環境'93』日刊工業新聞社, 1992年。
- [N_{ik}・B-1] 日経BP社『日経ビジネス』1997年11月24日。
- [N_{ik}・B-1] 日経ビジネス編『環境に良い会社』日本経済新聞社, 1991年。
- [N_{ik}・M-1] 日経メカニカル『アクセスガイド』日経BP社, 1996年5月。
- [N_{ik}・S-1] 『日経産業新聞』(例 [N_{ik}・S-1_{97/Nov/25}] は, '97年11月25日)。
- [N_{ik}・S-1] 日経サイエンス『日経サイエンス』日経サイエンス社, 1993年11月。
- [N_{is}・J-1] 西川潤『世界経済入門(第2版)』岩波新書, 1991年。
- [N_{is}・H-1] 西岡一『食害：これでよいのか子供たちとその未来』合同出版, 1984年。
- [N_{og}・Y-2] 野口悠紀雄『「超」勉強法』講談社, 1995年。
- [N_{oh}・K-1] 農林水産大臣官房調査課編『食料需給表』農林統計協会, 各年。
- [N_{or}・K-1] North Klaus, *Environmental business management*, International Labour Office, 1992.
- <N_{oh}・SE-1> 農林水産省 <<http://www.maff.go.jp>>
- [N_{oh}・C-1] 農林中金研究センター(鈴木博・河野直践著)『農協と有機農業』農林中金研究センター, 1988年。
- [N_{or}・K-1] North Klaus, *Environmental business management*, International Labour Office, 1992.
- [N_{oh}・B-1] 農文協『手づくりリゾート・ふるさとづくり』(『現代農業』増刊) 農文協,

1990年。

- [N_{oh}・B-2] 農文協『アジア型有機農業のすすめ』(『現代農業』増刊) 農文協, 1994年。
- [N_{oh}・B-3] 農文協『インターネットで自然な暮らし』(『現代農業』増刊) 農文協, 1997年。
- [N_{oh}・B-2] 農文協『定年帰農』(『現代農業』増刊) 農文協, 1998年。
- [N_{oh}・B-4] 農文協『田園就職』(『現代農業』増刊) 農文協, 1998年。
- [N_{oh}・B-5] 農文協『田園住宅』(『現代農業』増刊) 農文協, 1998年。
- [N_{oh}・B-6] 農文協『帰農時代』(『現代農業』増刊) 農文協, 1999年。
- [N_{oh}・B-7] 農文協『自給ルネッサンス』(『現代農業』増刊) 農文協, 1999年。
- [N_{oh}・K-1] 農業研究会『都市と農村』大成出版, 1980年。
- [N_{oh}C-1] 農林中金研究センター (鈴木博・河野直践著)『農協と有機農業』農林中金研究センター, 1988年。
- [N_{oh}・K-1] 農林水産大臣官房調査課編『食料需給表』農林統計協会, 各年。
- [N_{or}・K-1] North Klaus, *Environmental business management*, International Labour Office, 1992.
- <N_{oh}・SE-1> 農林水産省 <<http://www.maff.go.jp>>
- [N_{os}・N-1] 農林水産省構造改善局農政課市民農園制度研究会『改訂市民農園開設マニュアル』農政調査会, 1999年。
- [N_{hk}・V-1] NHK《生殖異変：しのびによる環境ホルモン汚染》NHK スペシャル, 1997年11月21日。
- [O_{he}・T-1] 大江正章「有機食品ビジネスと有機食品」『世界』岩波書店, 1997年11月。
- [O_{hh}・T-1] 大橋照枝『環境マーケティング戦略』東洋経済新報社, 1994年。
- [O_{hh}・T-2] 大橋照枝『静脈系社会の設計』有斐閣, 2000年。
- [O_{hi}・H-1] 大平博四『有機農業の農園』健友館, 1981年。
- [O_{hi}・H-2] 大平博四『実践有機農業読本』健友館, 1988年。
- [O_{hk}・H-1] 大木英男編『エコロジカルマーケティング』ダイヤモンド社, 1991年。
- [O_{hn}・K-1] 大野和興『農がなければ生きられない』社会評論社, 1991年。
- [O_{hs}・S-1] 大嶋茂男『環境の世紀の経営学』家の光協会, 1995年。
- [O_{hs}・S-2] 大嶋茂男『永続経済と協同組合』大月書店, 1998年。
- [O_{hu}・T-1] 大内力他編『新食糧法と激変する米流通』家の光協会, 1995年。
- [O_{ka}・T-1] 岡村東洋光ほか編著『企業と社会の境界変容』ミネルヴァ書房, 1999年。
- [O_{ka}・N-1] 岡庭昇『飽食の予言』情報センター出版, 1988年, (2)1989年, (3)1990年。
- [O_{ku}・M-1] 奥田道大他『都市化社会と人間』日本放送出版協会, 1975年。
- [O_{ka}・C-1] 岡山市役所農林水産振興課「牧山クラインガルテンをごぞんじですか」1999年。
- [O_{ka}・C-1] 岡山市役所農林水産振興課「牧山クラインガルテン入園状況」1999年。
- [O_{ka}・C-1] 岡山市役所農林水産振興課「牧山クラインガルテン整備事業について」

1999年。

- [O_{tt}・J-1] Ottman Jacquelyn A., *Green Marketing*, NTC Business Books, 1993.
- [O_{tt}・J-2] Ottman Jacquelyn A., *Green Marketing: Opportunity for Innovation*, NTC Business Books, 1998.
- [P_{ea}・K-1_o] Peattie Ken, *Green Marketing*, Longman Group UK, 1992 ([P_{ea}・K-1_t]) 三上富三郎監訳『体系グリーンマーケティング』同友館, 1993年.
- [P_{ea}・K-2_o] Peattie Ken, *Environmental Marketing Management*, Pitman Publishing, 1995.
- [P_{o1}・K-1_o] Polanyi Karl, *The Greate Transformation*, Beacon Press, 1957 ([P_{o1}・K-1_t]) 吉沢英成/野口建彦/長尾史郎/杉村芳美訳『大転換』東洋経済新報社, 1975年).
- [P_{o1}・K-2_o] Polanyi Karl, *Dahomey and the Slave Trade*, University of Washington Press, ([P_{o1}・K-2_t]) 栗本慎一郎/端信行訳『経済と文明』サイマル出版, 1975年).
- [P_{o1}・K-3_o] Polanyi Karl (Pearson H. W. ed.), *The Livelihood of Man*, Academic Press, ([P_{o1}・K-3_t]) 玉野井芳郎/栗本慎一郎訳『人間の経済 I・II』岩波書店, 1998年).
- [P_{o1}・K-4] Polanyi Karl (玉野井芳郎/平野健一郎編訳)『経済の文明史』日本経済評論社, 1985年。
- [P_{o1}・M-1_o] Polonsky Michael Jay, Mintu-Wimsatt Alma ed., *Environmental Marketing*, Haworth Press, 1995.
- [P_{or}・G-1] Porter Gareth and Brown Welsh (細田衛士監訳)『入門地球環境政治』有斐閣, 1998年。
- [R_{eh}・R-1_o] Rehak Robert ed., *Environmental Marketing and Advertising Council*, Rodale Press ([R_{eh}・R-1_t]) 楓セビル訳『環境広告60の作法』電通, 1996年).
- [R_{ei}・H-1] Reichelt H., *Zur Logischen Struktur des Kapitalbegriffs bei Karl Marx: Politische Okonomie Geschichte und Kritik*, Europaische Verlaganstalt Frankfurt Europa Verlag Wien, 1970.
- [R_{ic}・D-1] Ricard D., *On the Principles of Political Economy and Taxation: The Works and Correspondence of David Ricardo by Piero Sraffa*, Volume 1, Cambridge University Press, 1951.
- [R_{ob}・J-1_o] Robertson James, *Transforming Economic Life*, The Schumacher Society ([R_{ob}・J-1_t]) 石見尚・森田邦彦『21世紀の経済システム展望』日本経済評論社, 1999年) ¥1,200—.
- [R_{od}・J-1_t] Rodale J. I. (一楽照雄訳)『有機農法』農文協, 1974年。
- [S_{au}・F-1] Saussure Ferdinand ([ソシュール・F] 山内貴美夫訳)「言語学序説」勁草書房, 1971年。

- [S_{eo}・T-1] 濑尾健『原発事故…その時あなたは！』風媒社, 1995年。
- [S_{ey}・J-1_o] Seymour John and Giardet Herbert, Far from Paradise, British Broadcasting Corporation, 1986 ([S_{ey}・J-1_t] 加藤辻/大島淳子訳『遙かなる楽園』日本放送出版協会, 1988年) .
- [S_{ai}・J-1] 斎藤實男『グリーンマーケティング』同文館, 1993年。
- [S_{ai}・J-2] 斎藤實男『グリーンマーケティングII』同文館, 1997年。
- [S_{ai}・J-3] 斎藤實男『情報=人間=市場』晃洋書房, 1993年。
- [S_{ai}・J-4] 斎藤實男『グリーンプロシューマリズム』同文館, 1999年。
- [S_{ai}・J-5] 斎藤實男「宇野原論における「回り道」と「価値」『一橋研究』第5巻第4号, 1981年。
- [S_{ai}・J-6] 斎藤實男「マルクス価値形態論における「回り道」と「価値」『一橋研究』第6巻第2号, 1981年。
- [S_{ai}・J-7] 斎藤實男「「価値」形成労働のメルクマール」『一橋研究』第7巻第4号, 1983年。
- [S_{ai}・J-8₁] 斎藤實男「商品物神崇拜と「価値」(1)」『一橋研究』第8巻第2号, 1983年, [S_{ai}・J-8₂] 同(2)1984年。
- [S_{ai}・J-8] 斎藤實男「「グリーン」の時代の協同組合とは：「グリーンプロシューマリズム」とネットワーク」『協同組合経営研究月報』No.538, 1998年7月。
- [S_{at}・H-1] 佐藤博之「広がるグリーン購入の輪：「環境」が市場を左右する時代がやって来る」『グリーンジャーナル』Vol.2—No.5, 日刊工業新聞, 1999年4月。
- [S_{at}・N-1] 里地ネットワーク『里地』里地ネットワーク, 1999年6月。
- [S_{at}・M-1] 佐藤誠『阿蘇グリーンストック』石風社, 1993年。
- [S_{at}・H-1] 里見宏ほか『放射線照射と輸入食品』北斗出版, 1990年。
- [S_{ai}・T-1] 佐藤富雄『市民が主役の有機農業』ダイヤモンド社, 1998年。
- [S_{ch}・E-1_o] Schumacher E. F., *Small is Beautiful-A Study of Economics as if People Mattered-*, Blond & Briggs Ltd., 1973 ([S_{ch}-1_t] 斎藤志郎訳『人間復興の経済』佑学社, 1976年) .
- [S_{ch}・B-1] Schmidt-Bleek F., *Wieviel Umwelt braucht der Mensch?-MIPS-das Mass fuer oekologisches Wirtschaften*, Birkhaeuser Verlag, 1994 (佐々木建訳『ファクター10』シュプリンガー・フェアラーク東京, 1997年) .
- [S_{co}・R-1_o] Scott R. A. and Marks N. E. ed., *Marketing and its Environment*, Wadsworth Publishing, 1969.
- [S_{ei}・C-1] 生活クラブ神奈川『生き方を変える女たち』新泉社, 1981年。
- [S_{hr}・F-1] Shrader-Frechette K. S. 編 (京都生命倫理研究会訳)『環境の倫理』晃洋書房, 1993年。
- [S_{ey}・J-1_o] Seymour John and Giardet Herbert, Far from Paradise, British Broadcasting Corporation, 1986 ([S_{ey}・J-1_t] 加藤辻/大島淳子訳『遙かなる楽園』

- 日本放送出版協会, 1988年).
- [S_{hi}・M-1] 嶋口充輝・石井淳蔵『現代マーケティング』有斐閣, 1987年。
- [S_{hi}・M-2] 嶋口充輝『統合マーケティング』日本経済新聞社, 1992年。
- [S_{hi}・M-3] 嶋口充輝『顧客満足型マーケティングの構図』有斐閣, 1994年。
- [S_{hi}・MV-1] 嶋口充輝監『競争に勝つ』現代マーケティング・シリーズ 1-3, 富士ゼロックス, 1988年。
- [S_{hi}・MV-2] 嶋口充輝監『市場リーダーへの道』現代マーケティング・シリーズ 2, 富士ゼロックス, 1989年。
- [S_{hu}・K-1₂₇₉] 週刊金曜日編「「買ってはいけない」現象」『週刊金曜日(279)』, 1999年8月20日。
- [S_{hu}・K-1₃₁₃] 週刊金曜日編「徹底論争：買ってはいけない」『週刊金曜日(313)』, 2000年4月28日。
- [S_{mi}・A-1] Smith A., *An Inquiry into the Nature and Cause of the Wealth of Nations*, ed. Cannan E., The University of Chicago Press, 1976.
- [S_{od}・O-1] 祖田修『大地と人間』放送大学教育振興会, 1998年。
- [S_{oi}・H-1] Soil & Health Association, *Soil & Health*, (bi-monthly), Soil & Health Association (ex.[S_{oi}・H-1_{04/05/1996}] means published April/May 1996).
- [S_{te}・R-1_o] Steiner Rudolf, *Geisteswissenschaftliche grundlagen zum Gedeihen der Landwirtschaft: Landwirtschaftlicher Kursus*, Rudolf Steiner-Nachlass verwaltung, 1963 ([S_{te}・R-1_o] 新田義之監・市村温司訳『農業講座』人智出版, 1987年)
- [S_{ud}・H-1] 須田春海他編著『環境自治体の創造』学陽書房, 1992年。
- [S_{ud}・O-1] 須藤修/後藤玲子『電子マネー』ちくま新書, 1998年。
- [S_{ho}・S-1] 食糧の生産と消費を結ぶ研究会編『リポート：アメリカの遺伝子組み換え作物』, 1999年。
- [S_{hu}・K-1₂₇₉] 週刊金曜日編「「買ってはいけない」現象」『週刊金曜日(279)』, 1999年8月20日。
- [S_{hu}・K-1₃₁₃] 週刊金曜日編「徹底論争」『週刊金曜日(313)』2000年4月28日。
- [S_{od}・O-1] 祖田修『大地と人間』放送大学教育振興会, 1998年。
- [S_{ug}・M-1] 杉元勝「九州における環境マネジメントシステムの導入状況」九州経済調査協会『九州経済調査月報』1997年10月。
- [S_{uz}・H-1] 鈴木博「有機農業の新しい展開方向」九州産業大学『経営学論集』第2巻第3号, 1992年2月。
- [S_{uz}・H-1] 鈴木博『農協の准組合員問題』全国協同出版, 1983年。
- [S_{uz}・H-2] 鈴木博「有機農産物流通における消費者集団の実態」九州産業大学『経営学論集』第3巻第4号, 1993年。
- [S_{uz}・H-3] 鈴木博「岐路に立つ有機農業」『農業大論争』(別冊宝島145号) JICC, 1991

年12月。

- [S_{uz}・H-4] 鈴木博「日本における有機農業の発展・変化の軌跡」長崎県立大学国際文化経済研究所『調査と研究』第26巻第1号, 1995年3月。
- [S_{uz}・H-5] 鈴木博「有機農業の現段階と課題」長崎県立大学国際文化経済研究所『調査と研究』第30巻第1号, 1999年3月。
- [S_{uz}・T-1] 鈴木武編『現代流通のダイナミズム』晃洋書房, 1997年。
- [S_{uz}・T-2] 鈴木武編『現代流通論』多賀書店, 2001年。
- [T_{ab}・M-1] 多辺田政弘「地域自給の基礎視角」『国民生活研究』第24巻第2号, 1984年9月。
- [T_{ab}・M-2] 多辺田政弘『コモンズの経済学』学陽書房, 1990年。
- [T_{ag}・R-1] 田上隆一『村のネットワークが農業を変える』日本経済新聞社, 1992年。
- [T_{ak}・I-1] 高木功『地球の迷い方』東京創元社, 1995年。
- [T_{ak}・Y-1] 高橋洋児『物神性の解説』勁草書房, 1981年。
- [T_{ak}・O-1] 高松修「輸入食料と収穫後農薬論争」「農業大論争」(別冊宝島145号)JICC, 1991年12月。
- [T_{ak}・Y-1] 高須賀義博「貨幣の必然性」「特集=貨幣」「現代思想」青土社, 1977年10月。
- [T_{ak}・Y-2] 高須賀義博『鉄と小麦の資本主義』世界書院, 1991年。
- [T_{ak}・M-1] 高辻正基『エントロピー発想の生かし方』ごま書房, 1984年。
- [T_{ak}・K-1] 武田邦彦『リサイクル幻想』文芸新書, 2000年。
- [T_{am}・K-1] たまごの会編『たまご革命』三一書房, 1979年。
- [T_{am}・Y-1] 玉野井芳郎他編『地域主義』学陽書房, 1978年。
- [T_{am}・Y-2] 玉野井芳郎他『地域の思想を求めて』日本経済評論社, 1981年。
- [T_{an}・H-1] 種田拓他『都市よ、さらば』麦秋社, 1995年。
- [T_{an}-1] 田内幸一『市場創造のマーケティング』三嶺書房, 1983年。
- [T_{an}-2] 田内幸一『マーケティング』日経文庫, 1985年。
- [T_{an}・K-1] 田内幸一「消費者概念の再検討とコンシューマリズム」「マーケティングと広告」1971年12月。
- [T_{er}・S-1] 寺西俊一『地球環境問題の政治経済学』東洋経済新報社, 1992年。
- [T_{ho}・T-1] Thorson T. L. (奈良和重訳)『バイオポリティクス』勁草書房, 1973年。
- [T_{im}・D-1] Timothy Doyle and McEachern, *Environment and Politics*, Routledge, 1998.
- [T_{od}・T-1] 戸田常一「Structural Change of Regional Economy in Japan」「地域経済研究」第5号, 広島大学地域経済研究センター, 1994年3月。
- [T_{of}・A-1] Toffler Alvin, *The Third Wave*, William Morrow & Co., 1980 (徳山二郎監訳『第三の波』日本放送出版協会, 1980年)。
- [T_{oh}・D-1] 東北大学大学院情報科学研究科『貸し農園に関する実態調査報告書』1998

年7月。

- [T_{ok}・K-1] 東京都環境保全局『東京都環境白書』東京都環境保全局, 1998年。
- [T_{ok}・N-1] 東京都農林水産部「市民農園の楽しい野菜の作り方」東京都農林水産部, 1990年代。
- [T_{ok}・N-2] 東京都農林水産部「だれにでもできるじょうずな野菜づくり」東京都農林水産部, 1990年代。
- [T_{ok}・N-3] 東京都農林水産部「東京都市民農園調査表」東京都農林水産部, 1999年3月。
- [T_{ok}・NS-1] 東京都農林水産振興財団「東京都有機農業堆肥センター」東京都, 1990年代。
- [T_{os}・N-1] 都市農村交流研究会編『都市と農村の交流』ぎょうせい, 1985年。
- [T_{sh}・S-1] 津端修一他編著『市民農園』家の光協会, 1987年。
- [T_{sh}・Y-1] 津野幸人『小農本論』農文協, 1991年。
- [T_{su}・S-2] 都留重人『公害の政治経済学』岩波書店, 1972年。
- [U_{ed}・T-1] 上田隆穂『マーケティング価格戦略』有斐閣, 1999年。
- [U_{et}・K-1] 植田和弘『環境経済学』岩波書店, 1996年。
- [U_{em}・S-1] 植村振作ほか『残留農薬データブック』三省堂, 1992年。
- [U_{me}・S-1] 梅沢昌太郎『農協のマーケティング戦略』日本能率協会, 1984年。
- [U_{me}・S-1] 梅沢昌太郎『農協のマーケティング戦略』日本能率協会, 1984年。
- [U_{no}・K-1] 宇野弘蔵『著作集』第1巻, 岩波書店, 1973年。
- [U_{no}・K-2] 宇野弘蔵『経済原論』岩波全書, 1964年。
- [U_{no}・K-3] 宇野弘蔵『著作集』第1巻, 岩波書店, 1973年。
- [U_{no}・K-4] 宇野弘蔵『著作集』第6巻, 岩波書店, 1974年。
- [U_{no}・K-5] 宇野弘蔵編『資本論研究 I』筑摩書房, 1967年。
- [U_{em}・S-1] 植村振作ほか『残留農薬データブック』三省堂, 1992年。
- [U_{en}・S-1] 上野重義「わが国農業展開の課題」『エコノミクス』第4巻第3・4号, 九州産業大学経済学会, 2000年3月。
- [U_i・J] 宇井純『公害の政治学』三省堂, 1968年。
- [U_{me}・S-1] 梅沢昌太郎『農協のマーケティング戦略』日本能率協会, 1984年。
- [U_{me}・S-1] 梅沢昌太郎『農協のマーケティング戦略』日本能率協会, 1984年。
- [W_{ad}・M-1] 和田充夫『小売企業の経営革新』誠文堂新光社, 1989年。
- [W_a・M-1] 和田充夫『関係性マーケティングの構図』有斐閣, 1998年。
- [W_{ak}・H-1] 湧田宏昭編著『経営情報科学総論: 改訂版』中央経済社, 1992年。
- [W_{as}・J-1] Wasik J. F., *Green Marketing & Management: A Global Perspective*, Blackwell Business, 1996.
- [W_{at}・R-1] 縊貫礼子『胎児からの默示・世界書院, 1986年。
- [W_{at}・R-2] 縊貫礼子『毒物ダイオキシン・技術と人間, 1986年。

- [W_{ak}・Y-1] 涌井安太郎『わが心に生きる協同組合の思想家』家の光協会, 1977年。
- [W_{at}・Z-1] 渡辺善次郎『都市と農村の間』論創社, 1983年。
- [W_{at}・Z-2] 渡辺善次郎他編著『「農」のあるまちづくり』学陽書房, 1989年。
- [W_{at}・Z-3] 渡辺善次郎他『東京に農地があつてなぜ悪い』学陽書房, 1991年。
- [W_{at}・Z-4] 渡辺善次郎『近代日本都市近郊農業史』論創社, 1991年。
- [W_{at}・R-1] 縊貫礼子『胎児からの黙示・世界書院, 1986年。
- [W_{at}・R-2] 縊貫礼子『毒物ダイオキシン・技術と人間, 1986年。
- [W_{hi}・A-1] White Alison, "Pesticides in Food: NZ Worse than US" *Soil & Health*, Feb./March/1995.
- [Y_{am}・K-1] 山田國廣「ハイテク技術が地球環境をさらに汚染する」『地球環境読本』宝島社, 1987年。
- [Y_{am}・K-2] 山田國廣『エコ・ラベルとグリーン・コンシューマリズム』藤原書店, 1995年。
- [Y_{am}・O-1] 山口県大島町「祝ガルテンヴィラ大島」1999年4月。
- [Y_{am}・H-1] 山本久義『ルーラル・マーケティング』同文館, 1999年。
- [Y_{an}・Y-1] 矢野友三郎『世界 ISO マネジメント』日科技連, 1998年。
- [Y_{as}・S-1] 保田茂『生産者と消費者との提携の方法と意義』農林中金調査研究センター, 1984年。
- [Y_{os}・K-1] 吉田喜一郎『地域社会農業：商品生産から食べ物づくりへ』家の光協会, 1985年。
- [Y_{os}・T-1] 吉田民人『主体性と所有構造の理論』東大出版, 1991年。
- [Y_{os}・H-1] 吉村弘「都道府県の人口規模と人口移動」広島大学地域経済研究センター『地域経済研究』第9号, 1998年3月。
- [Y_{os}・H-1] 吉沢英成『貨幣と象徴』日本経済新聞社, 1981年。
- [Z_{en}・N-2] 全国農業協同組合中央会編『むらの挑戦』家の光協会, 1985年。
- [Z_{en}・N-1] 全国農業協同組合中央会編『市民農園開設の手引き』農文協。
- [Z_{en}・NV-1] 全国農業協同組合中央会〈農業の担い手をどうするか〉農文協, 1990年代。
- [Z_{en}・NV-2] 全国農業協同組合中央会〈取組もう！快適なわがむら・まちづくり〉農文協, 1990年代。
- [Z_{im}・M-1] Zimmerman M. E. ed., *Environmental Philosophy: From Animal Rights to Radical Ecology*, 2nd ed., Prentice-Hall, 1998.